



静岡市 
みどりの
基本計画
(案)

令和6年12月

目 次

第1章 みどりの基本計画について.....	1
1-1 計画の目的.....	1
1-2 計画改定の背景.....	1
1-3 本計画が対象とする「みどり」について.....	2
1-4 みどりに関わる分野間連携と分野別に見たみどりの効果.....	3
(1) みどりに関わる分野間連携の必要性.....	3
(2) みどりに関わる取組において連携が想定される分野.....	3
(3) 分野別に見たみどりが持つ主な効果.....	4
1-5 計画の位置付け.....	5
1-6 計画対象区域.....	6
1-7 計画期間.....	6
1-8 計画の構成.....	7
第2章 本市におけるみどりの課題.....	8
2-1 みどりの現況.....	8
(1) 本市の概況.....	8
(2) みどりの総量.....	9
(3) 緑地現況.....	13
(4) 緑視率.....	23
(5) 緑地行政における財政状況.....	24
2-2 前計画の検証.....	26
(1) 都市公園の整備目標の達成状況.....	26
(2) アクションプログラム計画事業の実施状況.....	29
2-3 市・市民・事業者等による取組の状況.....	30
(1) 市の取組.....	30
(2) 市民・事業者等による取組.....	31
(3) 市民・事業者等による都市公園の管理・利活用の状況.....	33
2-4 みどりに関する市民・企業の意向.....	36
(1) 市民意向調査概要.....	36
(2) 企業意向調査概要.....	38
2-5 みどりの評価.....	41
2-6 みどりを取り巻く環境（トレンド）.....	51
(1) 本市を取り巻く社会動向の変化.....	51

(2) 全国的な緑地行政に関連する動向	53
(3) 全国的なまちづくりに関連する動向	57
2-7 みどりの課題.....	61
第3章 みどりの将来像と基本方針.....	63
3-1 みどりの将来像.....	63
3-2 みどりの基本方針.....	66
第4章 将来像を実現するための施策・取組	71
第5章 静岡市のみどりに関する新たな視点	110
5-1 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場の創出.....	111
(1) グリーンインフラによる本市のみどりを持つ機能の最大化	111
(2) 誰もが心豊かに過ごすことができる快適な空間づくり	112
(3) 都市農地を活かしたまちづくりの推進	113
(4) 市街地周辺における自然環境の里山としての保全・利活用の推進	113
5-2 しなやかに使いこなす仕組みをととのえる.....	114
(1) 利用ルールの弾力化	114
(2) 社会実験の場としての利活用	115
5-3 みどりの担い手を広げ・つなぎ・育てる.....	116
(1) みどりを活用した地域課題解決に関わる担い手づくり	116
(2) 公民共創の促進	116
(3) 事業者が参入しやすい環境づくり	117
5-4 みどりの空間における DX の推進.....	117
第6章 計画の推進に向けて.....	119
6-1 特に推進が求められる取組.....	119
6-2 計画の取組主体と推進体制.....	123
6-3 計画の推進方法について.....	124
(1) PDCA サイクルによる計画の推進.....	124
(2) みどりの基本計画に係るアクションプログラムの作成	125
(3) 本計画の目標	126
資料編.....	1
用語集.....	1

第1章 みどりの基本計画について

1-1 計画の目的

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定する基本計画として、みどりの保全や緑化の推進に関して、その将来像と基本方針、将来像を実現するための施策、取組等を定めるみどりのマスタープランです。

静岡市（以下、「本市」という。）では、平成27（2015）年4月施行の「静岡しみどり条例」で、本市のみどりに関する基本理念を掲げ、この基本理念の実現に向けて「静岡しみどりの基本計画」（以下、「本計画」という。）を定めるものとしています。

本計画では、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に図ることを目的として、本市におけるみどりのまちづくりの方向性を示します。

～「静岡しみどり条例」における基本理念～

- (1) 人と自然が共生し、安全で快適な生活を享受することができるまちづくりのために行われなければならないこと。
- (2) 都市の環境づくりとの整合を図り、後世に残るみどりを築くため、計画的に行われなければならないこと。
- (3) 市、市民及び事業者の協働のもとに、適切に役割を分担しながら行われなければならないこと。

1-2 計画改定の背景

本市においては、平成28（2016）年3月に静岡市都市計画マスタープランの改定を実施し、令和5（2023）年3月に第4次静岡市総合計画を策定しました。また、平成27（2015）年4月の前計画改定より、みどりを取り巻く環境（トレンド）は大きく変化しています。これらの背景を踏まえ、第4次静岡市総合計画の実現に向けて、みどりの保全、創出、育成に向けた取組を総合的かつ体系的に進めるため本計画を改定します。

<みどりを取り巻く環境（トレンド）>

- ・ 少子高齢化・人口減少
 - ・ 災害の激甚化・頻発化
 - ・ グリーンインフラの推進
 - ・ みどりに係る法改正等の近年の動向
 - ・ 都市公園に関する動向
 - ・ 生物多様性の保全
 - ・ 持続可能なまちづくり（SDGs）
 - ・ 脱炭素社会の形成
 - ・ まちなかウォークアブルの推進
 - ・ こどもまんなか社会の創出
 - ・ 新型コロナ危機を契機としたまちづくり
- ※詳細は「2-6 みどりを取り巻く環境（トレンド）」に整理しています。

■改定のポイント

本改定においては、経済成長時代のまちづくりや人口増加等を背景とした、みどりの量の確保に主眼をおいた前計画までの計画内容から、市民の Well-being（心豊かな暮らし）の向上を目指し、既存のみどりの価値向上や柔軟な利活用を推進する内容へと、計画の方向性の転換を図りました。

1-3 本計画が対象とする「みどり」について

本計画では、山地・丘陵地、海浜、河川、農地等の自然環境や、公園、街路樹、公共建築物や工業地等の民有地の植栽、住宅の庭や生垣、市街地内の都市農地や樹林地等のまちなかの緑地などのあらゆるみどりを対象とします。

また、公園や公共施設の植栽等の「施設緑地」、土地利用規制等がある「地域制緑地」、「施設緑地」と「地域制緑地以外」の「その他のみどり」を総称して「みどり」と定義します。

～本市における「みどり」の定義～

○ 公園等の「施設緑地」

- ・都市公園法で規定される都市公園、都市公園以外の公有地で公園に準じる機能を持つ施設、駅前広場、街路樹、公共施設の植栽、民有地で公園に準じる機能を持つ施設、社寺境内地などの緑地。

○ 土地利用規制がある「地域制緑地」

- ・風致地区や生産緑地地区などの法規制等によって土地利用が制限されている緑地。

○ 「施設緑地」と「地域制緑地」以外の「その他のみどり」

- ・施設緑地および地域制緑地以外の山地・丘陵地、海浜、河川、農地、樹林地、公共建築物や工業地等の民有地の植栽、住宅の庭や生垣等のみどり。

本計画で対象とする「みどり」は、適正な維持管理などの人間活動によって良好な状態が維持されるものであり、自然な状態で保たれている原生的な自然は対象外とします。多様な機能を持つ「みどり」は快適で安全な市民生活を支えている必要不可欠なものであり、本計画により「みどり」の保全、創出、利活用等に関する取組を総合的かつ計画的に推進することが重要です。



図 本計画が対象とする「みどり」

1-4 みどりに関わる分野間連携と分野別に見たみどりの効果

(1) みどりに関わる分野間連携の必要性

本市では、気候変動や災害の激甚化・頻発化、耕作放棄地の増加、子どもの遊び場の不足、地域の賑わい減少といった、市全体で抱える大きな課題が多々あります。このような課題を、みどりが持つ多様な効果を賢く利用することで解決に導こうとする取組の推進が求められています。

みどりの効果は、一般的に「存在効果」と「利用効果」に大別されます。「存在効果」とは、みどりが存在することによって都市機能等にもたらされる効果であり、ヒートアイランドの緩和、災害発生時の避難場所、火災発生時の延焼遮断、雨水貯留による浸水被害の軽減等の効果があげられます。また、「利用効果」とは、公園利用者にもたらされる効果であり、健康増進効果、子どもの健全な育成効果、地域コミュニティの活動を醸成する効果等があげられます。

このような、みどりの効果を地域課題の解決に役立てようという取組はグリーンインフラ（詳細はP53に記載しています。）と定義され、今後ますますの取組の推進が期待されています。

さらに、近年では、みどりの様々な主体による活動の場としての役割が高まっており、本計画ではみどりに関わる取組の分野間連携による促進を図ることで、多様な分野へのみどりの効果の波及を実現します。

(2) みどりに関わる取組において連携が想定される分野

本計画において分野間連携が想定される分野として、「第4次静岡市総合計画」の分野を参考に、「都市・社会基盤」、「環境」、「農林水産」、「防災・減災」、「観光・交流」、「健康福祉・子ども教育・文化スポーツ」、「地域経済」の7分野を整理しました。

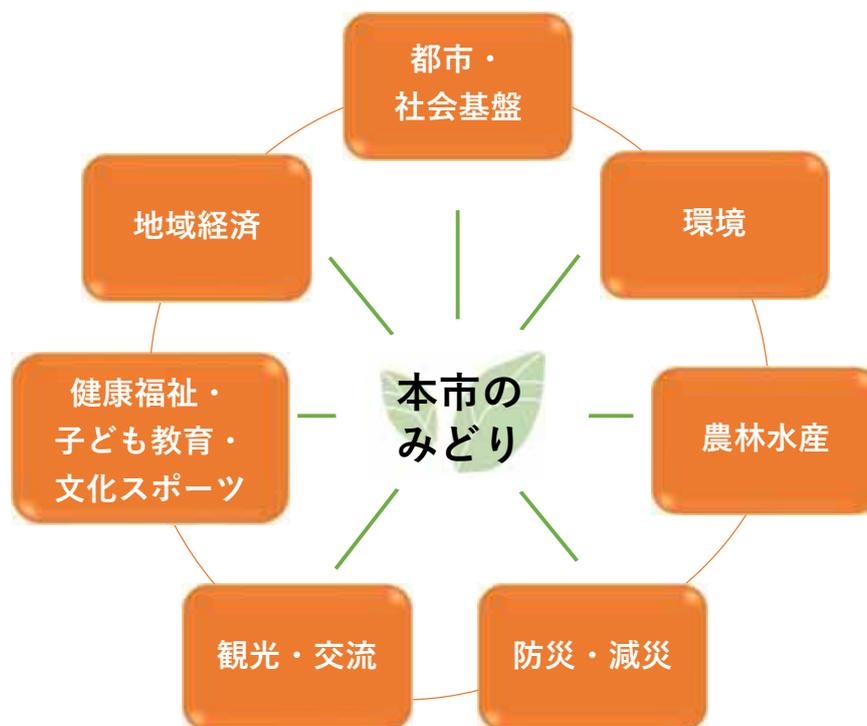


図 みどりに関わる取組において連携が想定される分野

(3) 分野別に見たみどりが持つ主な効果

分野間連携が想定される各分野におけるみどりが持つ主な効果について整理しました。

<分野別に見たみどりが持つ主な効果>

都市・ 社会基盤

- ・人と自然が共生する都市環境を創出する効果
- ・河川や街路樹による野生生物のネットワークを形成する効果

環境

- ・生物多様性の確保、ヒートアイランドの緩和等の都市環境の改善をもたらす効果
- ・多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある景観を形成する効果

農林水産

- ・農地や林地の存在による都市環境の維持、新鮮な農産物の供給、まちなかにおける生物の生息空間の提供、雨水貯留等の防災の効果

防災・ 減災

- ・災害発生時の避難場所、防災拠点等となることによって都市の安全性を向上させる効果
- ・火災発生時の延焼遮断、雨水貯留による浸水被害軽減の効果

観光・ 交流

- ・観光資源として観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果
- ・地域コミュニティの活動拠点となる効果

健康福祉・ 子ども教育・ 文化スポーツ

- ・健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進等をもたらす効果
- ・子どもの健全な育成の場を提供する効果
- ・地域の文化を伝承、発信する効果

地域経済

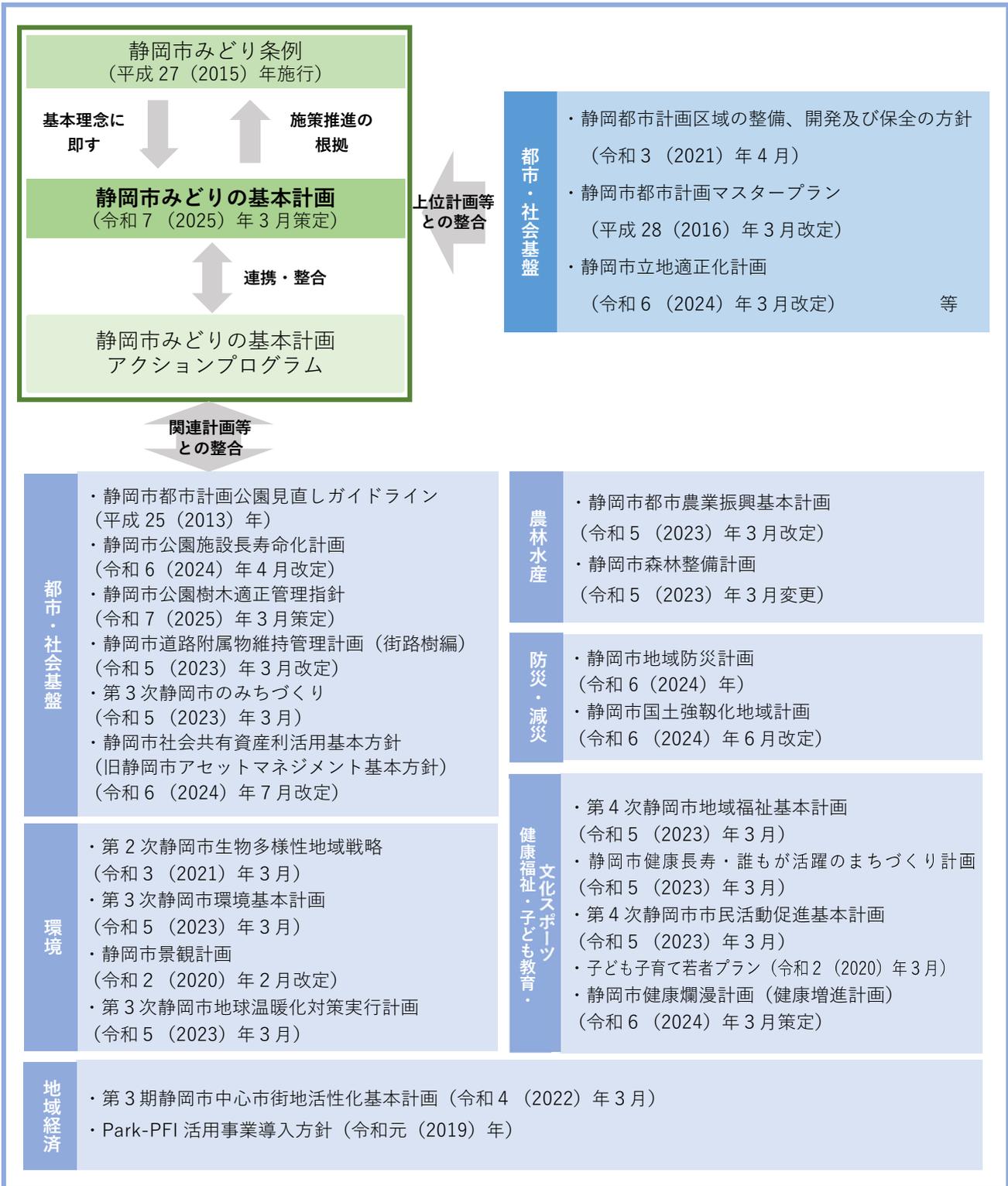
- ・地域コミュニティの醸成に寄与する効果
- ・公園が中心となったイベントの開催等により、地域経済を活性化する効果
- ・公園施設の管理や利活用に関する担い手としての企業の進出や雇用の創出等により経済を活性化させる効果

1-5 計画の位置付け

本計画は第4次静岡市総合計画や静岡市都市計画マスタープラン、静岡市みどり条例をはじめとした上位・関連計画との整合を図るとともに、各上位・関連計画との連携強化により、取組を積極的に推進します。

第4次静岡市総合計画（令和5（2023）年4月～令和12（2030）年3月）

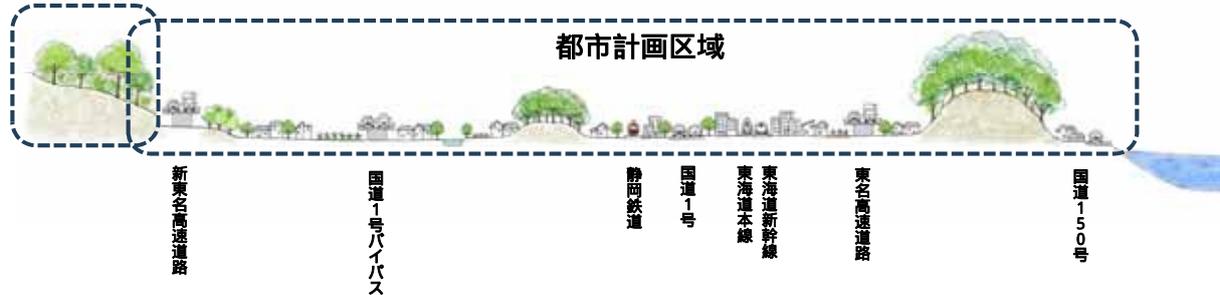
整合



1-6 計画対象区域

本計画は都市緑地法に基づき、主に都市計画区域を対象として策定する計画です。しかしながら、本市は市域の約80%が中山間地域となっており、自然環境の維持保全、都市の景観上、都市計画区域外のみどりは欠かすことのできない重要な要素であることから、本計画の対象区域は都市計画区域及びその縁辺部とします。

都市計画区域の 縁辺部



1-7 計画期間

計画期間は、令和7(2025)年から令和26(2044)年までの20年間とします。

評価指標の目標年度は、令和12(2030)年を設定します。

なお、本計画は、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

1-8 計画の構成

本計画の構成は以下の通りです。

第1章 みどりの基本計画について

計画の目的や改定の背景、計画の基本的事項を示したもの。

第2章 本市におけるみどりの課題

本市のみどりを取り巻く現況の整理、現況のみどりの評価を踏まえ、現況のみどりの課題を示したもの

第3章 みどりの将来像と基本方針

本市のみどりの目指すべき将来像と基本方針を示したもの

第4章 将来像を実現するための施策・取組

本市のみどりの将来像の実現に向けた施策の体系や具体的な施策・取組を示したもの

第5章 静岡市のみどりに関する新たな視点

本市のみどりに関する新たな視点を示したもの

第6章 計画の推進に向けて

本計画に基づく取組を着実に推進するための方策について示したもの

第2章 本市におけるみどりの課題

2-1 みどりの現況

(1) 本市の概況

本市は、北部の南アルプスに連なる山地から南部の駿河湾に面する海岸まで変化に富んだ自然環境を有し、四季を通じて様々な景観を楽しむことができます。市域の北部には大井川流域や安倍川流域の山地が広がり、豊かなみどりと水を供給しています。そして、安倍川、富士川の下流には扇状地、あるいは興津川の下流には谷底平野が形成され、市街地が発展しています。南部には日本平や大崩海岸をはじめとした特徴ある地形がみられます。また、多くの場所から富士山と市内の山々、河川、海岸が一体となった景観がみられ、富士山を背景としたみどりと水の景観は、本市の特徴的な景観であり、市民の原風景と言えます。平成 25（2013）年には、羽衣伝説のある名勝三保松原が世界文化遺産富士山の構成資産として登録されました。

気候は温暖で、冬でも晴天の暖かい日が多く、この特性を活かしてお茶やミカン、イチゴ等の栽培が盛んに行なわれています。

本市には史跡・文化財が数多く、古くからの歴史や文化を今に伝えています。弥生時代後期の住居跡、倉庫跡、水田跡等が発掘された登呂遺跡、徳川氏の時代に建てられた久能山東照宮、駿府城跡、旧東海道と蒲原、由比、興津を始めとする宿場町等、市を代表する建造物やみどりが多く残っています。

平成 15（2003）年 4 月に旧静岡市と旧清水市が合併し、平成 17（2005）年には政令指定都市に移行しました。さらに、平成 18（2006）年には旧蒲原町が合併し、平成 20（2008）年には旧由比町が合併したことで、現在の市域面積は 141,193ha（静岡市の都市計画（資料編）（令和 6 年 3 月 31 日現在））の広大な面積を有しており、人口は約 68 万人と、静岡県の文化、経済の中心都市となっています。一方で、本市の人口は平成 24（2012）年から減少を続けており、人口減少をはじめとした人口構造の変化への対応が求められます。

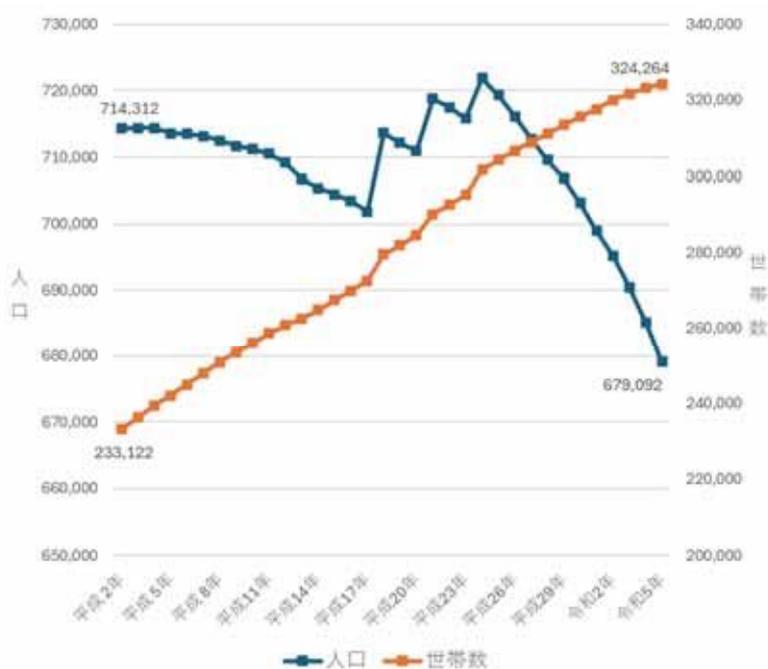


図 人口及び世帯数の推移

（出典：住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在））

(2) みどりの総量

① 都市計画区域におけるみどり

本市の都市計画区域（23,490ha）のみどりの総量は 11,540.44ha で、都市計画区域に対する割合は 49.1%となっています。

みどりの区分別で見ると、有度山や賤機山等の市街地を囲む丘陵地や山地に広がる山林が 5,237.26ha と、みどりの総量の 45.4%を占め最も多く、次いで丘陵地や山裾に多く分布する畑が 2,804.69ha、24.3%となっています。

一方、都市公園は令和 5（2023）年度末で 481.76ha を開設しており、大規模な都市公園のみどりが有度山の山裾や安倍川等の河川敷、三保松原等、本市の豊かな自然の中に位置しています。また、主に平野部に広がっている市街化区域内においては駿府城公園や草薙総合運動公園等が整備されています。

表 都市計画区域におけるみどりの総量
(出典：静岡市都市計画基礎調査（令和 3（2021）年、令和 4（2022）年）、
静岡市緑地政策課資料（令和 6（2024）年）)

区分	面積 (ha)	合計面積に占める割合 (%)
田	333.42	2.9
畑	2,804.69	24.3
山林	5,237.26	45.4
水面	539.09	4.7
自然地	1,473.83	12.8
その他自然地(自然的土地利用内の、荒地や原野などの可住地となりうる土地を抽出)	659.84	5.7
公共施設緑地	10.55	0.1
都市公園（供用）	481.76	4.1
合計面積	11,540.44	100.0
合計面積の都市計画区域面積に占める割合 (%)		49.1

② 市街地を囲む山地・丘陵地のみどり

本市の市街地を竜爪山、有度山、賤機山、谷津山、梶原山、薩埵山、浜石岳、御殿山等の山地・丘陵地が取り囲んでいます。市街地のどこにおいてもこれらの山地・丘陵地のみどりを眺めることができ、市民のふるさとの景観となっています。桜の名所になっているところも多く、花見をはじめとした市民のレクリエーションの場として親しまれています。

また、世界農業遺産である「静岡水わさびの伝統栽培」が実施されているわさび栽培地域である有東木地区をはじめとして、市街地を囲む山地・丘陵地では人々の営みが美しい風景を形成しています。

③ 駿河湾

市域の南側は駿河湾に面しており、石部から蒲原にかけて海岸が広がっています。三保松原は、平成 25（2013）年 6 月に世界文化遺産富士山の構成資産に登録され、世界的に評価されています。

清水区には国際拠点港湾があり、街と水辺が一体となった環境・景観が形成されています。

④ 山地・丘陵地と駿河湾を結ぶ河川

本市では、富士山や南アルプス等により自然豊かな山地景観が形成されています。

また、南アルプスの前衛の山々を水源とする安倍川とその支流の藁科川、田代峠を水源とする興津川、長野県、山梨県から流れ下る富士川等の河川が市域を北から南に流れ、駿河湾に注いでいます。これらの河川は、水遊び、釣り、河川敷を活用したスポーツをはじめとしたレクリエーションの場として市民に親しまれています。

⑤ 郊外の一団の農地

市街地郊外の平坦部には一団の水田等が広がり、良好な環境や景観の形成に寄与しています。

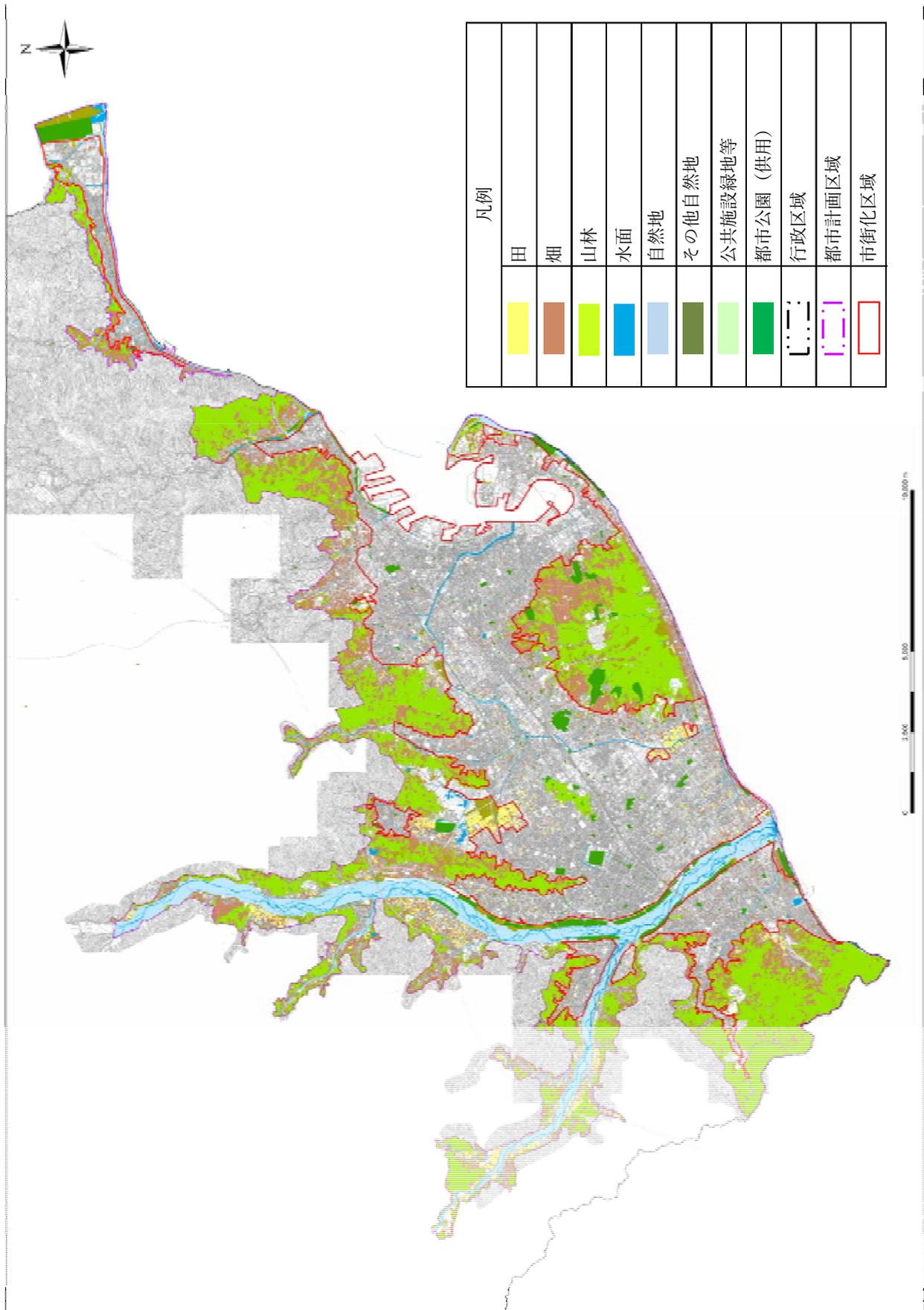


図 みどりの現況 (出典：都市計画基礎調査 (令和3 (2021) 年、令和4 (2022) 年)、静岡市緑地政策課資料)

(3) 緑地現況

都市公園や公共施設緑地等の施設緑地と土地利用規制や条例で確保される地域制緑地のそれぞれについて緑地の現況を整理します。各緑地の区分と現況量は下表の通りです。

なお、今後の緑地現況の把握方法としては、緑地の現状を定量的に把握し、計画的・戦略的にその保全及び緑化を推進するため、国が整理する簡易的な緑被率の算定手法等の導入を検討します。

【参考】本市の都市計画区域に占める緑被率（令和6（2024）年11月時点）約40.7%

表 都市計画区域における緑地現況量

（出典：都市計画基礎調査（令和3（2021）年）、静岡市緑地政策課資料（令和6（2024）年））

区分		面積(ha)	m ² /人
施設緑地	都市公園	481.76	7.29
	公共施設緑地等	10.55	0.16
	施設緑地合計	492.31	7.45
地域制 緑地	風致地区	2,764.70	41.86
	生産緑地地区	203.40	3.08
	農振農用地区域	2,148.13	32.52
	県立自然公園	1,995.00	30.20
	保安林区域	220.29	3.34
	名勝指定区域	109.70	1.66
	地域制緑地合計	7,441.22	112.66

※人口1人あたりの整備量の算出には、都市計画区域人口は660,519人（出典：静岡市の都市計画（資料編）（令和6年3月31日現在））を用いています。

※農振農用地区域、保安林区域について、都市計画基礎調査（R3）より算出しています。

※各区分の面積には重複部分があります。

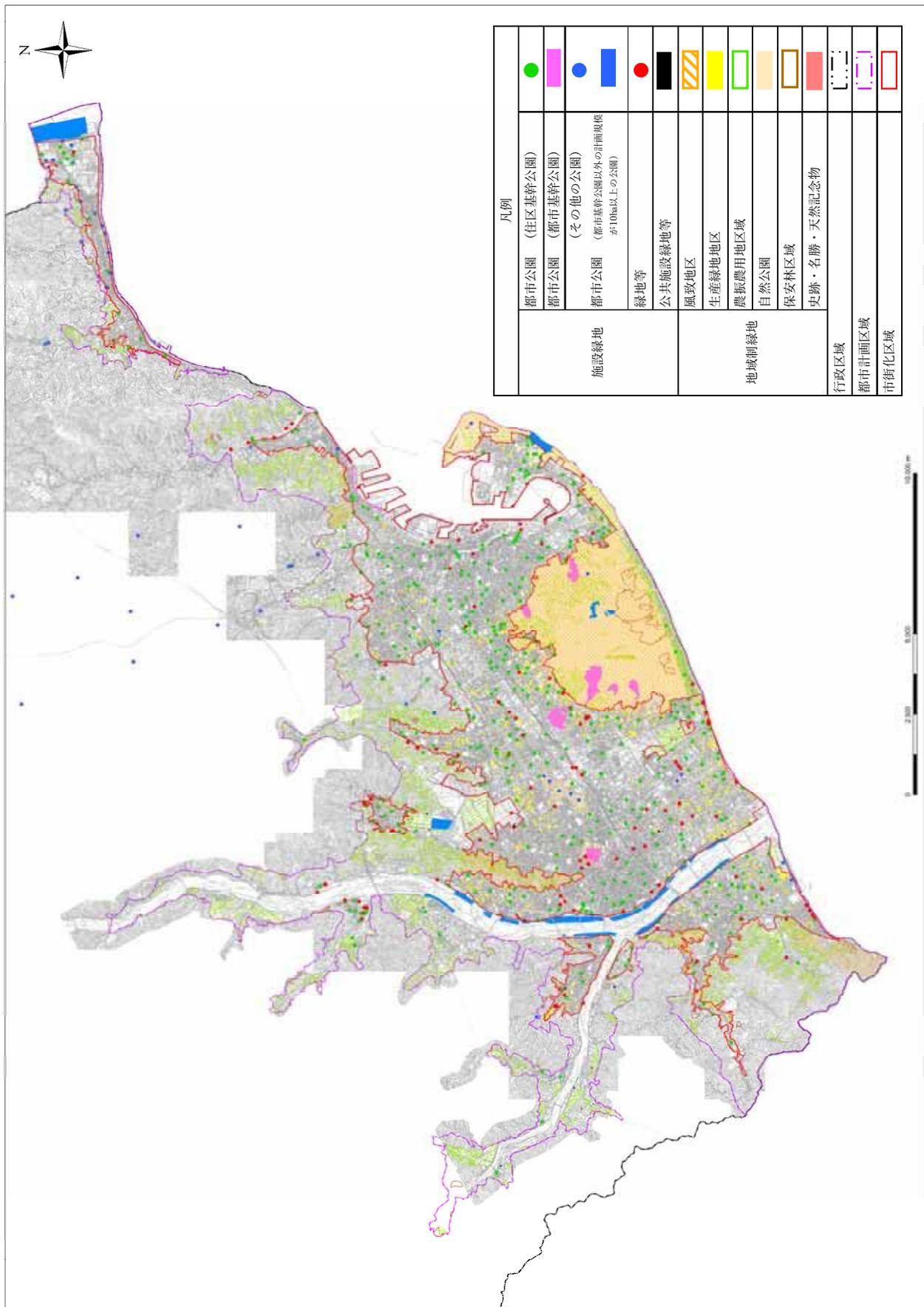


図 緑地現況 (施設緑地・地域制緑地)

(出典：都市計画基礎調査 (令和3 (2021) 年)、静岡市緑地政策課資料)

① 施設緑地等の現況

施設緑地としては、都市公園の他に、都市公園以外の公有地で公園に準じる機能を持つ施設、駅前広場、街路樹等の公共施設緑地などがあり、これらの都市計画区域内における面積は492.31haとなっています。また、その他のみどりとしては、河川のみどりや民有地のみどり等、様々なみどりがあります。

■ 都市公園

本市では、都市計画区域全体で、都市公園を536ヶ所、481.76haを整備しており、種別ごとの内訳は、住区基幹公園では、街区公園を418ヶ所、69.12ha、近隣公園を22ヶ所、39.37ha、地区公園を2ヶ所、12.54ha、都市基幹公園では、総合公園を5ヶ所、96.27ha、運動公園を2ヶ所、42.21ha整備しています。このほか、風致公園、歴史公園の特殊公園を12ヶ所、41.38ha、都市緑地及びその他の緩衝緑地等を合わせて75ヶ所、180.87ha整備しています。

都市公園536ヶ所のうち、約8割の455ヶ所が市街化区域に位置していますが、市街化区域内の都市公園面積は187.23haと、都市公園全体の面積481.76haの約4割となっています。

住区基幹公園は、市街化区域を中心に配置していますが、街区公園については市街化調整区域においても、住宅団地等に整備している箇所が多数存在します。一方、市街化区域内であってもいくつかの地区では街区公園が整備されていません。また、近隣公園については配置にやや偏りがあり、近隣公園がない地区が広く存在しています。

都市計画決定されている都市公園は、169ヶ所、1,261.38haあり、そのうち供用済は154ヶ所、392.17haで、整備の進捗率は約3割に留まっています。都市計画区域内の人口1人あたりの整備量は7.29㎡です。

表 都市公園の整備状況（令和5（2023）年度末現在）（出典：静岡市緑地政策課資料）

区分		現況						
		市街化区域			都市計画区域			
		整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	
		ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)		
住区基幹公園	街区公園	377	64.17	1.04	418	69.12	1.05	
	近隣公園	20	35.28	0.57	22	39.37	0.60	
	地区公園	2	12.54	0.20	2	12.54	0.19	
都市基幹公園	総合公園	2	32.29	0.52	5	96.27	1.46	
	運動公園	1	26.40	0.43	2	42.21	0.64	
基幹公園 計		402	170.68	2.77	449	259.51	3.93	
特殊公園	風致公園	1	2.71	0.04	11	35.58	0.54	
	歴史公園	1	5.80	0.09	1	5.80	0.09	
都市緑地		48	6.71	0.11	72	179.54	2.72	
その他の緩衝緑地等		3	1.33	0.02	3	1.33	0.02	
都市公園 計		455	187.23	3.03	536	481.76	7.29	

※人口1人あたりの整備量の算出には、都市計画区域人口は660,519人（出典：静岡市の都市計画（資料編）（令和6年3月31日現在））を用いています。

■都市公園以外の公共施設緑地等

<公共施設のみどり>

・公共建築物のみどり

市役所や文化施設といった市民が多く訪れる施設では、樹木の植栽やフラワーポットの設置等による緑化を行っています。小学校、中学校では、敷地沿道部や校門付近での樹木の植栽等による緑化を進めています。清掃工場や下水処理場では、敷地沿道部等を中心に緑化が進められています。

・道路のみどり

国道、主要な県道や市道において、街路樹を整備しています。樹種では、高木はソメイヨシノ、トウカエデ、マテバシイ、サザンカ、ケヤキ、ツバキ、ハナミズキ、クロガネモチ、シラカシ、イチョウ等が、低木はサツキ、ヒラトツツジ、アベリア、カンツバキ、シャリンバイ、トベラ等を多くの路線に植栽しています。

・都市河川のみどり

市街地内の中小河川では、改修時に環境に配慮した整備や親水性のある水辺空間の整備を実施しています。

<民有地のみどり>

・住宅地等のみどり

本市では、土地区画整理事業を多く実施しており、今日まで計画的なまちづくりを進めてきました。これらの区域では、街区公園のみならず、庭木や花壇によって地域住民が緑化を行っており、沿道の街路樹と一体となってまち並み景観を形成しています。

有度山周辺の住居系地域の一部では緑地協定を締結し、地域住民の手によるみどり豊かなまちづくりを進めています。また、社寺には巨木や樹林地がみられ、市街地内の貴重なみどりとなっています。一方、住宅と工場が混在、密集している地域では、緑化が進んでおらず、みどりの少ないまち並みが見受けられます。

・商業・業務地のみどり

市街地の中心部や各地域の商店街は、十分な緑化がなされていない地域が一部ありますが、近年小さなスペースを活かし、花をベースにした緑化がみられるようになってきています。

また、大規模なショッピングセンターでは、敷地沿道部への植栽により緑化が行われているところがあります。

・工業地のみどり

清水港の工業地域は、みどりの少ない環境でしたが、港湾事業の推進等により緑化が進みつつあります。国道1号沿道の工業地域は、敷地沿道部への植栽により緑化が行われているところがあります。

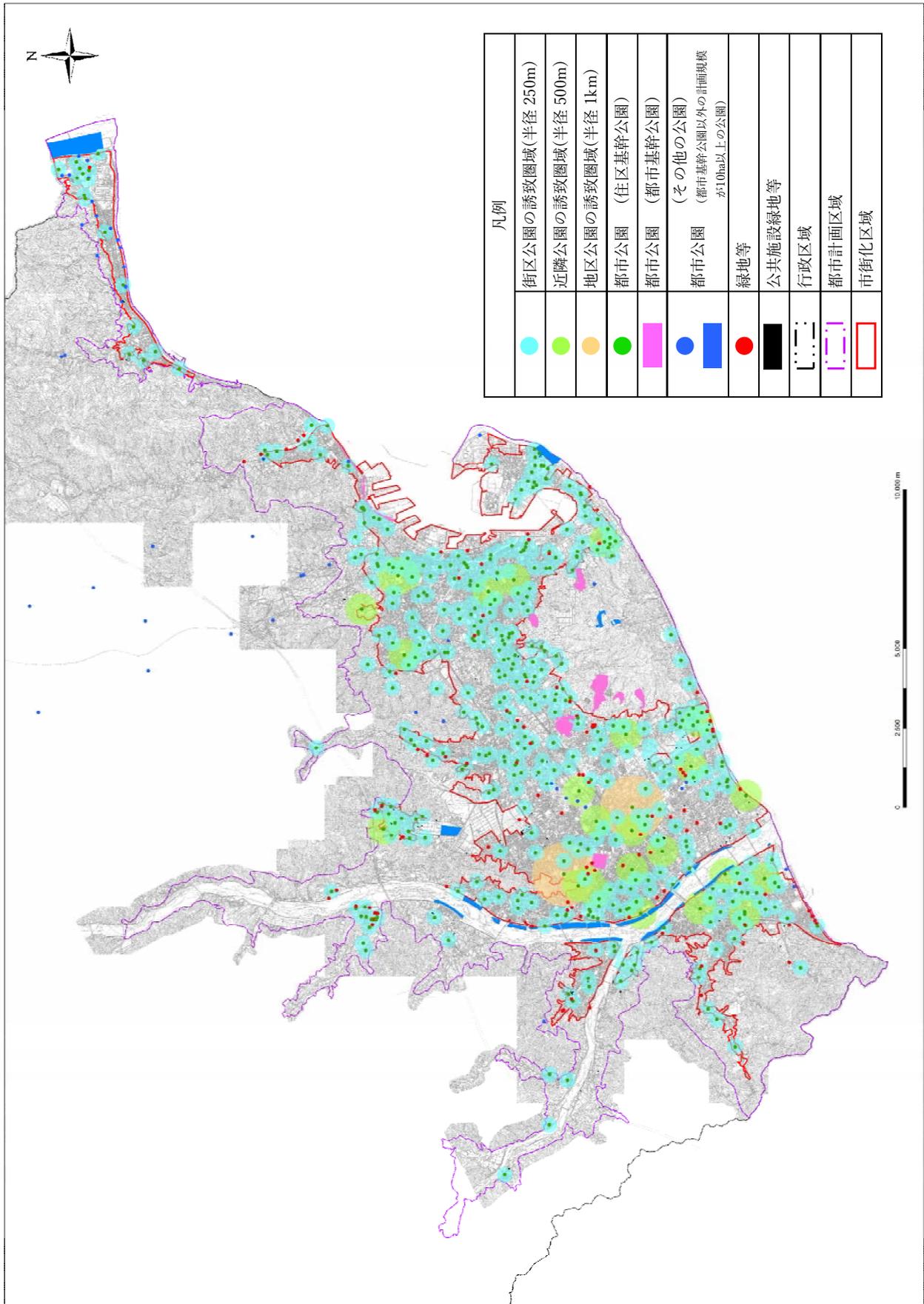


図 施設緑地の現況 (出典：都市計画基礎調査 ((令和 3 (2021) 年)、静岡市緑地政策課資料)

② 地域制緑地の現況

地域制緑地としては、都市の風致を維持するため、有度山、城内、賤機山、谷津山、大浜久能海岸、大崩、向敷地・丸子、横砂山、三保久能海岸、清見寺を都市計画法の風致地区に指定しています。また、有度山や三保久能海岸は、優れた自然の風景地を保護するとともに利用の増進を図るため、自然公園法による県立自然公園に指定されるとともに、文化財を保存し、かつその活用を図るために文化財保護法による名勝に指定されています。

さらに、「静岡市みどり条例」の基本理念に基づき巨樹・古木によるみどりの保全を図るため、特に保存する必要がある樹木又は樹林を「保存樹木（林）」として指定し、維持管理に対する支援を進めています。保存樹木（林）は主に社寺を中心に指定が多い状況となっており、市内各所に点在しています。このほか、主に市街化調整区域に分布する森林や農地が、保安林区域、農振農用地区域等に指定され、また、市街化区域内の農地の一部は、良好な都市環境の確保等を目的に、都市計画法の生産緑地地区に指定しています。これらの地域制緑地の面積は 7,441.22ha となっています。

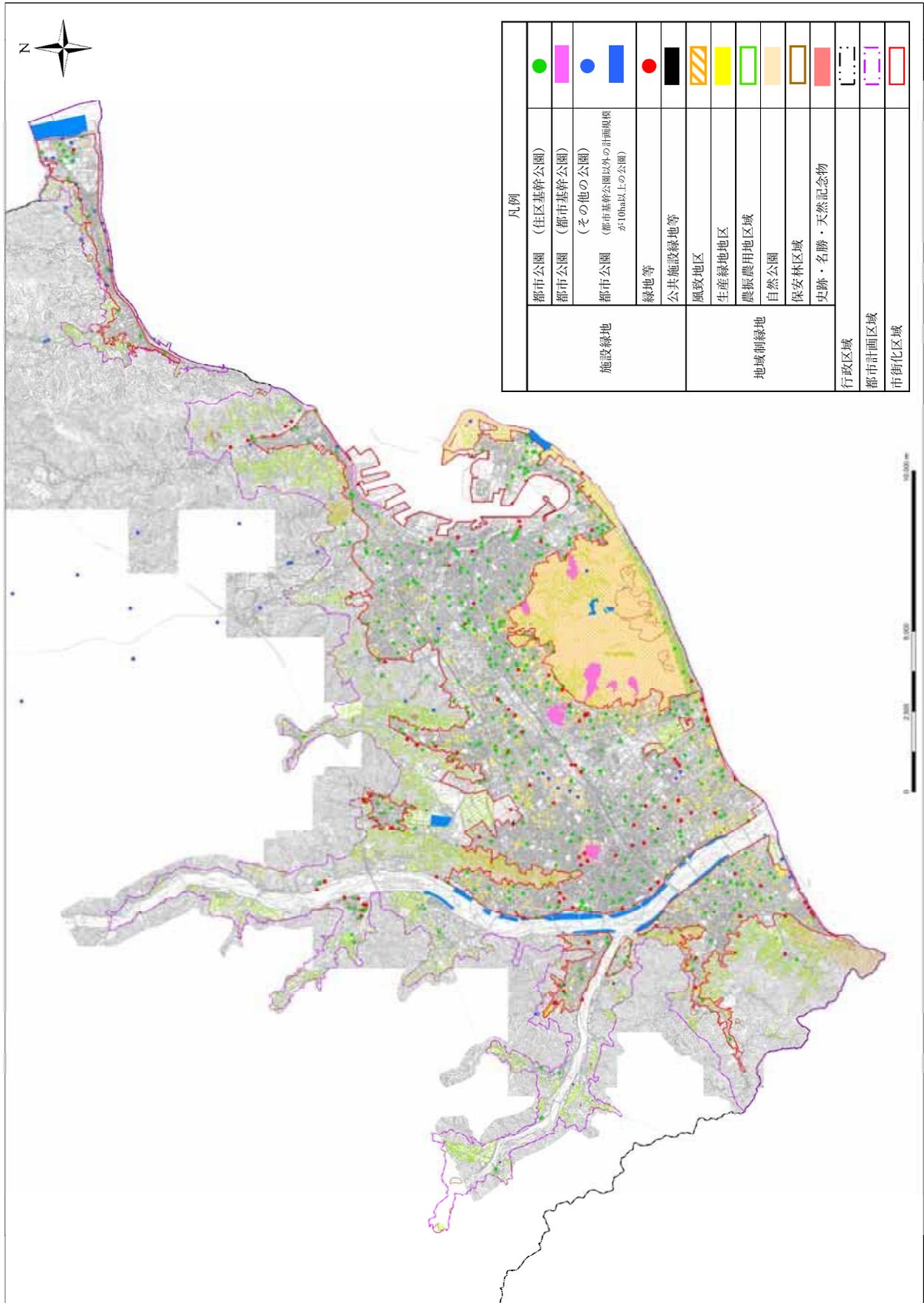


図 【再掲】緑地現況 (施設緑地・地域制緑地)
 (出典：都市計画基礎調査 (令和3 (2021) 年)、静岡市緑地政策課資料)

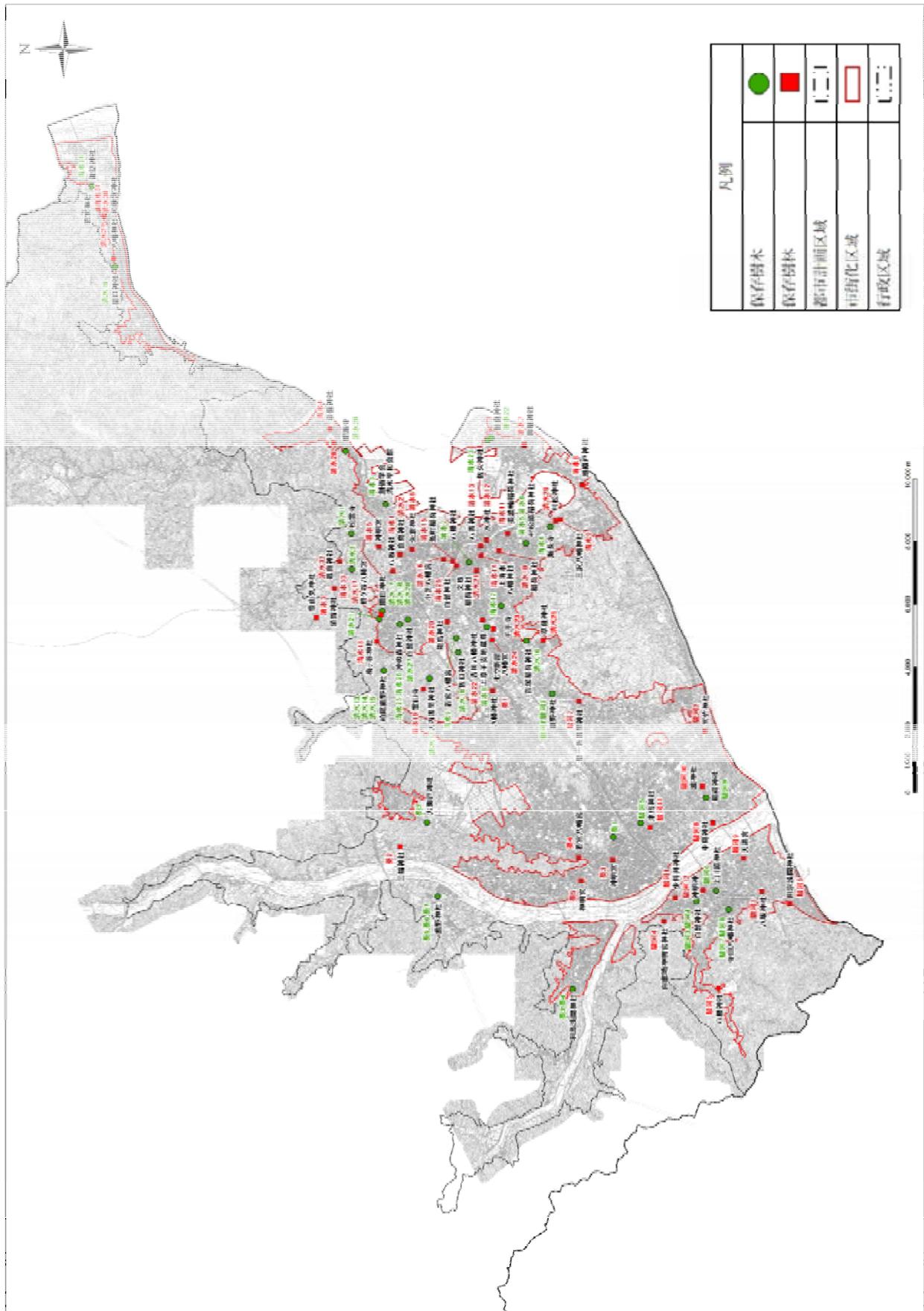


図 保存樹木・樹林現況（出典：静岡市緑地政策課資料（令和6（2024）年））

表 保存樹木一覧（出典：静岡市緑地政策課資料（令和6（2024）年））

	指定 番号	所在地名称	所在地	樹種
葵区	1	民間施設	葵区追手町	メタセコイア
	2	大御戸神社	葵区有永	タマノキ
	3	羽鳥浅間神社	葵区羽鳥本町	クスノキ
	4	羽鳥浅間神社	葵区羽鳥本町	クスノキ
	5	熊野神社	葵区安倍口新田	イチヨウ
	6	熊野神社	葵区安倍口新田	イチヨウ
	7	熊野神社	葵区安倍口新田	クスノキ
駿河区	1	廣野神社	駿河区国吉田	クスノキ
	2	廣野神社	駿河区国吉田	クスノキ
	3	白髭神社	駿河区手越原	クスノキ
	4	白髭神社	駿河区手越原	クスノキ
	5	個人	駿河区稲川	ソメイヨシノ
	6	上川原神社	駿河区上川原	クスノキ
	7	寺田八幡神社	駿河区寺田	クスノキ
	8	寺田八幡神社	駿河区寺田	クスノキ
	9	稻荷神社	駿河区西脇	クスノキ
清水区	1	松雲寺	清水区尾羽	カシ
	2	個人	清水区庵原町	ヤマモモ
	3	宗教施設	清水区横砂南町	クロマツ
	4	海長寺	清水区村松	クスノキ
	5	村松原稲荷神社	清水区村松原	クスノキ
	6	村松原稲荷神社	清水区村松原	クスノキ
	7	八幡神社	清水区入江南町	イチヨウ
	8	上原子安地蔵尊	清水区上原	イヌマキ
	9	若宮八幡宮	清水区堀込	クスノキ
	10	佐口神社	清水区長崎新田	クスノキ
	11	大内浅間神社	清水区大内	クスノキ
	12	民間施設	清水区有東坂	シイ
	13	柏尾熊野神社	清水区柏尾	シイ
	14	柏尾熊野神社	清水区柏尾	シイ
	15	柏尾熊野神社	清水区柏尾	シイ
	16	首塚稲荷神社	清水区草薙	クスノキ
	17	関田神社	清水区山原	クスノキ
	18	関田神社	清水区山原	クスノキ
	19	関口神社	清水区蒲原堰沢	シイノキ
	20	耀海寺	清水区興津本町	クスノキ
	21	個人	清水区蜂ヶ谷	べにふじ
	22	伯良神社	清水区三保	クスノキ
	23	佐久神社	清水区三保	たぶ
	24	諏訪神社	清水区蒲原	シイノキ
	25	沖の森神社	清水区石川	クスノキ
	26	沖の森神社	清水区石川	エノキ
	27	白髭神社	清水区石川本町	クスノキ
	28	関田神社	清水区山原	ダイオウシヨウ

表 保存樹林一覧（出典：静岡市緑地政策課資料（令和6（2024）年））

	指定 番号	所在地名称	所在地	樹種
葵 区	1	八幡神社	葵区瀬名川	クスノキ他
	2	三輪神社	葵区下	スギ、クスノキ他
	3	神明宮	葵区屋形町	クスノキ他
	4	若宮八幡宮	葵区浅間町	クスノキ他
	5	神明宮	葵区神明町	イチヨウ他
駿 河 区	1	少将井神社	駿河区手越字御所	クスノキ、イチヨウ
	2	宮竹神社	駿河区高松	モチノキ他
	3	八坂神社	駿河区広野	クスノキ他
	4	向敷地神明宮神社	駿河区向敷地	クスノキ、イチヨウ他
	5	八幡神社	駿河区丸子	タブノキ他
	6	用宗浅間神社	駿河区用宗	クスノキ他
	7	聖一色浅間神社	駿河区聖一色	モチ、シイ、スギ他
	8	中島神社	駿河区中島	マツ他
	9	天満宮	駿河区下川原	クスノキ他
	10	渡神社	駿河区西島	クスノキ他
	11	津島神社	駿河区馬淵三丁目	クスノキ・イチヨウ他
	12	神明宮	駿河区丸子新田	エノキ・イチヨウ他
清 水 区	1	八坂神社	清水区八坂北	シイ、ヒノキ、クスノキ他5種
	2	鹿島神社	清水区西久保	シイ、クスノキ他4種
	3	豊由気神社	清水区庵原町	ケヤキ、クスノキ
	4	宗像神社	清水区興津中町	クロマツ他3種
	5	神明宮	清水区袖師町	クスノキ、シイ、モチ、イチイガシ
	6	矢倉神社	清水区矢倉町	クスノキ、シイ
	7	御穂神社	清水区三保	クロマツ、クスノキ
	8	瀬織戸神社	清水区折戸	クロマツ
	9	三沢八幡神社	清水区宮加三	クロマツ他3種
	10	稻荷神社	清水区岡町	クスノキ
	11	美濃輪稻荷神社	清水区美濃輪町	クスノキ、イチヨウ、エノキ
	12	水神社	清水区富士見町	クロマツ他3種
	13	八雲神社	清水区上一丁目	クロマツ他3種
	14	上清水八幡神社	清水区上清水町	クスノキ
	15	魚町稻荷神社	清水区江尻町	クスノキ
	16	小芝八幡宮	清水区小芝町	クスノキ、ケヤキ
	17	蜂ヶ谷八幡宮	清水区蜂ヶ谷	シイ
	18	梅ヶ谷神社	清水区梅ヶ谷	カシ他5種
	19	霊山寺	清水区大内	シイ、コウヤマキ、スギ
	20	能島神社	清水区能島	シイ
	21	文珠稻荷神社	清水区桜橋	クスノキ他
	22	吉川八幡神社	清水区吉川	シイ、クスノキ他4種
	23	千手寺	清水区上原	シイ、クスノキ、ヒノキ、モチ他7種
	24	七ツ新屋八幡宮	清水区七ツ新屋	クスノキ、シイ
	25	草薙神社	清水区草薙	クスノキ、ヒノキ、マツ、スギ他
	26	白髭神社	清水区入江	クスノキ他
	27	八幡神社	清水区蒲原中	ブナ他
	28	個人	清水区興津中町	クスノキ他
	29	村松神社	清水区村松	クスノキ他
	30	和歌宮神社	清水区蒲原三丁目	ケヤキ・サクラ他
	31	若宮神社	清水区蒲原三丁目	ヒノキ・サクラ他
	32	砥鹿神社	清水区原	シイ他
	33	須賀神社	清水区原	シイ・スギ他

(4) 緑視率

緑視率は、人の視界に占めるみどりの面積の割合で、日常生活の実感として捉えられるみどりの量です。その割合が約 25%を超えるとみどりが多いと感じる傾向があり、緑視率が高まるにつれ、「潤い感」、「安らぎ感」、「さわやかさ」等の心理的効果が向上するとされています。

本計画では、市民が日常生活の中でみどりを感じることでできるまちの創出を目指し、主要駅前における中心市街地において、現状の緑視率を把握しました。

① 緑視率測定地点の選定

都市再生整備計画における事業が進行しており、これらの取組と並行したみどりに関する空間の創出が求められている箇所を選定しました。

② 緑視率の算出手順

緑視率の算出にあたっては、測定地点の写真を撮影したうえで、画像処理ソフト「PhotoShop (adobe)」を用い、写真上のみどりの部分を塗りつぶし、その面積比率を算出しました。

③ 緑視率の計測方法

緑視率の計測対象となるみどりは、直接視覚で認識できる樹木（幹・枝等を含む）や草地、壁面緑化、芝生等のみどりとしします。ただし、擬木や造花等の人工物、緑色に着色された造形物等は対象としません。また、人の視野について本測定では、カメラによる撮影をした写真に占めるみどりの面積を算出します。なお、カメラの設置高さは、標準的な人の視線の高さにほぼ等しい約 1.5m とし、測定地点は歩道上と、測定方向は道路方向を基本とします。

④ 緑視率の測定結果

測定地点における緑視率の測定結果について以下に示します。

表 測定地点における測定結果一覧

地区名	緑視率 (区域内測定地点の平均値)
駿府ふれあい地区	13.7%
清水駅周辺地区	9.1%
草薙駅周辺地区	19.3%

(5) 緑地行政における財政状況

① 財政状況の推移

本市における都市公園の整備や管理にかかる費用は、年度ごとに実施される事業によりばらつきはあるものの、全体としては減少傾向です。また、その内訳についてみると、公園管理費については概ね10億前後で推移していますが、公園整備費については減少傾向にあります。

また、本市の財政状況についてみると、歳入においては大幅な増加は見込みにくい状況であるとともに、社会保障関係経費の増加が見込まれる厳しい状況にあり、都市公園の整備や管理にかけられる予算についても今後更に減少する可能性があります。このことから、既存の都市公園については市民・事業者との連携により効率的な管理を実施するとともに、新たな都市公園の整備にあたっては、都市公園法に係る制度の有効活用による民間活力導入（指定管理者制度、Park-PFI、PFI事業等）により、限られた財源の中で質の高いみどりを創出する手法について検討することが求められます。



項目	主な内訳
公園管理費	公園内樹木管理業務、プール監視等管理業務、遊具点検業務公園内電気料、公園内清掃業務、公園施設修繕料、公園用地借地料 等
公園整備費	公園整備工事費、公園測量設計費、公園用地購入費、物件移転等補償費、用地取得に係る不動産鑑定費 等
緑化推進費	配布用花苗費用、保存樹木等保全補助金、生産緑地地区都市計画変更図書作成業務、街路樹維持管理費用（平成 21（2009）年～平成 29（2017）年） 等
街路樹維持管理費	街路樹維持管理費用（平成 30（2018）年～令和 3（2021）年） 等
その他	緑化協議会補助金、人事管理費、基金積立金 等

図-緑地行政における財政状況の推移

② 公園・緑地整備面積と財政状況の比較

整備面積の推移についてみると、年度により整備面積の多い年度と少ない年度があります。例えば、令和3（2021）年度に供用開始したあさはた緑地等の大規模な都市公園を整備した年度については、整備面積が突出して多くなっています。

また、整備面積と整備費の関係性についてみると、全体を通して推移には特に傾向はなく、公園整備費が各年度の整備面積に即時に影響を及ぼしてはいません。整備費は、当該年度の公園への導入施設内容や、用地取得時期により、大きく影響されていると考えられます。

今後の都市公園の整備にあたっては、財源の平準化が予想されることから、限られた財源の中で、集客力のある魅力的な都市公園の創出を推進することが求められます。また、施設整備によるハード面だけを頼りに集客するのではなく、供用後のイベントの開催や市民活動の場としての活用等のソフト面による取組も合わせて実施することで、市民・事業者との共創により魅力的な都市公園としていくことが重要となります。

例えば、あさはた緑地は遊水地機能を有する自然豊かな緑地であり、園内は「原っぱ」や「水辺」を中心としたオープンスペースが主となった構成となっていますが、指定管理者や市民団体等によるイベントの開催や、自然学習の場としての活用により、多くの市民に利用される緑地となっています。このように、市民・事業者との共創による供用後のソフト面における取組を見据えたハード整備により、整備に過剰に費用をかけずに集客力のある魅力的な都市公園を創出する手法についても積極的に検討していくことが求められます。



あさはた緑地 全景

表－公園・緑地整備面積と公園整備費の推移



2-2 前計画の検証

みどりの基本計画（前計画）は、基準年次を平成 25（2013）年とし、概ね 20 年後の実現を目指した計画であり、平成 27（2015）年の「静岡すみどり条例」制定時に改定版を策定しました。

本計画を策定するに当たり、前計画のみどりの将来像「人と自然と歴史が織りなす みどりと水辺の物語 しずおか」を実現する取組の進捗状況を検証します。

(1) 都市公園の整備目標の達成状況

前計画の整備目標として、令和 4（2022）年の中間目標、概ね 20 年後の長期目標の目標水準を示しており、令和 3（2021）年度末の進捗は以下のようになっています。

① 身近な地域にみどりが多いまちだと思う市民の割合

市民意識調査における、身近な地域にみどりが多いまちだと思う市民の割合については、令和 3（2021）年度末の値が 67.8%となっており、平成 25（2013）年の計画策定時の値である 75.6%より減少しています。



図 身近な地域にみどりが多いまちだと思う市民の割合の達成状況

【考察】都市公園等の施設緑地が増加しているものの、市民の身近な地域にみどりが多いまちと感じる割合は減少していることから、既存のみどりについて適切な管理や柔軟な利活用を推進することで市民に身近なみどりの質を向上していくことが求められます。また、街路樹をはじめとしたまちなかの樹木は近隣への落葉や鳥類による糞害への対策として強剪定される傾向にあり、市民の身近な地域にみどりが多いまちと感じる割合の減少に影響していることが推察され、街路樹をはじめとしたまちなかの樹木について適切な管理の推進が求められます。

② 担保性のある緑地の都市計画区域面積に対する割合

担保性のある緑地（都市公園等の施設緑地と土地利用規制がある地域制緑地の総計）の都市計画区域面積に対する割合については、令和 3（2021）年度末の値が 38.1%となっており、平成 25（2013）年の計画策定時から横ばいの状況となっています。



図 担保性のある緑地の都市計画区域面積に対する割合の達成状況

地域制緑地においては、名勝指定区域の面積が増加した一方で、生産緑地地区や農振農用地区

域、保安林区域の面積が減少しており、また、施設緑地においては、都市公園の面積は増加しているものの、整備の遅延がみられます。

市街化区域では、今後も宅地化の進展によりみどりが減少していくことが予測されることから、都市公園等の整備推進や市街地内の樹林地や農地の保全、市街地を取り囲む豊かな山地・丘陵地のみどりの保全及び向上を図り、担保性のある緑地の維持を図ることが求められます。

【考察】都市公園については整備が進められ面積が増加している一方で、生産緑地地区については、営農者の担い手不足等を背景として面積が減少したことが推察されます。なお、農振農用地区域については、大谷・小鹿地区の市街化区域編入に伴う農振農用地区域の解除等により減少しています。

<参考資料> 表 担保性のある緑地の推移

(出典：静岡市都市計画基礎調査(令和3(2021)年)、静岡市緑地政策課資料(令和3(2021)年))

名称	H25 面積 (ha)		R3 面積 (ha) ※都市公園のみ R5 面積		面積の推移 (H25→R3)	
	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域
都市公園	173.6	414.6	187.2	481.8	13.6	67.2
風致地区	0	2,760.2	0	2,764.7	0	4.5
生産緑地地区	220.4	220.4	203.4	203.4	-17.0	-17.0
県立自然公園	35.5	1,995.0	35.5	1,995.0	0.0	0.0
農振農用地区域	0	3,063.0	0	2,148.13	-	-
保安林区域	4.5	391.5	0.48	219.81	-	-
名勝指定区域	6.0	105.6	6.1	109.7	0.1	4.1
合計	440.0	8,950.3	432.7	7,923.0	-	-

※農振農用地区域及び保安林区域の面積の推移、担保性のある緑地の合計面積の推移については、平成 25 (2013) 年と令和 3 (2021) 年で算出方法が異なるため、面積の推移については「- (比較なし)」としています。

※各区分の面積には重複部分があります。

③ 都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積

令和 4 (2022) 年度末の都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積は約 7.0 m²/人となっており、平成 25 (2013) 年の計画策定時の値である約 6.0 m²/人から増加はしているものの、中間目標としていた約 8.0 m²/人は達成できていない状況です。



図 都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積

本計画では、みどりの量の確保に主眼をおいた前計画までの計画内容から、市民の Well-being (心豊かな暮らし) の向上を目指すこととしており、静岡市社会共有資産利活用基本方針に基づき、既存の公園施設の長寿命化を図るとともに、時代に合わせたリニューアルによる公園施設の魅力向上、公園のストック資産としての活用、民間活力導入 (指定管理者制度、Park-PFI、PFI 事業等) 手法の活用や、公園における防

災・減災機能の強化等の視点を持ち、市民ニーズに対応したみどりの空間の創出を推進することが求められます。

【考察】あさはた緑地、日本平公園（山頂付近）、身近な公園において、整備が進んでいるものの、財政的な制限により整備が進められていない箇所があり、中間目標の達成には至りませんでした。今後も都市公園の整備にあたっては、財源の平準化が予想されます。また、人口減少時代では、都市公園等の既存ストックを適切に維持していくことが重要です。さらに、都市公園等の新規整備による整備面積の増加は、市民一人あたりの維持管理コストの増加に繋がることも懸念されます。このような状況の中では、みどりの量を増やすことを目的とした都市公園等の整備は、維持管理コストの増大等の負の側面の方が大きくなる可能性が高く、限られた財源の中で、市民ニーズを的確に捉えた整備や既存のみどりの柔軟な利活用等を推進する必要があります。

④ 公共建築物や大規模民間施設の緑化率向上（静岡市みどり条例に基づくもの）

静岡市みどり条例制定時の平成 27（2015）年から令和 5（2023）年までに、条例に基づき公共建築物敷地や大規模民間施設敷地内の緑化が推進された件数は 675 件（民間：540 件、公共 135 件）であり、公共施設や大規模民間施設における緑化が推進されました。

【考察】民間施設においては、努力義務の緑化であるものの、一定の協力が得られており、引き続き条例の継続による公共建築物や大規模民間施設の緑化率の向上が求められます。

表 目標水準の進捗状況

公共施設や大規模民間施設の緑化率向上（静岡市みどり条例に基づくもの）		
公共建築物 (市が設置するもの)	敷地面積の 15%以上を目標とし、5%以上を義務化	対象 675 件 (H27-R5)
民間施設 1,000 m ² 以上	住宅（マンション）、商業施設、業務施設、工場・事業所について、敷地面積の 10%以上を目標とし、5%以上に努める	

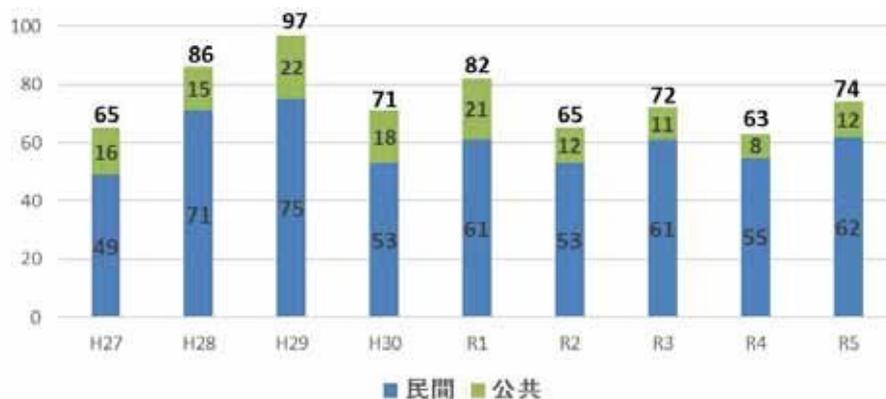


図 公共建築物敷地や大規模民間施設敷地内の緑化が推進された件数の推移

(2) アクションプログラム計画事業の実施状況

前計画のみどりの基本計画アクションプログラムに基づいて、計 106 の事業を実施しています。

うち、みどりの基本方針の「市民・事業者・行政の協働によるみどりづくり」に関する事業が 29 事業と最も多く、次いで「身近にふれあう緑づくり」に関する事業を 26 事業実施しており、みどりの育成や管理等への市民・事業者参画の支援や、街区公園をはじめとした身近な緑地空間の整備・充実、市街地内のみどりの保全・育成、緑化の施策を推進しています。

【考察】 アクションプログラム計画事業については着実に取組を推進しており、今後も市民・事業者・行政の共創による取組の推進が求められます。

表 みどりの基本方針別事業数

現行計画におけるみどりの保全・緑化に関する事業		
まちを囲むみどりの大きな環の保全活用	羽衣公園整備事業 松くい虫防除事業 他	11 事業
まちを繋ぐみどりと水辺のネットワークづくり	街路樹整備事業 河川・海岸愛護事業 他	8 事業
静岡らしいみどりと水辺と歴史の拠点づくり	日本平公園整備事業 駿府城公園再整備事業 他	21 事業
身近にふれあうみどりづくり	保存樹木等保全補助金 花苗配布事業 等	26 事業
安全や環境に配慮した質の高いみどりづくり	無償借地公園整備事業 公園雨水貯留施設整備事業 他	11 事業
市民・事業者・行政の協働によるみどりづくり	花と緑のまちづくり協議会 河川環境アドプトプログラム 他	29 事業

2-3 市・市民・事業者等による取組の状況

(1) 市の取組

前計画のみどりの基本計画アクションプログラムに基づき、平成 27（2015 年）年度から令和 4（2022）年度にかけて、下記の通り緑化推進事業に関わる取組を推進しました。

表 市の取組（緑化推進事業の内容）（出典：静岡のみどりの基本計画アクションプログラム）

事業名	概要	実施主体
自然観察・自然体験講座の実施	自然体験等の実施／みどりに関するイベント等の充実／市民のみどりの学習機会の充実	生涯学習推進課
森林教室等の開催	子どものみどりの学習機会の充実／市民のみどりの学習機会の充実	森林政策課
アグリチャレンジパーク蒲原農業体験事業	市民のみどりに関するイベント	農業政策課
（仮称）三保羽衣海岸緑地整備事業	海浜環境、松林の保全／三保羽衣海岸の緑地の整備	公園建設管理課
清水三保海浜公園整備事業	海浜環境、松林の保全	公園建設管理課 都市計画事務所
羽衣公園整備事業	世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全と活用／羽衣公園の整備／風致公園、歴史公園の充実	公園建設管理課
都市計画道路整備に伴う植樹柵等の整備事業	街路樹の整備	道路計画課
草薙駅周辺整理事業における緑化の推進	公共空間の緑化の推進	清水まちづくり推進課
駿府城公園整備事業（天守台跡地の発掘調査）	駿府城公園の再整備	公園建設管理課
駿府城公園周辺民間活力導入検討事業	駿府城公園の再整備／総合公園の充実	緑地政策課
駿府城公園桜の名所づくり事業	駿府城公園桜の名所づくり	緑地政策課 公園建設管理課
日本平公園整備事業	日本平公園の整備	公園建設管理課
秋葉山公園整備事業（拡張整備）	秋葉山公園の整備	公園建設管理課
忠霊塔公園再整備事業	忠霊塔公園の整備	公園建設管理課
安倍川緑地（中野新田）整備事業	安倍川緑地の整備	公園建設管理課
あさはた緑地整備事業（1工区）	あさはた緑地の整備	公園建設管理課
富士川緑地整備事業	富士川緑地の整備	公園建設管理課
住区基幹公園（街区公園）整備事業	不足する身近な公園等の整備／災害時にも役立つ身近な公園の整備	緑地政策課 公園建設管理課
長期未整備都市計画決定公園の見直し業務	都市計画公園の見直し	緑地政策課 公園建設管理課
長期未整備都市計画公園整備事業	都市計画公園の見直し	緑地政策課 公園建設管理課

事業名	概要	実施主体
公園施設バリアフリー化事業	身近にある既存の公園等の防災機能の向上 / バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公園・緑地づくり	公園建設管理課
松くい虫防除事業	三保地区以外の海岸線における松林の保全	森林政策課
	世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全と活用	文化財課
既設ハイキングコース維持管理	ハイキングコースの整備	スポーツ振興課
街路樹の育成管理	街路樹の整備 / 公共空間の緑化の推進 / 美しいみどりの創出	公園建設管理課 都市計画事務所
農業集落排水事業 (富厚里処理区)	河川の自然環境の保全	農地整備課
公園施設長寿命化事業	老朽化した公園の再整備	公園建設管理課 都市計画事務所
八幡山公園崩壊防止対策事業	市街地内の里山の保全	公園建設管理課
西ノ谷公園崩壊防止対策事業	市街地内の里山の保全	公園建設管理課
公園雨水貯留施設の整備事業	身近にある既存の公園等の防災機能の向上	公園建設管理課

(2) 市民・事業者等による取組

前計画のみどりの基本計画アクションプログラム（改定）に基づき、市民・事業者等との共創により、平成 27（2015 年）年度から令和 4（2022）年度にかけて、下記の通り緑化推進事業に関わる取組を推進しました。

表 市民・事業者等の取組（緑化推進事業の内容）（出典：静岡市みどりの基本計画アクションプログラム）

事業名	概要	実施主体	
		静岡市	市民・事業者等
花の名所づくり事業	市の入口等となる幹線道路の緑化 / 市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課	●
静岡市道路サポーター制度	協働によるみどりの維持管理の推進 / 協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	道路保全課	●
静岡市河川・海岸愛護事業	協働によるみどりの維持管理の推進 / 協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	河川課	●
河川環境アドプトプログラム	協働によるみどりの維持管理の推進 / 協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	環境共生課	●
駿府城天守台跡発掘調査寄附金募集	駿府城公園の再整備	緑地政策課 公園建設管理課	●
静岡市みどり条例に基づく緑化計画の手続	公共建築物等の緑量確保の推進 / 住宅地の緑化の推進 / 豊かなみどりの創出	緑地政策課	●
花苗配布事業	地域の集会所、郵便局、派出所等の緑化の推進 / 住宅地の緑化の推進 / 商業・業務地の緑化の推進 / みどりに関するイベント等の充実 / 市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課	●
景観計画区域内における行為の届出	住宅地の緑化の推進 / 商業・業務地の緑化の推進 / 工業地の緑化の推進	景観まちづくり課	●
移動式竹破碎機貸出	市街地内の里山の保全	環境共生課	●
放任竹林対策の推進における消耗品等支給事業	市街地内の里山の保全	環境共生課	●

事業名	概要	実施主体	
		静岡市	市民・事業者等
保存樹木等保全補助金・奨励金交付事業	社寺の樹林地や歴史的な樹木等の保全	緑地政策課	●
天然記念物維持管理謝金交付事業	社寺の樹林地や歴史的な樹木等の保全	文化財課	●
静岡市花と緑のまちづくり協議会事業	美しいみどりの創出／みどりに関するイベント等の充実／市民のみどりの学習機会の充実／緑化活動の表彰等の推進／各家庭・事業者等による緑化活動の支援／市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課	●
緑化講習会の開催（一般向け）	美しいみどりの創出／市民のみどりの学習機会の充実／市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課	●
駿府城公園沈床園花壇植付等補助業務	特色あるみどりの創出／各家庭・事業者等による緑化活動の支援／市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課	●
都市公園ガイド作成業務	みどりに係わる情報の受発信	緑地政策課	●
援農ボランティア事業	協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	農業政策課	●
公園愛護会による公園の維持管理	協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	公園建設管理課 都市計画事務所	●
静岡駅前南町10地区第一種市街地再開発事業	公共空間の緑化の推進	景観まちづくり課	●
静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業	公共空間の緑化の推進	景観まちづくり課	●
静岡七間町地区優良建築物等整備事業	公共空間の緑化の推進	景観まちづくり課	●
草薙駅南口地区第一種市街地再開発事業	公共空間の緑化の推進	景観まちづくり課	●
麻機遊水地関連事業	あさはた緑地の整備／みどりに関するイベント等の充実／市民参画による公園・緑地等の計画づくりの推進／協働によるみどりの維持管理の仕組づくり／市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課 公園建設管理課	●
土地区画整理区域内における街区公園の整備	不足する身近な公園等の整備	景観まちづくり課	●
無償借地公園整備事業	不足する身近な公園等の整備／災害時にも役立つ身近な公園の整備	緑地政策課 公園建設管理課	●
いきいき森林づくり推進事業	市街地を囲む山林・丘陵地の保全	森林政策課	●
静岡地域材活用促進事業	市街地を囲む山林・丘陵地の活用	森林政策課	●
交流・体験教室の開催	市街地を囲む山林・丘陵地の活用／山間地の農地の保全と活用	森林政策課	●
三保松原の管理・関連事業	海浜環境、松林の保全／世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全と活用／市街地内の里山の保全／協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	文化財課	●
公園樹の維持管理	公園の維持管理の推進	公園建設管理課 都市計画事務所	●
放任竹林対策推進事業	市街地内の里山の保全	環境共生課	●
景観重要樹木の保全・活用	地域のランドマークとしての価値向上	景観まちづくり課	●
生産緑地地区の指定推進・活用	市街地内の農地の保全	緑地政策課	●

(3) 市民・事業者等による都市公園の管理・利活用の状況

① 公園愛護会による活動状況

本市は、都市計画区域全体で、都市公園 536 箇所、481.76ha を整備していますが、その内、379 箇所、計 145.09ha の都市公園において、公園愛護会による活動が実施されており、これに対する支給活動費は年間総額 13,251 千円、 m^2 当たり年間支給活動費は約 9.1 円となっています。

このうち、公園愛護会の活動数が最も多いのは街区公園の 308 箇所であり、これは市内における街区公園 418 箇所の 73.7% に当たります。1 街区公園当たりの平均年間支給活動費は 32,844 円で m^2 当たりでは約 17.5 円となっています。

この他の基幹公園においては、近隣公園では 22 公園のうち 13 公園、地区公園では全ての公園 (2 公園)、運動公園では 2 公園のうち 1 公園で公園愛護会による活動が行われています。

表 公園愛護会による活動状況 (令和 5 (2023) 年) (出典：静岡市公園愛護会資料)

	公園愛護会 が活動する 箇所数 (箇所)	市内公園 数に対す る割合	公園愛護会 が活動する 公園面積の 合計 (ha)	市内公園 面積の 合計に 対する 割合	平均 公園 面積 (ha)	年間支給 活動費 (円)	1 公園 当たり 年間 支給 活動費 (円)	m^2 当た り年間 支給 活動費 (円)
街区公園	308	73.7%	57.66	83.4%	0.19	10,115,800	32,844	17.5
近隣公園	13	59.1%	25.87	65.7%	1.99	845,000	65,000	3.3
地区公園	2	100.0%	12.54	100.0%	6.27	130,000	65,000	1.0
総合公園	0	0.0%	0	0.0%	0.00	0	0	0.0
運動公園	1	50.0%	15.81	37.5%	15.81	65,000	65,000	0.4
その他 公園	19	-	5.68	-	0.30	505,300	26,595	8.9
特殊公園	4	-	8.62	-	2.15	260,000	65,000	3.0
風致公園	1	-	6.42	-	6.42	65,000	65,000	1.0
都市緑地	24	-	9.97	-	0.42	975,800	40,658	9.8
その他 緑地	7	-	2.52	-	0.36	288,700	41,243	11.5
総計	379	-	145.09	-	-	13,250,600	34,962	9.1

② 指定管理者による公園の管理状況

指定管理者制度は、公の施設を管理運営する方法として定められた制度であり、平成 15（2003）年 9 月 2 日の地方自治法の改正により、それまでの管理委託制度に代わって導入されました。本市の公園においては駿府城公園とあさはた緑地等の管理において指定管理者制度が導入されています。

■駿府城公園における取組

駿府城公園では、平成 23（2011）年度から指定管理者制度が導入されています。

令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度においては、茶道等の日本の伝統文化を後世へと継承するとともに、市内外の多くの人々に対して、本市の歴史、文化及び静岡茶等の各種産業を広く P R し、本市が取り組む「歴史文化のまちづくり」及び駿府城公園エリアの活性化に貢献することを目指すことを運営方針に掲げ、東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室について指定管理者制度による管理が実施されています。



図 駿府城公園におけるイベント

また、着物でファッションショーや商店街コラボ事業等のイベントや取組が、指定管理者の創意工夫により実施されています。

■あさはた緑地における取組

あさはた緑地では令和 3（2021）年度から指定管理者制度が導入されています。

令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度においては、公の施設として市民の福祉の増進を図るとともに、あさはた緑地固有の自然及び麻機地区の原風景である農業に触れ、親しみ、遊び及び学ぶ場を提供すること（ワイズユース）を基本理念として、交流広場について指定管理者制度による管理が実施されています。



図 あさはた緑地の体験農園

また、自然環境学習事業や体験農園事業とともに、イベントの開催や地域や利用者の要望把握、パネル等による展示等の様々な取組が、指定管理者の創意工夫により実施されています。

③ 都市公園におけるキッチンカー（移動販売車）の出店

本市では、平成 29（2017）年度から、駿府城公園、城北公園、清水山公園、登呂公園、清水船越堤公園、清水日本平運動公園、清水清見潟公園等において、都市公園内におけるキッチンカー（移動販売車）の出店に関する取組を事業者との共創により推進しています。

出店件数としては、平成 30（2018）年度では 83 件、平成 31（2019）年度では 173 件、令和 2（2020）年では 462 件、令和 3（2021 年）では 332 件となっています。

キッチンカー（移動販売車）により魅力的な飲食の販売出店することで、公園利用者が楽しく過ごすことのできる休憩の場が創出され、公園利用者の利便性向上が図られています。



図 キッチンカー出店の様子

2-4 みどりに関する市民・企業の意向

本計画の策定にあたり、みどりに関する市民・企業の意向を把握するために、市民意向調査及び企業意向調査を実施しました。

(1) 市民意向調査概要

市民意向調査の実施及び回答概要、主な質問項目の回答状況について以下に整理します。

① 実施概要

<質問1>

項目	概要
アンケート対象者	市内在住 18 歳以上の方から、各町内の人口配分を踏まえ、3,000 人を無作為抽出
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和 3 (2021) 年 9 月 17 日～令和 3 (2021) 年 10 月 15 日
回収結果	回収数 1,379 通 回収率 46.0%

<質問2>

項目	概要
アンケート対象者	市内在住 18 歳以上の方から、各町内の人口配分を踏まえ、3,000 人を無作為抽出
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収と Web での回答を併用
調査実施期間	令和 3 (2021) 年 11 月 19 日～令和 3 (2021) 年 12 月 5 日
回収結果	回収数 1,232 通 (内 web 回答 233 通) 回収率 41.1%

② 回答概要

区分	項目	市民意向調査結果の概要
現状のみどり	みどりの現状	<ul style="list-style-type: none"> 公園や歩道空間などの公共空間の充実について重要性が高いとの回答が多い一方で、その満足度については低い。 ここ 10 年でのみどりの量は維持されていると感じる意見の割合が高い一方で、住んでいる地域におけるみどりの量に対する満足度は低い。
	身近な公園の評価	<ul style="list-style-type: none"> 「普通」の割合が最も高く、次いで「やや不満」の割合が高い。
	みどりに関するまちづくりへの参加	<ul style="list-style-type: none"> 「参加していないし、今後も参加するつもりはない」の割合が 33.5%と最も高い。
これからのみどり	公園の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 公園の設備や施設の整備を求める意見の割合が高い。 身近な利用のなかでの憩いを求める意見の割合が高い。
	公園の機能	<ul style="list-style-type: none"> 安らぎや憩いの場所。 生活環境の改善。 生態系の保全。 良好な都市の景観の形成。
	守り育てるべきみどり	<ul style="list-style-type: none"> 景勝地にあるみどり。 歴史文化財と一体となったみどり。 大規模な公園のみどり。 生活するうえで身近にあるみどり (お寺や神社の境内等にあるみどり、身近な公園や広場のみどり)。

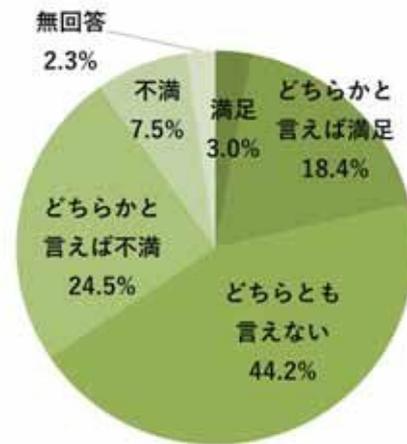
③ 主な質問項目の回答

質問1： 公園における市民満足度について

・公園における市民満足度についてみると、「どちらとも言えない」と感じている回答者の割合が44.2%と最も高くなっています。また、「満足」及び「どちらかと言えば満足」の合計割合は21.4%に対して、「どちらかと言えば不満」及び「不満」の合計割合は32.0%であり、満足度は低い傾向にあります。

・公園など公共空間の充実に対する重要度についてみると、「重要」及び「どちらかと言えば重要」の合計割合が64.3%、「どちらとも言えない重要ではない」及び「重要ではない」の合計割合が3.8%であり、多くの回答者が公園など公共空間の充実の重要性を感じていることが分かります。

問 公園における満足度を教えてください



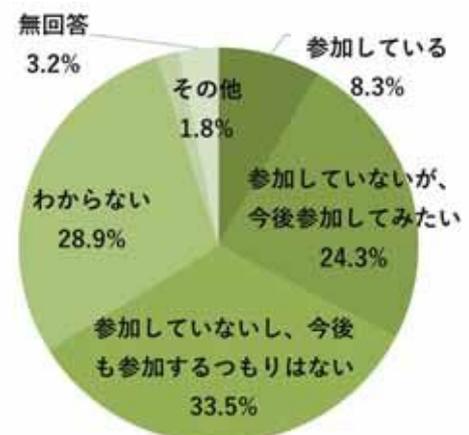
問 公園など公共空間の充実について、重要性を教えてください



質問2：みどりのまちづくりへの参加について

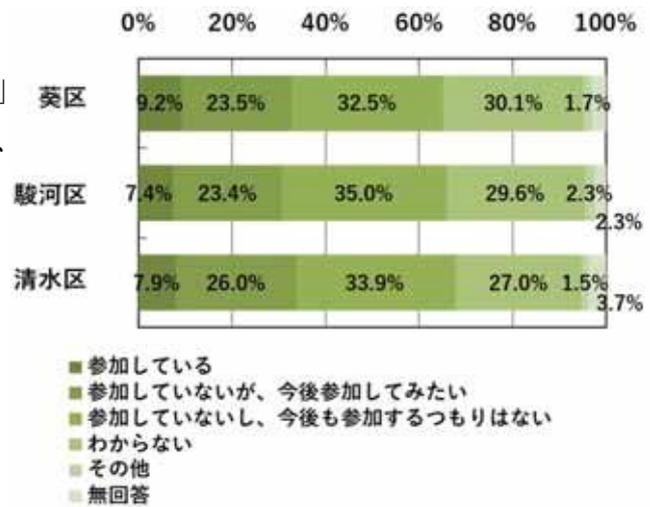
・みどりのまちづくりへの参加について、「参加していないし、今後も参加するつもりはない」の割合が33.5%と最も高く、「参加している」の割合が8.3%、「参加していないが、今後参加してみたい」の割合が24.3%と比較しても、活動への参加意識は低い結果となっています。

問 現在、みどりに関するまちづくり活動にご参加されていますか



- ・地区別の回答を比較すると、葵区では「参加している」の割合が 9.2%と他地域と比較して高い割合である一方で、全地区ともに「参加していないし、今後も参加するつもりはない」の割合が3割を超えており、市域全体において、積極的にまちづくり活動への参加を促す取組が必要と考えられます。

問 現在、みどりに関するまちづくり活動にご参加されていますか（地区別）



(2) 企業意向調査概要

企業意向調査の実施及び回答概要、主な質問項目の回答状況について以下に整理します。

① 実施概要

項目	概要
アンケート対象者	静岡市商工会議所に所属している市内企業から約 220 社を無作為抽出
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和 3（2021）年 11 月 19 日～令和 3（2021）年 12 月 5 日
回収結果	回収数 104 通（回収率 47.3%）

② 回答概要

区分	項目	調査結果の概要
企業の取組状況	敷地内での活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 割以上の企業で取組が行われています。 ・ 花壇やプランター等で草花等を植栽、緩衝帯も含めた生垣や高木の植栽。
	敷地外での活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地近隣の清掃、美化活動。
公園等への民間活力導入について	必要な支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動等に対する助成金・補助金等の金銭的な支援。 ・ 法人税や固定資産税等の税制優遇。 ・ みどりに関する取組事例等の情報提供。
	民間活力導入に対する関心	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「あまり興味・関心がない」の割合が最も高い。 ・ 3 割以上の企業が取組に前向きな回答。

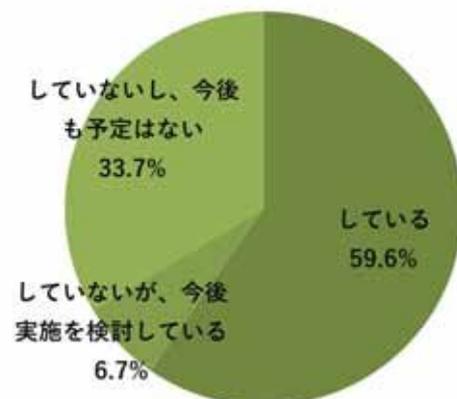
区分	項目	調査結果の概要
	民間活力導入の重要事項	・利用者が多く見込める立地や交通施設の利便性を求める結果。
	関心のある業務範囲	・公園内での民間収益事業の実施が7割弱。 ・園地・公園施設の管理運営が3割以上。
	民間活力導入について	・カフェ、レストラン等の飲食施設や売店等の物販施設。
	管理運営に望ましい公園等の規模	・10ha未満の中規模な公園の割合が最も高く、次いで2,500～5,000㎡程度の小規模な公園。

③ 主な質問項目の回答

質問1：敷地内でのみどりに関する取組の状況について

・敷地内でのみどりに関する取組の状況について、「している」の割合が59.6%と最も高く、「していないが、今後実施を検討している」の割合の6.7%と合計すると、6割以上の企業で取組が行われています。一方で、「していないし、今後予定はない」の割合が33.7%となっていることから、積極的に取り組んでもらう事を促す必要があると考えられます。

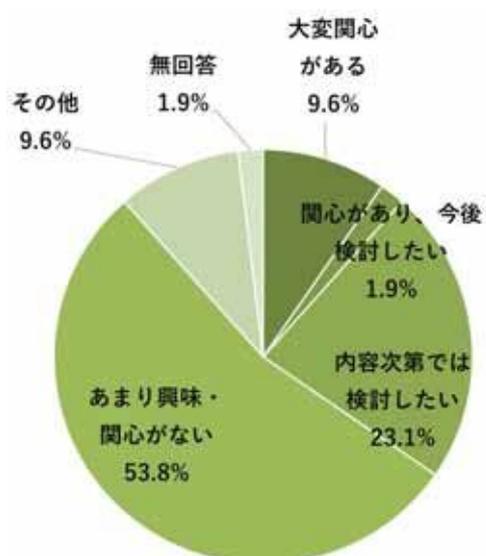
問 現在、貴社の敷地内（店舗等）で、みどりに関する取組は実施されていますか



質問2：公園等への民間活力導入の意向について

・公園等への民間活力導入については「あまり興味・関心がない」の割合が53.8%と最も高い一方で、「内容次第では検討したい」の割合が23.1%、「大変関心がある」の割合が9.6%、「関心があり、今後検討したい」の割合が1.9%と3割以上の企業が取組に前向きな結果となっています。

問 公園等での収益事業の実施や管理運営業務への参入等の民間活力導入について、関心はありますか



- ・公園内での民間収益事業及び施設について関心のあるものとして「カフェ、レストラン等の飲食施設」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「売店等の物販施設」の割合が 37.5%と高くなっています。

問 関心のある収益事業の内容・施設は、どの様なものですか。(該当する番号をすべて選び○をつけてください)

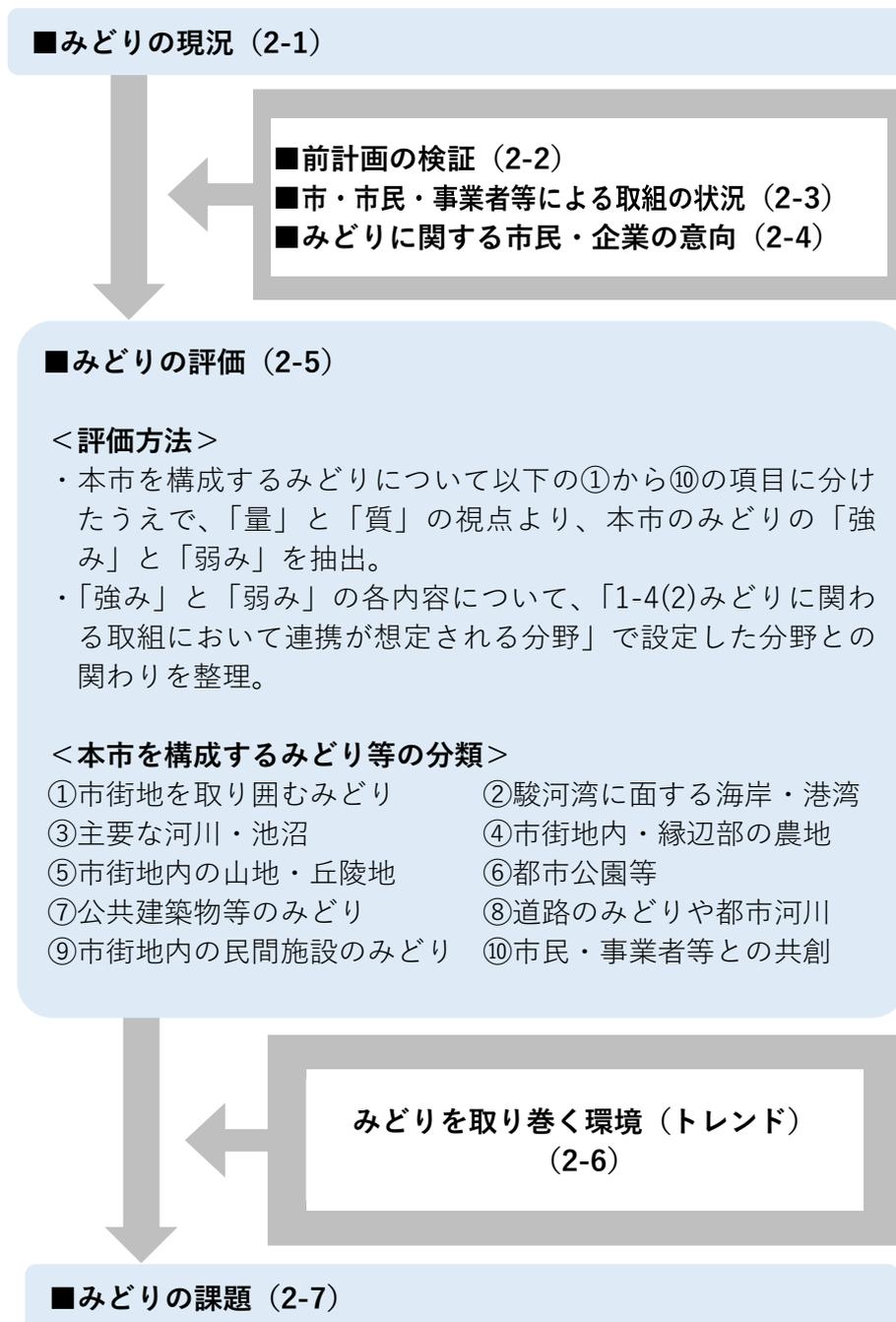
選択肢	件数	0%	20%	40%	60%	80%
1. 売店等の物販施設	9			37.5%		
2. カフェ、レストラン等の飲食施設	16				66.7%	
3. 屋内遊戯場、アスレチック等の遊戯施設	2	8.3%				
4. フットサル場、テニスコート等の運動施設	6		25.0%			
5. バーベキュー場、キャンプ場等のアウトドア施設	5		20.8%			
6. 芝生広場、イベントスペース等の広場施設	8			33.3%		
7. 水族館、動植物園等の教養施設	6		25.0%			
8. 駐車場	8			33.3%		
9. その他	7			29.2%		
無回答	0	0.0%				
計	67					

(n=24)

2-5 みどりの評価

「みどりの評価」では、本市における「みどりの現況」として、「前計画の検証」で整理した緑地行政の取組状況や効果と、「市民・事業者等による取組の状況」で把握した行政・市民・事業者等による取組状況や今後の意向を踏まえつつ、本市を構成するみどりについて項目に分類したうえで「量」と「質」の視点より、「強み」と「弱み」の抽出を行います。なお、抽出した「強み」と「弱み」については主に関連する分野ごとに分類しています。

また、「みどりの評価」を受けるとともに、「みどりを取り巻く環境（トレンド）」を背景として、本計画において取り組むべき視点を「みどりの課題」として整理します。



「強み」と「弱み」の各内容について、みどりに関わる取組において連携が想定される分野（「都市・社会基盤」、「環境」、「農林水産」、「防災・減災」、「観光・交流」、「健康福祉・子ども教育・文化スポーツ」、「地域経済」）より、特に関係する分野を **オレンジ** 枠で整理しています。

① 市街地を取り囲むみどり

	強み	弱み
量	<p>■みどりの骨格の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【環境】 竜爪山等の山地・丘陵地のみどりは、<u>本市のみどりの骨格を構成し、環境保全機能を担っています。</u> 	<p>■担保性のある緑地の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【都市・社会基盤】 担保性のある緑地（各種の法律や条例等により保全および整備されている施設緑地と地域制緑地の総計）の都市計画区域面積に対する割合が、<u>農振農用地区域の減少により少なくなっています。</u>
質	<p>■良好な環境・景観の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【環境】 小動物の生息地を含み、竜爪山等は植物が豊富で、希少な植物が分布しています。環境保全や景観形成に寄与する貴重なみどりであり、<u>生物多様性の視点を持ち豊かな環境を保全していくことが求められます。</u> ・ 【農林水産】 お茶やミカンが栽培されている傾斜地は、本市を代表する郷土景観を形成しています。 	<p>■高齢化に伴う管理不足による機能低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【農林水産】 <u>農林業従事者の高齢化や農地保全の担い手不足により、管理不足のみどりが見られ、環境保全や防災機能の低下、景観維持が課題となっています。</u>

② 駿河湾に面する海岸・港湾

	強み	弱み
量	<p>■水の軸の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【環境】 本市の海浜部の松林は、<u>みどりと水の軸を形成し、環境保全、防災機能、景観形成に寄与しています。</u> <p>■観光・レクリエーション機能の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【観光・交流】 海浜部や清水港において大浜公園、清水マリンパーク、太平洋岸自転車道等が整備され、レクリエーションの場となっています。 ・ 【観光・交流】 <u>海浜部や清水港全体において、市民が駿河湾・清水港に親しめる場所の整備が進んでいます。</u> ・ 【観光・交流】 日の出地区では海洋文化拠点としてのみどりの整備が進められています。 ・ 【観光・交流】 公民共創による「みなとまちづくり」が進められています。 	<p>■緑化量の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【地域経済】 清水港の工場敷地の緑化が進められていますが、量的に十分な状況ではありません。
質	<p>■良好な環境・景観の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【環境】 海浜には多様な植物がみられ、季節ごとに美しい花を咲かせてお 	<p>■松林の機能低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【環境】 海風による潮害を防いでいる松林は、一部で松枯れがみられ、機能

	強み	弱み
	<p>り、環境保全や景観形成に寄与しています。また、三保半島には世界文化遺産富士山の構成資産である三保松原があり、良好な景観形成に寄与しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【観光・交流】 日の出地区は、文化財に指定されている清水港テルファーを活かした緑地、親水空間、富士山の眺望を活かした公園、緑地と一体となった商業施設の緑化等の清水港を中心とした港町としての歴史を活かした良好な景観を有しています。 	<p>が低下しています。特に、三保松原では、松林の育成環境の悪化、松くい虫による松枯れ、倒木の危険性の問題があり、<u>松林の保全が今後の課題となっています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 希少植物の減少 ・ 【環境】 海浜には、近い将来に野生での絶滅の危険性が高い植物が生息しており、<u>生物多様性の視点を持ち豊かな環境を保全していくことが求められます。</u>

③ 主要な河川・池沼

	強み	弱み
量	<ul style="list-style-type: none"> ■ 良好な環境の提供 ・ 【都市・社会基盤】 安倍川、興津川、富士川等の河川は、<u>豊かな自然を有し、野鳥の生息空間や水生生物の生育空間となっています。</u>また、風の道として、市街地内に清涼な大気を送り込む等の<u>環境保全の役割を担っています。</u> ■ 防災機能の提供 ・ 【防災・減災】 河畔には、安倍川緑地、富士川緑地等の広域避難地となっている場所やヘリポートとして位置づけられている場所があり、防災機能を有しています。 ■ レクリエーション機能の提供 ・ 【都市・社会基盤】 河畔や池畔には、<u>安倍川緑地、富士川緑地等のスポーツ広場等が整備され、レクリエーション機能を有しています。</u> ・ 【環境】 麻機遊水地や鯨ヶ池等には、野鳥の生息空間や水生生物の生育空間が残されており、環境保全の機能を有しています。特に<u>麻機遊水地におけるあさはた緑地は整備が完了し、環境学習はもとより、市民の貴重なレクリエーション空間になっています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豊かな自然環境の活用不足 ・ 【都市・社会基盤】 河畔の緑地について、適切な維持管理や柔軟な利活用が求められます。 ・ 【環境】 <u>鯨ヶ池の貴重な自然資源を活かした整備の推進が求められます。</u>
質	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共創による取組の推進 ・ 【環境】 麻機遊水地では、かつての湿原や水田を復活させる取組など、環境保全機能や景観形成の意識が高まっています。 	—

	<p>■水辺における豊かな生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【環境】あさはた緑地をはじめ、水辺では豊かな生態系が保全されています。 	
--	--	--

④ 市街地内・縁辺部の農地

	強み	弱み
量	<p>■良好な都市環境への寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【農林水産】市街地内及び周辺の農地は都市環境の維持、生物の生息空間の提供、防災、みどりの空間創出など多様な機能を有しています。 	—
質	<p>■観光・レクリエーション機能の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【農林水産】一部の農地では、市民農園として活用されており、レクリエーションの機能を有しています。 	<p>■耕作放棄地の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【農林水産】農地保全の担い手不足により、適切に管理されなくなった農地が見られます。<u>静岡県都市農業振興基本計画と連携した都市農地の活用に向けた取組の推進が求められます。</u> <p>■都市農地の活用不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【農林水産】都市農地の更なる活用として<u>健康、福祉、学習などに関する機能に目を向け、静岡県都市農業振興基本計画と連携した取組の推進</u>が求められています。

⑤ 市街地内の山地・丘陵地

	強み	弱み
量	<p>■観光・レクリエーション機能の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【観光・交流】有度山は、池田山自然公園、日本平公園、清水日本平運動公園などが整備されており、レクリエーション・観光の機能を持ち、特に池田山自然公園は日本平動物園、清水日本平運動公園は清水エスパルスのホームグラウンドとして機能を有しています。 ・【観光・交流】賤機山、谷津山、八幡山、秋葉山、御殿山等の山地・丘陵地は、都市環境の維持、生育空間の提供等の環境保全の機能を有するとともに、眺望を楽しむことのできる公園や遊歩道が整備される等の市民の貴重なレクリエーション空間となっています。 	<p>■観光・レクリエーション機能の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【観光・交流】広域的なみどりの拠点、観光の拠点としてのレクリエーション機能が不足しています。 ・【観光・交流】日本平では、日本平夢テラスや日本平ホテル等が整備された一方で、日本平公園の整備は事業途中であり、目指す観光拠点・市民の憩いの場としての機能が十分に発揮されていません。
質	<p>■良好な環境・景観の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【環境】有度山は、日本平・三保松原 	<p>■高齢化に伴う管理不足による機能低下</p>

	強み	弱み
	<p>県立自然公園や風致地区等に指定され、良好な自然環境・景観が保全されています。また、有度山の久能海岸に面する急斜面地にはシイやタブの海岸性の照葉樹林がみられ、久能山東照宮周辺は歴史的な景観が形成されており、環境保全や景観形成に寄与しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【農林水産】 有度山の山頂から山麓にかけての市街地に面する丘陵地は、茶畑・ミカン畑となっており、背景の富士山と相まって良好な郷土景観を形成しています。 ・ 【環境】 賤機山、谷津山、八幡山、秋葉山、御殿山等の山地・丘陵地は、まちのランドマークとなっており、各地域を代表する郷土景観を形成しています。 ・ 【観光・交流】 有度山は、眺望を楽しむことのできる公園や散策路が整備され、また、賤機山や御殿山等は花見の名所となっており、豊かな自然環境を活かした景観形成に寄与しています。 ・ 【環境】 谷津山の麓の静岡護国神社境内は、県民が植樹したマツ、ヒノキ、クス、シイ、シラカシ、ナラ等による杜がみられ、良好な自然環境・景観を形成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【農林水産】 土地所有者の高齢化により管理不足の樹林地や放任竹林が増加する等の荒廃が進んでおり、環境保全や防災機能の低下、景観維持が課題となっています。 ■ 良好な眺望景観の阻害 ・ 【観光・交流】 <u>有度山の山頂部やアクセス道路では樹木が茂り眺望を阻害しています。</u>

⑥ 都市公園等

	強み	弱み
量	<p>■市街地に配置された身近な公園の多面的機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【都市・社会基盤】市街地に配置された街区公園や近隣公園等の市民に身近な公園は、日常的なレクリエーションの場としてだけでなく、快適な生活環境や良好な市街地景観の創出にも寄与しています。また、防災面では、地震や火災発生時における避難の場や復旧活動の地域拠点となり得る場です。 <p>■規模の大きな公園の多面的機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【都市・社会基盤】駿府城公園、清水船越堤公園、清水日本平運動公園等の規模の大きな公園は、様々なレクリエーションの場としての機能を有するとともに、災害時の広域的な避難場所としても重要な役割を担っています。 <p>■防災機能の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【防災・減災】本市には、洪水調節機能を持つ麻機遊水地、広域避難地に指定している大規模なみどり、一次避難地に指定されている身近な公園等の防災機能を持つみどりが多く立地しています。 	<p>■都市公園の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【都市・社会基盤】長期にわたり未着手である都市計画公園が存在します。
質	<p>■公園による静岡らしさへの寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【観光・交流】日本平公園や池田山自然公園、羽衣公園、あさはた緑地等の本市の自然に触れることのできる公園や駿府城公園、登呂公園、由比本陣公園等の本市の歴史に触れることのできる公園が整備されており、静岡らしさを感じられる公園の整備が進んでいます。 <p>■観光・レクリエーション機能の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【観光・交流】まちなかにある駿府城公園や青葉緑地等は、様々なイベントの場として多く利用されています。 <p>■防災機能の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【防災・減災】本市では、雨水貯留施設をはじめとして、都市公園内に防災・減災の機能を持つみどりに関連する施設が整備されており、今後も静岡市地域防災計画や静岡市国土強靱化地域計画等の関連計画との連携により、適切な管理の実施が求められます。 	<p>■都市公園の老朽化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【都市・社会基盤】既存公園の施設の老朽化や樹木の老木化・高木化が進んでおり、随時対応を進めているものの、未だに安全性や快適性に問題の生じている公園が見られます。 <p>■都市公園の利活用不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【健康福祉・子ども教育・文化スポーツ】身近な公園について、環境学習や地域のイベントの場として、より積極的な利活用が望まれます。 <p>■社会情勢への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【健康福祉・子ども教育・文化スポーツ】本市では今後も更なる高齢化の進行が見込まれており、高齢者にも使いやすいみどりの創出が求められます。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備により、障がい者も含め、誰にでも使いやすいみどりの創出が求められます。

	強み	弱み
	■共創による取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【地域経済】 身近な公園等は、地域の公園愛護会等により維持管理が行われ、良好に保たれています。 	

⑦ 公共建築物等のみどり

	強み	弱み
量	■レクリエーション・防災機能の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【健康福祉・子ども教育・文化スポーツ】 小中学校のグラウンドは、身近なレクリエーションの場や災害時の避難場所となっています。 	■緑化量の不足 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【都市・社会基盤】 公共建築物全体としては、十分な緑化が図られているとは言えない状況です。
質	■良好な環境・景観の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【健康福祉・子ども教育・文化スポーツ】 学校は校門周辺や敷地の外縁のみどりが多く配置され、地域における良好なみどりの景観を形成しています。 ・ 【都市・社会基盤】 市役所をはじめ、みどりと建築物が一体となって、良好な景観を形成し、地域のシンボルとなっている公共建築物がみられます。 	■質の高い緑化の不足 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【都市・社会基盤】 公共施設に静岡らしさの感じられるみどり、歴史の感じられるみどり、市民に親しまれているみどりが多いとは言えない状況です。 ・ 【健康福祉・子ども教育・文化スポーツ】 公共建築物等のみどりは日常的に多くの利用者が触れるみどりであり、多様な世代との関わりの中で良好な状態で維持されることが求められます。

⑧ 道路のみどりや都市河川

	強み	弱み
量	■街路樹・並木による多面的機能の発揮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【都市・社会基盤】 幹線道路等の街路樹や市街地内の中小河川は、公害の軽減、風の道、野生生物等の移動経路、災害時の延焼遮断・遅延としての機能を有するとともに、良好な市街地景観の創出に関係し、環境保全や防災機能、景観形成に寄与しています。 ・ 【都市・社会基盤】 自然環境保全や親水空間の創出に配慮して整備された河川、川沿いに桜並木等のある河川は、様々な機能をより発揮しています。 ■緑視率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【都市・社会基盤】 緑視率は、JR 静岡駅前（北口広場）、JR 草薙駅前（北口）や幹線道路沿道等、積極的に緑化が進められている箇所で高くなっています。 	■街路樹によるネットワークの不足 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【都市・社会基盤】 幹線道路等の整備に合わせて街路樹が植えられていますが、道路幅員が狭いことや維持管理上の問題により、<u>みどりのネットワークの形成が不十分な状況となっています。</u>

	強み	弱み
質	<p>■並木による地域性の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【観光・交流】日本平パークウェイの桜並木、県立美術館に至るケヤキ並木、呉服町通り、青葉通り等は、まちの拠点においてシンボルロードとなっており、良好な景観形成に寄与しています。 	<p>■既存街路樹による問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【都市・社会基盤】歩道幅員が狭い等、限られた区間に大きく育つ高木を植栽され場所と植栽が合っていない道路があります。 ・【都市・社会基盤】大木になりすぎ、歩道の凹凸や建築限界を犯す等の事故に発展する危険性があります。 <p>■街路樹の新規整備に関する問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【都市・社会基盤】自転車レーンや電線共同溝の整備等を行う必要があり、限られた空間において街路樹を増やすことが難しくなっています。 <p>■街路樹の維持管理に関する問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【都市・社会基盤】街路樹の整備により総量が増加するにつれ、行政によるきめ細やかな維持管理が困難な状況になりつつあります。

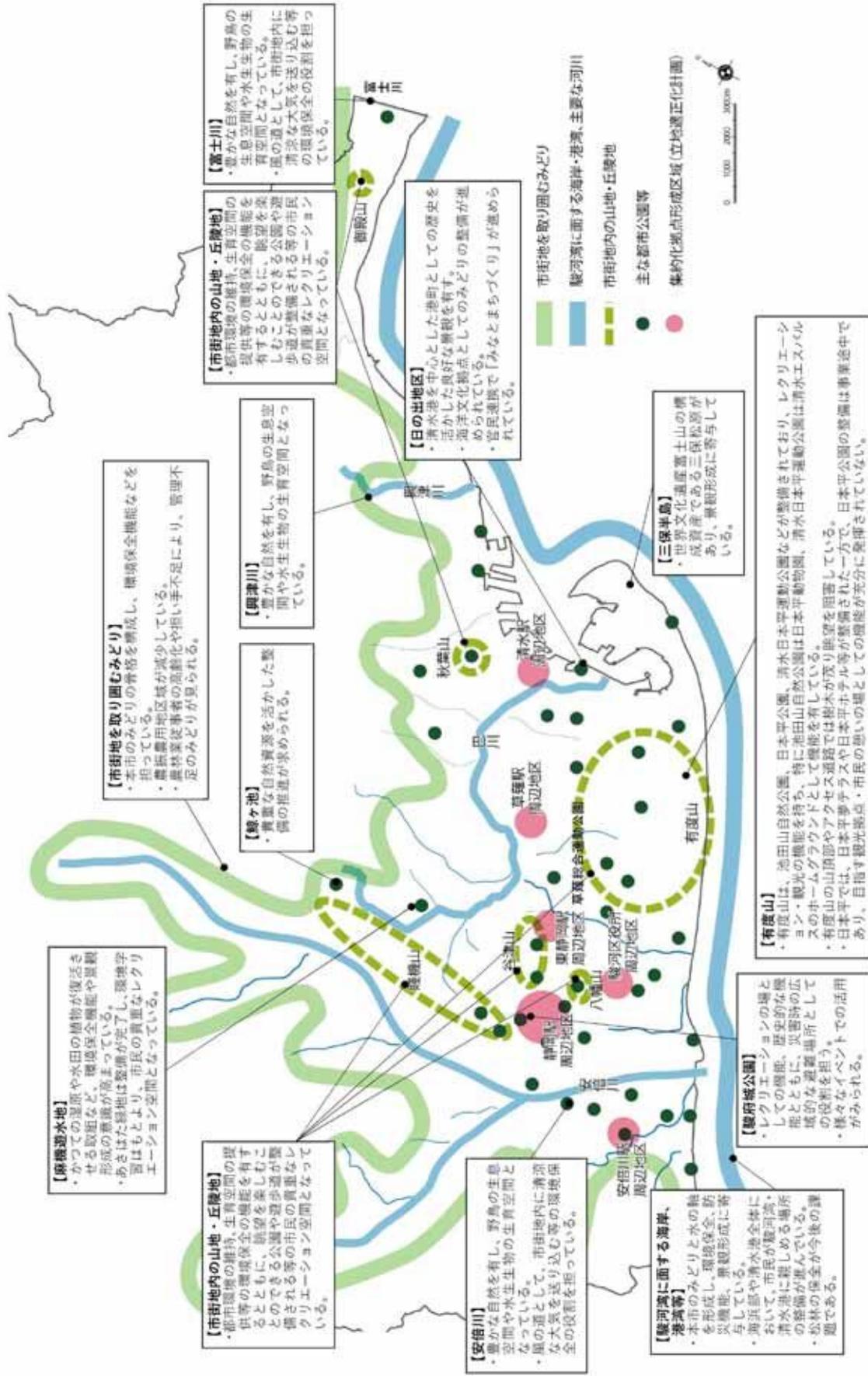
⑨ 市街地内の民間施設のみどり

	強み	弱み
量	<p>■住宅地等のみどりによる多面的機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【環境】住宅地等の庭木や生垣、フラワーポットは、良好な都市環境・景観の形成、野生生物の生息・移動空間の提供、災害時の延焼の遅延等の役割を果たしています。 <p>■良好な環境・景観の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【地域経済】工場の敷地の外縁等に植栽されたみどりは、騒音の緩衝や景観の向上等、環境保全や景観形成に寄与しています。 	<p>■緑化量の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【都市・社会基盤】中心市街地や沿道商業地、工業地においては、緑化された店舗や事務所、工場が一部に見られますが、全体としてはみどりが十分とは言えない状況です。 <p>■緑視率の低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【都市・社会基盤】形成されてから時間が経っている市街地内の住宅地等では、緑視率がかなり低い傾向にあります。 ・【都市・社会基盤】一部を除く主要駅前や区役所周辺等の中心市街地のみどりについて、緑被率が低くなっています。
質	<p>■歴史性のあるみどりの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【環境】社寺林、天然記念物に指定されている樹木や庭園等は、歴史を感じさせる貴重なみどりとなっています。 <p>■共創による取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【地域経済】一部の地区では地区計画のルールや協定、申合せにより地区全体で緑化に取り組んでおり、環境保全や防災機能の向上、良好な景観形成が図られています。 	<p>■歴史性のあるみどりの減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【環境】住宅地や社寺等において、建替えや駐車場の確保等により、古木・大木が伐採されている場合があります。 <p>■共創による取組の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【環境】地区全体で緑化に取り組んでいるのは一部の地区に限られており、更なる取組の推進が求められます。

⑩ 市民・事業者等との共創

	強み	弱み
量	<p>■企業による緑化活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【地域経済】企業意向調査より、6割以上の企業で敷地内での活動が実施されています。 	<p>■緑地量の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【環境】市民意向調査より、ここ10年でのみどりの量は維持されていると感じる意見の割合が高くなっていますが、<u>現在のみどりの量に対して、「多い」よりは「少ない」と感じる傾向の意見の割合が高くなっています。</u>
質	<p>■企業による緑化活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【地域経済】企業意向調査より、敷地外の活動として、敷地近隣の清掃や美化活動が実施されています。 <p>■事業者による民間活力導入への意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【地域経済】企業意向調査より、<u>都市公園における民間活力導入について、「あまり興味・関心がない」の割合が最も高い一方で、3割以上の企業が取組に前向きな回答を示しています。</u> 	<p>■市民の活動への参加意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【地域経済】市民意向調査より、みどりに関するまちづくりへの参加について、<u>「参加していないし、今後も参加するつもりはない」の割合が33.5%と最も高くなっています。</u> <p>■身近な公園に対する評価の低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【都市・社会基盤】市民意向調査より、身近な公園の評価では、「普通」の割合が最も高く、次いで「やや不満」の割合が高くなっています。 <p>■緑地行政における課題の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【地域経済】<u>緑地行政における財政面の不足について市民・事業者と問題意識を共有し共創により取組を推進</u>することが求められます。

■主なみどりの評価



2-6 みどりを取り巻く環境（トレンド）

平成 27（2015）年 4 月に、第 3 次静岡市総合計画や静岡市都市計画マスタープラン、静岡市みどり条例をはじめとした上位・関連計画と整合を図り、概ね 20 年後の実現を目指した計画として前計画の改定を行いました。しかしながら、計画改定以降、都市のみどりを取り巻く状況は大きく変化しています。社会情勢の変化や本市における人口動向や関連する計画の取組状況を踏まえ、みどりを取り巻く環境（トレンド）を整理します。

(1) 本市を取り巻く社会動向の変化

① 少子高齢化・人口減少

～少子高齢化・人口減少を背景としたみどりに求められる役割の変化～

国の人口は平成 22（2010）年をピークに減少を始め、同時に急速な高齢化が進行しています。少子高齢化・人口減少は、地域活力の低下や経済活動の停滞等の影響を及ぼすことが懸念されます。本市の人口は、平成 24（2012）年から減少を続けており、令和 2（2020）年の国勢調査では 70 万人を下回りました。移住促進をはじめとした人口の社会増のための取組を進めているものの、今後も更なる少子高齢化・人口減少は避けられないと見込まれます。

本市の緑地行政においては、こうした人口構造の変化を踏まえ、みどりに求められる役割の変化を把握し、公民共創による都市公園の整備の促進、みどりの配置や求められる機能の再編への転換を推進します。また、市民や事業者との共創により、地域活力の向上や経済活動の活性化に寄与するみどりの創出について推進します。



図 静岡市の人口の推移と将来人口の推計
(出典：現況値…住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）、推計値…静岡市独自推計)

② 災害の激甚化・頻発化

～都市公園等における防災・減災に寄与する機能導入の必要性の高まり～

東日本大震災での津波被害や、日本各地での集中豪雨による土砂災害をはじめとして災害の様相も多様化しています。本市では、過去には昭和 49（1974）年に発生した「七夕豪雨」により巴川が氾濫し、市内の多くの家屋が浸水し、由比地域では大規模な土砂崩れが発生するなど、市内全域で甚大な被害が発生しており、令和 4（2022）年 9 月に発生した台風第 15 号では、市内での 24 時間降水量が 416.5 ミリ、時間あたりの最大降水量が 107 ミリを記録し、各所で浸水被害が発生するとともに、道路の崩壊や河川護岸の欠損、倒木や土砂流入による道路の寸断、水管橋の落橋、上水道の取水口への土砂の流入に起因する断水等、市民の生活に大きな爪痕を残しました。また、静岡県第 4 次地震被害想定では、沿岸地域の津波浸水、建物倒壊や火災延焼等による被害を想定しており、本市の緑地行政においても防災・減災に寄与する緑地の維持・創出が求められています。既存のみどりにおける防災・減災に効果のある施設としては、市街地の浸水被害を軽減するため、河川の水位上昇を抑える「麻機遊水地」、公園・学校のグラウンドにおける雨水貯留施設、地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）に指定している駿府城公園、城北公園におけるスポーツ広場をはじめとした大規模なみどり、地震や火災発生時における避難の場や復旧活動の地域拠点となり得る身近な公園、災害復旧時には応急仮設住宅等の建設地となる予定のみどり等を整備しており、これらの施設を適切に維持し災害時にその機能を発揮させることが求められます。

③ 社会共有資産の利活用

～社会的需要に対する公共施設の供給量適正化と社会共有資産の利活用～

人口が増加していた時代には多くの施設・建物が整備され、現在において行政所有や民間所有を含めた多くの「資産」が社会全体にストックされています。これからの人口減少時代は、この資産に対する需要が減少していくことから、蓄積されたストック資産をどのように活用していくかに焦点をあてた行政経営を行っていく必要があります。そこで、従来の「アセットマネジメント基本方針」を全面的に改訂し、将来の人口推計を見据えて、新たに「静岡市社会共有資産利活用基本方針」を掲げ、本市に存在する資産を最大限活用するという考え方に移行していきます。

現時点での需要に応じた施設整備も必要ですが、将来の需要に応じて、高度経済成長期から現在に渡って整備された資産を活用していくことや、今後本当に必要となる施設についての判断をしながら、施設の供給量を考えていく必要があります。

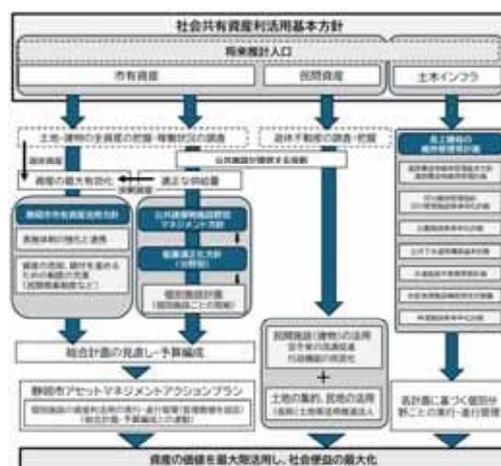


図 社会共有資産利活用マネジメント体系図
（出典：静岡市社会共有資産利活用基本方針）

(2) 全国的な緑地行政に関連する動向

① グリーンインフラの推進

～地域課題解決の場としてのみどりの創出に向けた機運の高まり～

みどりが果たす役割として「グリーンインフラ」の概念への注目が高まっています。「グリーンインフラ」とは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」（グリーンインフラ推進戦略（令和元（2019）年7月公表））です。

また、既往の社会資本整備や土地利用に対して、「自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に巧みに関与、デザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした社会資本整備や土地利用は、概ね、グリーンインフラの趣旨に合致する。」とされており、こういった取組を「グリーンインフラ」と呼称するか否かは当面重要ではなく、かかる取組の推進により自然環境が有する機能を引出し地域課題に対応していくことを通して、持続可能な社会や自然共生社会の実現、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資に貢献するという考え方が重要とされています。

本市においても、既往の社会資本整備事業や土地利用で、自然環境が持つ、防災・減災、地域振興、環境といった各種機能を活用した取組をすでに実施しており、今後もそれぞれの分野で取組を推進します。

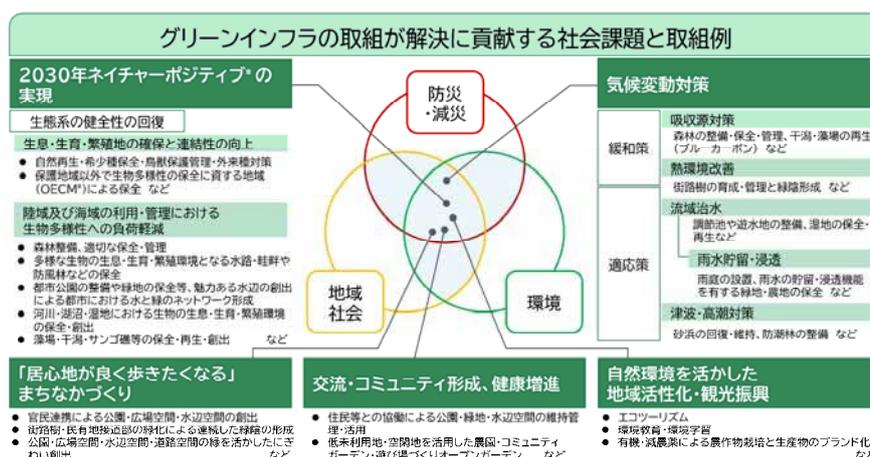


図 グリーンインフラの取組が解決に貢献する社会課題と取組例
(出典：グリーンインフラ実践ガイド（国土交通省資料）)

② みどりに係る法改正等の近年の動向

～民間事業者との共創によるみどりに関する取組の促進～

近年のみどりに係る法改正等の動向についてみると、平成 29 (2017) 年 6 月に、積極的な緑地創出の促進、都市農地の適正な保全といった量的側面とともに、都市公園の活性化や魅力向上、老朽化対策等の質的側面からも取組を促進するため、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されました。この法改正では、都市公園における民間活力導入の仕組みである Park-PFI 制度が創設され、都市農地の保全・活用においては生産緑地地区の面積要件が緩和される等の人口減少社会において潤いある豊かな都市空間を形成するための仕組みが整えられるとともに、みどりの基本計画の充実として、都市公園の管理の方針等について本計画への記載事項の拡充が求められています。

また、令和 6 (2024) 年 11 月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律案」では、気候変動対応や生物多様性の確保、Well-being の向上に対して大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮や都市におけるエネルギーの面的利用の推進を図る取組の推進に向けた支援策等が充実されました。市内の様々なみどりについて市民や事業者等との共創による取組の促進が求められます。



図 「都市緑地法等の一部を改正する法律

(平成 29 (2017) 年 6 月施行)」の概要 (出典：国土交通省資料)



図 「都市緑地法等の一部を改正する法律

(令和 6 (2024) 年 2 月閣議決定)」の概要 (出典：国土交通省資料)

表 みどりに係る法改正等の近年の動向

平成 29 (2017) 年 6 月	○「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行
令和 6 (2024) 年 11 月	○「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行

③ 都市公園に関する動向

～整備量の確保を急ぐ時代からストック活用の時代へのパラダイムシフト～

平成 28(2016)年 5 月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告」では、①ストック効果をより高める、②市民との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、の三つの観点を重視し、緑とオープンスペース政策は『新たなステージ』に移行すべきとの方向性がとりまとめられました。

また、令和 4 (2022) 年 10 月には、国土交通省において「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」における提言が出され、「使われ活きる公園」の実現に必要な「都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～」が示されており対応が求められます。



図 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言
 <都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～>
 （出典：「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（概要）」より作成）

表 都市公園に関する近年の動向

平成 28 (2016) 年 5 月	○「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ ○「都市公園のストック向上に向けた手引き」の策定
令和 4 (2022) 年 10 月	○「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」提言

④ 生物多様性の保全 ～世界目標 30by30 の達成に向けた取組の加速～

地球温暖化に伴う生態系への影響等の生物多様性をめぐる様々な問題に対する取組は、平成4（1992）年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（地球サミット）」にあわせて「生物多様性条約」が採択されたことに始まり、日本も平成5（1993）年に同条約を締結しました。その後、日本で最初の「生物多様性国家戦略」（平成7（1995）年）が策定され、生物多様性地域戦略の根拠となる「生物多様性基本法」（平成20（2008）年）も制定されました。生物多様性条約第10回締約国会議（COP10 平成22（2010）年名古屋市）では、令和2（2020）年までに生物多様性の損失を止めることを目的に「愛知目標」が採択され、日本では、愛知目標を反映した「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成24（2012）年）が策定されました。また、「愛知目標」が令和2（2020）年に目標年を迎えたことをうけて、COP15（令和3（2021）年及び令和4（2022）年に開催）では、具体的な指標を盛り込んだ新たな世界目標 30by30（令和12（2030）年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全）が採択されており、その目標を達成するためには、国立公園等の拡充のみならず、里山や企業林、社寺林のように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地を OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として国際データベースに登録し、その保全を促進していくことが求められます。本市においても積極的に取組の推進を図る予定であり、本計画においても国際的な動向に対応しつつ、生物多様性に寄与するみどりの維持・創出を推進します。



図 自然・生きものに親しむライフスタイルが楽しめる静岡市
（出典：第2次静岡市生物多様性地域戦略簡易版リーフレット）



図 30by30 実現後の地域のイメージ～自然を活用した課題解決～
（出典：30by30 ロードマップ（国土交通省資料））

「愛知目標」が令和2（2020）年に目標年を迎えたことをうけて、COP15（令和3（2021）年及び令和4（2022）年に開催）では、具体的な指標を盛り込んだ新たな世界目標 30by30（令和12（2030）年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全）が採択されており、その目標を達成するためには、国立公園等の拡充のみならず、里山や企業林、社寺林のように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地を OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として国際データベースに登録し、その保全を促進していくことが求められます。本市においても積極的に取組の推進を図る予定であり、本計画においても国際的な動向に対応しつつ、生物多様性に寄与するみどりの維持・創出を推進します。

(3) 全国的なまちづくりに関連する動向

① 持続可能なまちづくり ～SDGsの推進～

国際的な気候変動をはじめとする地球規模での環境問題への関心が高まる中、国連サミットで 17 の目標（ゴール）からなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。17 の目標（ゴール）は経済、社会、環境（自然資本）に分類することができますが、その中でも環境（自然資本）は 17 の目標（ゴール）を達成する根幹となるものと位置付けられています。このことから、本計画の推進による、緑地保全や緑化の実現により、関連のある目標の達成への貢献が期待されます。

本市においては、SDGs 未来都市・ハブ都市として「世界水準のまち」を目指し、様々な取組が進められています。本市は、SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済、社会、環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・

地域として、国から平成 30（2018）年 6 月に SDGs 未来都市に選定されました。また、国連ニューヨーク本部で開催された SDGs 推進会議や国際ハイレベル政治フォーラム等の国際会議に参加し、本市の取組を世界に向けて発信しており、平成 30（2018）年 7 月にアジア初の SDGs ハブ都市に選定されました。さらに、本市では SDGs 推進に関する基本的な考え方と必要な事項を定めるため、平成 31(2019)年 3 月に「静岡市 SDGs 実施指針～持続可能なまちづくりのために～」を策定し、「市政への組込み」、「普及・啓発」、「情報発信」の 3 つの取組を柱として、本市の持続的な発展につなげていくことを明記しました。また、第 4 次静岡市総合計画では、SDGs の理念を本市の政策・施策に取り込むことで、SDGs の推進に大きく寄与し国際社会への責任を果たすとともに、公益性と事業性の両立を図りながら「世界に輝く静岡」を実現することとしています。また、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進」、「グリーン・トランスフォーメーション（GX）の推進」を重要な政策手段として意識し取り組んでいくこととしています。このことから、本計画においても、各大目標の実現に貢献することを念頭におき取組を推進します。

なお、SDGs の目標期限(令和 12(2030)年)は、本計画の中期目標(令和 15(2033)年)よりも先に到来することから、令和 12(2030)年以降の SDGs に関する新たな方向性が示された際には、本計画における取組にその内容を反映します。



図 持続可能な開発目標（SDGs）
（出典：国際連合広報センター）



図 持続可能な開発目標（SDGs）の 3 つの層への分類
（出典：公益財団法人日本ユニセフ協会 HP）

【17 の目標（ゴール）のうち本計画に特に関連するもの】



② 脱炭素社会の形成 ～カーボンニュートラルの達成に向けた取組の加速～

令和 2（2020）年 10 月、政府は令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

本市においては、令和 2（2020）年 12 月に令和 32（2050）年温室効果ガス排出実質ゼロを宣言しており、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガス排出実質ゼロに向け各種取組を推進しています。また、令和 4（2022）年には本市のカーボンニュートラルに向けた提案が、「脱炭素先行地域※」として選定されており、本市における脱炭素社会に向けた取組は加速しています。本市の緑地行政においても農地や森林をはじめとした二酸化炭素の吸収源となるみどりの保全や脱炭素に向けたまちづくりに寄与するみどりの維持・創出が求められます。

※脱炭素先行地域とは

令和 32（2050）年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の令和 12（2030）年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる地域のことであり、本市では、「清水駅東口エリア」、「日の出エリア（海洋観光開発エリア）」、「恩田原・片山エリア（工業物流エリア）」が指定されています。

③ まちなかウォークブルの推進 ～道路空間の柔軟な利活用の促進～

生産年齢人口の減少や働き方の多様化等の都市を巡る環境の変化に対応し、都市の新たな魅力を創出するとともに活力を維持することが求められており、都市における活動の場として道路空間等の屋外の公共空間を積極的に利活用する動きが全国的に加速しています。特に道路及び沿線の空間においては、令和 2（2020）年 9 月の都市再生特別措置法改正による「官民が一体となった交流・滞在空間創出のための制度拡充」や、同年 11 月の道路法改正による「歩行者利便増進道路制度」（通称：ほこみち）の創設を受け、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するためのまちなかウォークブルに関する取組が各地において進められています。本市においても、令和元（2019）年にウォークブル推進都市に登録され、青葉通り、追手町音羽町線、呉服町通り等をはじめとして道路空間の利活用に関する取組を実施しており、今後も更なる取組の実施を推進します。

<本市におけるまちなかウォークブルの取組事例>



【青葉通り】

静岡市が目指す「人中心のまちづくり」を市民、来訪者の方々に体験してもらうべく、静岡都心地区の中心である青葉シンボルロードを題材にし、令和6年10月に「アオバリビング」と題して大規模な交通規制を伴う実証実験を11日間実施した。全幅36mのシンボルロードを一体で活用するため、車道と歩道間のポラード等を撤去し、通行止めにした車道にもファニチャーを設置することで人に優しく、居心地の良い空間を実現させた。人の流れや滞在性・交通への影響などは、データを使って検証し、今後の再整備計画へ反映させていく予定。



【追手町音羽町線】

平成26(2014)年度、地元からの空間活用についての要望書提出を契機に、地元・庁内関係課・所轄警察で組織する空間活用検討協議会を設置。平成31(2019)年度に御伝鷹まちづくり株式会社を都市再生推進法人に指定、令和2(2020)年度には空間整備も完了し、「歴史文化への誘い道」として地域主体による道路空間の活用が進められている。水辺デッキを含めた歩道空間において、露店営業やイベント開催など賑わい活動が行われており、令和3(2021)年春には、道路内建建築物としてカフェ店舗がオープンし、『駿府ホリノテラス』を愛称に水辺デッキと一体的な空間活用が実現した。



【Honeycomb Square (ハニカムスクエア)】

街中に休憩スペースの設置を望む声が多い中、令和2(2020)年3月末に廃止となったパーキングチケット跡地を活用し、コロナ禍でも安心して屋外に滞留できるスペースとしてパークレットを設置することを静岡市から地元商店街に提案。早期に合意を得られたことから、社会実験として令和2(2020)年9月末より供用。設計・施工を静岡木材業協同組合に依頼し、デザインに取り組みに協賛した地元民間企業が担当、商店街が維持管理を行う等、官民連携が図られている。なお、社会実験から本格設置へ移行を検討すること、施設の劣化を考慮して、令和5(2023)年3月にて撤去されている。

(出典：ウォークブルポータルサイト)



図 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」イメージ図 (出典：国土交通省資料)

④ こどもまんなか社会の創出 ～「こどもまんなかまちづくり」の加速～

こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として

令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に関連して令和5（2023）年12月に閣議決定された「こども大綱」及び「こども未来戦略」に基づき、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速させるため、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会の創出に資する都市公園の整備等を支援する「こどもまんなか公園づくり支援事業」が創設されました。

本市においても公園などのみどりを子育て環境の重要な要素と捉え、安全・安心に遊べる自然環境や若者が楽しむことのできるみどりを創出することが求められます。

こどもの遊び場となる都市公園整備等への支援

○ こどもや子育て当事者からニーズの高い身近な遊び場となる都市公園の計画策定・整備を支援する「こどもまんなか公園づくり支援事業」を創設。【都市公園・緑地等事業】

<事業イメージ>

計画策定（こどもの意見反映）
公園協議会やワークショップ等を活用した、こどもや子育て当事者の意見を踏まえた公園の整備計画の策定及び計画策定に必要なコーディネート支援

整備（遊び場の確保）
こどもの遊び場が不足するエリア等での公園整備を支援

＜主要要件＞

こども基本法に基づく「市町村こども計画」（策定が確定に見込まれる場合も含む）又は緑の基本計画等において、こどもの遊び場となる都市公園の整備に関する方針を位置づけている都市であることや、都市公園の利用圏域等を勘案し、こどもの遊び場が不足している地域における事業であること等を要件として、標準的な支援事業に比べ、各種要件の緩和や支援対象の拡充を実施

都市公園事業（標準的な支援事業） **こどもまんなか公園づくり支援事業**

都市計画区域の住民一人当たり
公園・緑地面積が10㎡未満 等 → 原則の公園における事業には適用しない
【要件緩和】

遊具等が2台以上 → 適用除外【要件緩和】

標準事業費要件（有認可事業の場合） → 事業の合計費が500万円未満
計画年度以上 → 計画年度以上【要件緩和】

対象事業 → 施設整備（運動場建設等）、用地取得計画策定【標準】

○ 周辺の市街地整備と住まいに身近な遊び場となる都市公園整備の一体的な実施に対して支援。【こどもまんなか公園づくり支援事業】
周辺の市街地整備と、住まいに身近な遊び場となる都市公園（上述の要件を満たすものに限る）の整備を一体的に実施する場合に限り、市街地整備と公共施設整備の一体的な実施のノウハウをもつ都市再生機構による事業実施に対する支援制度を創設する。

図 こどもの遊び場となる都市公園整備等の支援
(出典：国土交通省資料)

⑤ 新型コロナ危機を契機としたまちづくり ～屋外空間への需要の高まり～

令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」と言う。）の拡大により、「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することが呼びかけられ、市民生活に大きな影響がありました。

国土交通省では「新しい生活様式」を公園や緑の力で健康に～ニューノーマルに対応した公園・緑の活用～と題し、新型コロナに対応した「新しい生活様式」の定着が求められることに基づき、感染対策に気をつけながら積極的に都市公園やみどりの空間を利用するためのポイントをまとめており、本計画においてもそれらのポイントを考慮し取組の検討にあたります。

「新しい生活様式」を心がけて公園をつかおう！～4つのポイント～

新型コロナウィルス感染症の拡大を防ぐためには、律を動かしたり、屋外でリフレッシュし、心と体の健康を保つことが大切です。マナーと思いやりを大切に身近な公園を再利用しましょう。

体調が悪いときは利用を控える

① 発熱、咳、のどの痛みなどがあるときは、外出を控えましょう

② 大人数や発熱者の割合が、感染を予防する目安として、公園の利用を控えましょう

時間・場所を選びます

③ 混雑している時間帯や、時間を定めた特別の公園を利用しましょう

④ 利用する時間帯は、1つ以上分散して、併用しましょう

人と人とのあいだをあけよう

⑤ 他の利用者は、できるだけ2m（約6歩）離れましょう

⑥ 背中同士に立たず、十分な距離をあけられる時は、マスクを外しましょう

こまめに手洗いをしよう

⑦ おんなじものを触る・握るに触らないうちに手洗いをしましょう（手洗いの際は、流水で30秒以上手を洗ってください）

⑧ 必ず手洗いや消毒を済ませ、必ず手洗いをしましょう

図 「新しい生活様式」を心がけて公園をつかおう！4つのポイント
(出典：国土交通省 HP)

2-7 みどりの課題

「2-6 みどりを取り巻く環境（トレンド）」を背景として、「2-5 みどりの評価」の内容を踏まえ、本計画において取り組むべき視点を「みどりの課題」として整理します。

みどりの評価

「2-5 みどりの評価」の主な点について、みどりに関わる取組において連携が想定される分野（「都市・社会基盤」、「環境」、「農林水産」、「防災・減災」、「観光・交流」、「健康福祉・子ども教育・文化スポーツ」、「地域経済」）の分野別に整理します。

都市・ 社会基盤

- ・本市の都市公園等の市民一人当たりの整備水準は、近年増加しているものの、市民ニーズに合った質の高い都市公園等の創出が求められる。
- ・安倍川、興津川、富士川などの河川は、豊かな自然を有し、野鳥や水生生物などの生息空間となっている。
- ・街路樹の大木化や整備に伴う総量の増加等により、行政によるきめ細やかな維持管理が困難な状況となっている。

環境

- ・縁辺部の山地・丘陵地のみどりは本市のみどりの軸を構成し、安倍川、富士川、麻機遊水地などの水辺空間は、水の軸を構成している。
- ・生物多様性の観点から豊かな自然環境の保全が求められる。

農林 水産

- ・農地保全の担い手不足等を一因として、生産緑地地区などの都市農地が減少傾向にあり、都市農地の適切な維持・活用のため更なる推進が求められる。

防災・ 減災

- ・地域の身近な公園の不足により、災害時の避難場所や復旧活動の拠点ともなるオープンスペースの不足につながる。
- ・既存の防災・減災機能を有するみどりに関連する施設について適切な管理が求められる。

観光・ 交流

- ・駿府城公園などの歴史の拠点や日本平公園や大浜公園などの静岡らしさを感じられるみどりの拠点は、本市の魅力を高めるまちの資産として、さらなる利活用が必要である。

健康福祉・ 子ども教育・ 文化スポーツ

- ・身近な公園について、環境学習や地域のイベントの場として、より積極的な利活用が必要である。
- ・高齢者や障がい者を含め誰にでも使いやすいインクルーシブ遊具の充実など、心豊かな生活を支えるサードプレイスとなる公園・緑地が必要である。

地域 経済

- ・緑地行政における財政面をはじめとした課題について市民・事業者と問題意識を共有し、共創により取組を推進する必要がある。
- ・公園・緑地の柔軟な利活用のための仕組みが整っておらず、民間企業や地域住民等による柔軟な管理運営ができていない。
- ・一人当たり公園面積が10㎡/人に達していない中、公園や緑地の「量」を充足させるとともに、既存の公園・緑地の「質」を高めていく必要がある。

みどりの課題

みどりの評価から、本市におけるみどりの課題を抽出します。また、各課題について、みどりに関わる取組において連携が想定される分野（「都市・社会基盤」、「環境」、「農林水産」、「防災・減災」、「観光・交流」、「健康福祉・子ども教育・文化スポーツ」、「地域経済」）との関連を示します。

課題1 豊かな自然環境、特色あるみどりの保全・活用

山地・丘陵地に囲まれた豊かな自然環境とともに、日本平、三保松原等の景勝地のみどりや、安倍川、富士川、麻機遊水地等の豊かな水辺のネットワークを有しており、**良好な状態で将来に継承**していくとともに、**レクリエーションや観光資源として活用**していくことが期待されている。

みどりに関わる取組において
連携が想定される分野

環境

農林水産

都市・
社会基盤

観光・交流

課題2 身近なみどりの充実と防災・減災の取組

近年、様々な自然災害が激甚化・頻発化しており、巨大地震や洪水・津波浸水、土砂災害等の大規模災害に備えていくために、**みどりの防災・減災機能の重要性が再認識**されている。街区公園等の身近な公園は、日常的なコミュニティの場、地震や火災発生時における避難の場等となり得るため、適切な管理が求められる。

グリーンインフラの視点より、みどりの多面的機能を活かし、**防災・減災機能を備えた都市公園等の整備や充実**を図る必要がある。

みどりに関わる取組において
連携が想定される分野

防災・減災

都市・
社会基盤

環境

課題3 持続型・集約型のまちづくりや、多様化する市民ニーズへの対応に寄与するみどりの創出

少子高齢化・人口減少への対応として、「コンパクトなまちづくり」と「活力ある地域づくり」等の実現を目指していく中で、**より効果的なみどりの配置や創出**が求められる。また、コロナ後の新しい生活様式や変化する社会情勢を受けて、**都市公園等のみどりとオープンスペースに対する市民ニーズも多様化**している。

新たな都市の将来像の実現と、多様化する市民生活に対応・貢献していくため、都市公園等のみどりの整備や魅力づくりに取り組む必要がある。

みどりに関わる取組において
連携が想定される分野

都市・
社会基盤

観光・交流

健康福祉・子ども教育・
文化スポーツ

課題4 公民共創によるみどりの創出

主要駅前や区役所周辺等の中心市街地のみどりについて、**街路空間や公共施設等、民有地における積極的な緑化の推進等、重点的な取組が必要**である。また、市民のみどりのまちづくり活動への参加意欲は約3割と低く、**まちなかのみどりの充実に向けて、新たな担い手の育成や活動支援等が求められている**。

一方で、**民間事業者による公園整備・運営等の機運は高まっており、質の高いみどりの創出と活用による賑わい創出、周辺地域の活性化が期待される**。

みどりに関わる取組において
連携が想定される分野

地域経済

都市・
社会基盤

健康福祉・子ども教育・
文化スポーツ

第3章 みどりの将来像と基本方針

3-1 みどりの将来像

本市では、第4次静岡市総合計画において、「『世界に輝く静岡』の実現」をまちづくりの目標に掲げるとともに、「世界に輝く静岡」の定義として、「市民（ひと）が輝く：静岡市に暮らす市民一人ひとりが、輝いて、自分らしい人生を謳歌できるまち」と「都市（まち）が輝く：静岡市が擁する地域資源を磨き、輝かせ、世界から注目され、人々が集まるまち」の2つの要件を兼ね備えたまちであることを定めています。

また、第4次静岡市総合計画基本計画においては、SDGsの推進を位置付けるとともに、「ジェンダー平等」、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」、「多文化共生」、「グリーン・トランスフォーメーション（GX）」の推進を重要な政策手段として意識し取り組んでいくこととしています。

そこで、本計画においては、みどりに関する取組により、第4次静岡市総合計画に示されている「『世界に輝く静岡』の実現」に寄与することを念頭におき、みどりの課題を踏まえたうえで、みどりの将来像及び基本理念、基本方針を次のように設定します。

■みどりの将来像

輝くみどりを未来につなぎ 人が輝き未来につなげる 人と自然の共生都市 静岡

～市民の「Well-being」の向上に寄与する「質」の高いみどりを保全・創出～

私たちのまち静岡は、美しく豊かなみどりに溢れています。清らかな川の岸辺や雄大な駿河湾の海岸では、たくさんの人たちが親しく水とふれあってきました。市民やこの地を訪れる人々が富士を背にした雄大なみどりと水の景に感動し、自然とのふれあいに安らぎや楽しさを感じることもできるまちです。私たちは、輝くみどりを未来につなぎ、孫子の世代に渡って豊かで潤いある環境の中で生活を送ることを願っています。

また、本市の緑地行政では、昨今の社会経済情勢の大きな変化に伴う市民ニーズの多様化への対応として、持続的な経済成長と市民の心豊かな暮らし（Well-being）に寄与するみどりの保全・創出が重要であると考えています。

本市は豊かな自然環境を有するとともに、政令指定都市として都市的機能も有しており、市民がニーズに合わせた多様なライフスタイルを実現しやすい環境があります。市民ニーズに合わせた豊かな自然環境やまちなかのみどりの利活用を展開することで、都市のアセットとして既存のみどりの価値を高めるとともに、みどりの楽しみ方を広げ新たな文化を創造します。また、多様なステークホルダーとのパートナーシップにより、みどりの空間を維持・保全し、柔軟な利活用を推進することで、市民の「Well-being」の向上に寄与する「質」の高いみどりの保全・創出を目指します。

先人たちが畏敬をもちながら自然と共に生きてきたことを受けつぎ、これからの世代に渡って継承し、磨いていくことで、人と自然の共生都市 静岡を目指します。

～Well-being とは？～

Well-being とは、「市民の満足度・幸福度」を意味することばです。
身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を表します。（内閣府、デジタル庁）

みどりの将来像を実現するための基本理念について以下の通り設定します。

■みどりの将来像を実現するための基本理念

人と自然が共生し、安全で快適な生活を享受することができるまちづくりの推進

都市の環境づくりとの整合を図り、
後世に残るみどりの創出

市民・事業者・行政の共創のもと、
適切な役割分担による計画の推進

市民の「Well-being」の向上に寄与する
「質」の高いみどりの保全・創出を実現

～「質」の高いみどりとは？～

みどりには、みどりが存在することによって都市機能等にもたらされる「存在効果」と、みどりを利用する市民にもたらされる「利用効果」とがあります。

みどりが持つ防災機能、憩いの場やコミュニティ形成・健康増進の場としての機能など、存在効果と利用効果とを最大限に発揮することが「質」の高いみどりの創出につながるとともに、「質」の高いみどりを保全していくことが、市民の Well-being の向上につながります。

3-2 みどりの基本方針

本市のみどりの将来像を実現するために、みどりの保全及び緑化の推進に関する基本方針を以下の通り設定します。

基本方針1 まちをやさしく囲むみどりの大きな環を保全・活用します

【主な対象：山地・丘陵地、海浜、河川、街路樹】

基本方針2 防災・減災機能を有し、地域の景観向上や新たな魅力づくりにつながる身近なみどりを創出します

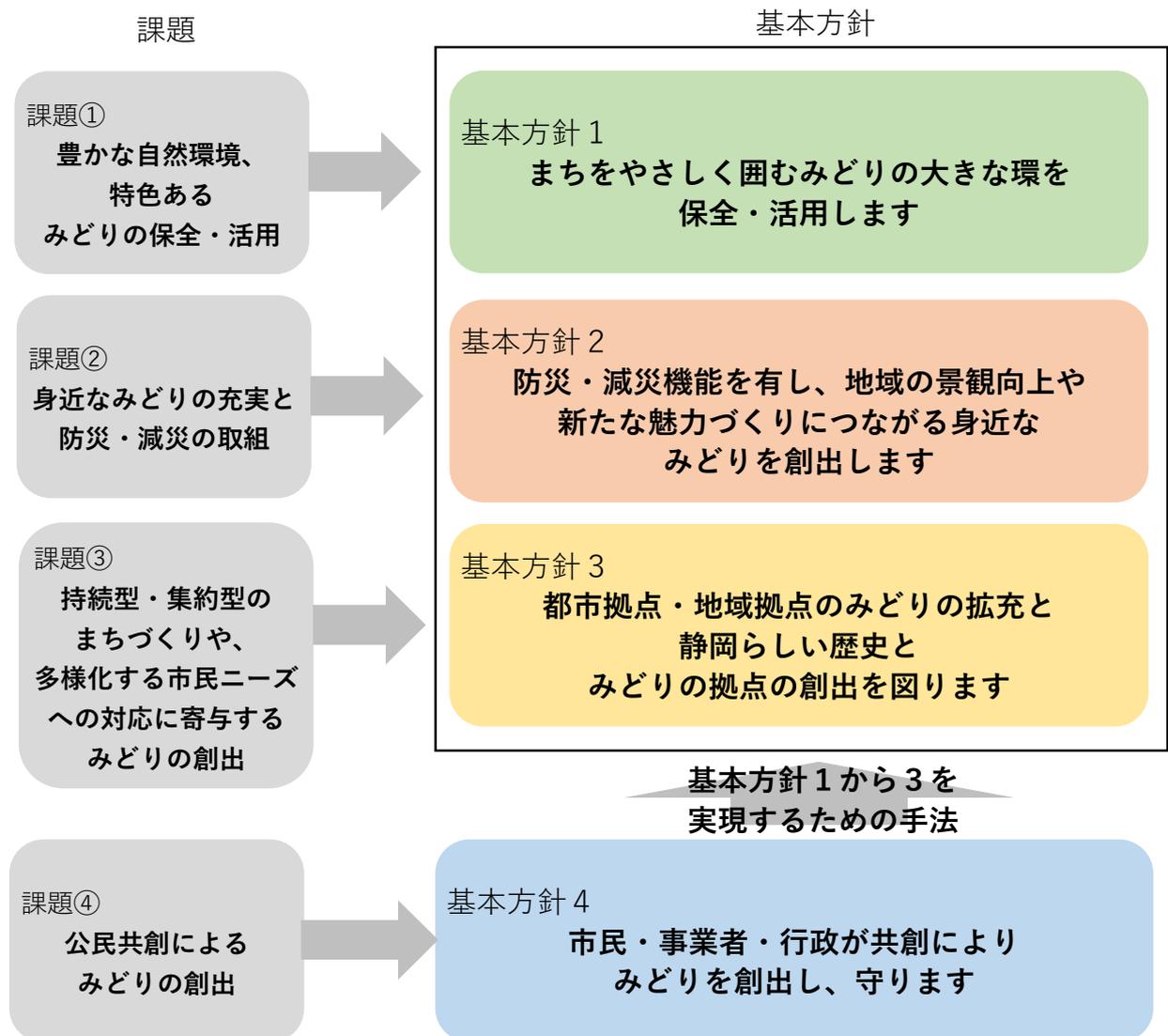
【主な対象：公園、公共建築物・民有地のみどり・市街地内の都市農地や里山】

基本方針3 都市拠点・地域拠点のみどりの拡充と静岡らしい歴史とみどりの拠点の創出を図ります

【主な対象：都市拠点・地域拠点のみどり・拠点性の高い公園】

基本方針4 市民・事業者・行政が共創によりみどりを創出し、守ります

■課題・基本方針のつながり



■基本方針

基本方針 1

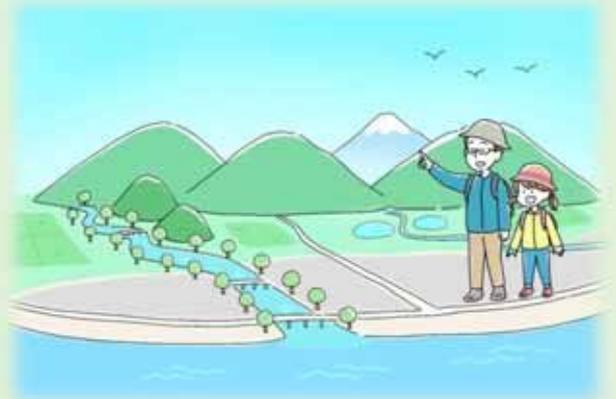
まちをやさしく囲む みどりの大きな環を保全・活用します

【主な対象：山地・丘陵地、海浜、河川、街路樹】

市街地を取り囲む竜爪山、有度山、賤機山、谷津山、梶原山、薩埵山、浜石岳、御殿山等の山地・丘陵地や駿河湾に面した海岸線は、本市のみどりの骨格であり、野生動植物の生息地、自然災害の防止に資するみどりになるとともに、レクリエーション機能を有しています。

また、富士山や南アルプス等をはじめとした自然豊かな山地・丘陵地等の景観が形成されています。これらのみどりについては、自然環境の保全に努めるとともにレクリエーションや観光資源として有効に活用します。

市民の日常生活を安全で快適なものにするために、本市の水辺の軸となる河川については、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」により浸水被害の軽減を図るとともに、特徴的な自然環境や生物の生育・生息空間、環境学習の場を保全・創出するなど、河川の多様な機能を活かした整備を進めます。また、本市のみどりの軸となる街路樹については、既存の街路樹の適切な維持管理等により質の向上を図ります。そして、安全・安心で自然豊かな河川や、みどりあふれる道路空間により、拠点と拠点、まちとまちをつなぐみどりと水辺のネットワークを創出します。



<改定のポイント>

- ・豊かな自然環境を継続的に保全するため、引き続き取組の推進が求められます。
- ・市街地に近い貴重な自然環境や、市民が誇りに感じている特色あるみどりを、良好な状態で将来に継承していくとともに、レクリエーションや観光資源として活用していくことが期待されており、市民・事業者との共創による取組の推進が求められます。
- ・みどりと水辺のネットワークの形成にあたっては、河川、街路樹ともに適切な維持管理による良好な空間の維持が求められるとともに、生物多様性の保全やグリーンインフラの視点を持ち、総合的に取組を推進することが求められます。

基本方針 2

防災・減災機能を有し、地域の景観向上や新たな魅力づくりにつながる身近なみどりを創出します

【主な対象：公園、公共施設・民有地のみどり・市街地内の都市農地や里山】

身近な公園については、市民の心豊かな暮らし（Well-being）に寄与する質の高いみどりの空間の創出を推進します。また、洪水や地震・津波等の様々な災害の発生が想定される中で、公園の防災・減災力の向上を図ります。

身近なみどりとして、公共建築物や民有地における緑化を推進することで、地域における緑視率を高めみどり豊かな景

観を創出するとともに、都市における生き物の生息空間の創出や緑陰の形成等を図り、都市環境の向上を推進します。

その他、市街地内の都市農地や山地・丘陵地における樹林地や里山については、適切な維持管理を推進するとともに、市民のレクリエーションの場として活用することで、都市における自然と触れ合う機会の創出につなげます。その他、歴史的な樹木について、保全・活用を図ることで、歴史性のある地域固有のみどりの景観の創出につなげます。



<改定のポイント>

- ・防災・減災機能はもとより、みどりの多面的機能を備えた身近なみどり（グリーンインフラ）の充実を図ることが求められます。
- ・身近な公園等については、地元住民が親しみを持ち日常的に利用できる場とすることが求められます。市民との共創に基づくパークマネジメントの視点を持った整備・維持管理を推進します。
- ・身近なみどりが不足する地域について、公園の整備だけでなく、既存の都市農地、樹林地、里山の活用や、静岡市無償借地公園制度の活用等も含め、新たなみどりを確保するための手法の検討が求められます。
- ・各種条例等や緑地協定等をはじめとした制度を活用し、民有地の緑化を市民・事業者との共創により推進し、身近なみどりを創出することが求められます。
- ・既存の身近なみどりについて、地域ニーズや特性を踏まえ、機能再編等の検討が求められます。

基本方針3

都市拠点・地域拠点のみどりの拡充と静岡らしい歴史と みどりの拠点の創出を図ります

【主な対象：都市拠点・地域拠点のみどり・拠点性の高い公園】

JR 静岡駅・清水駅・東静岡駅・草薙駅・安倍川駅等の周辺は、本市の都市拠点・地域拠点として多くの人々が訪れ、交流する場であり、まちづくりにおける取組との連携により、本市の都市拠点・地域拠点の魅力高めるみどりの創出を図ります。



また、規模の大きな公園については、本市のみどりの拠点として、適切な維持管理を推進するとともに、更なる魅力向上のため、多様なニーズに対応した公園の創出を図ります。また、整備や維持管理の実施にあたっては、事業者との連携による民間活力導入等の手法も含み、効果的・効率的な整備方法を検討します。その他、市民や事業者との連携によるイベント開催等、様々な主体との連携によるイベント等による利活用を促進します。

<改定のポイント>

- ・本市の都市拠点・地域拠点を彩るみどりの創出が求められます。「第4次静岡市総合計画」や「静岡市都市計画マスタープラン」をはじめとしたまちづくりの取組との整合を図ることで、「コンパクトなまちづくり」、「活力ある地域づくり」等に寄与するみどりの創出につなげます。
- ・規模の大きな公園等について、観光・レクリエーションの拠点として、既設公園等の良好な環境を維持するとともに、駿府城公園、日本平公園、麻機遊水地、鯨ヶ池周辺、大浜公園などにおける着実な整備や再整備の推進が求められます。
- ・みどりの拠点としての魅力向上を図るため、市民・事業者との共創による取組の推進が求められます。

基本方針 4

市民・事業者・行政が共創により みどりを創出し、守ります

本市におけるみどりの必要性や緑地行政における財政面をはじめとした本市のみどりが持つ課題等について、市民・事業者と問題意識を共有し共創により取組を推進します。

本市のみどりに関わる既存の仕組みについて適切に運用するとともに、市民・事業者がみどりに関する取組に関わりやすい環境や仕組みを整えることで、市民・事業者・行政が連携したみどりの整備、維持管理や利活用を促進します。

公園をはじめとした本市のみどりは様々な主体の活動の場であり、まちづくりをはじめとした他分野における取組との連携により、更なる利活用の活性化を図ります。

また、生物多様性の保全やグリーンインフラとしてのみどりの利活用等、多様な分野との連携により、本市のみどりの機能向上を図ります。



<改定のポイント>

- ・市民・事業者や他分野との連携による取組を促進するため、多様な主体とみどりの必要性や課題について共有意識を持つことが重要です。また、みどりの保全や活用について、誰もが理解しやすく使いやすい仕組みづくりが求められます。
- ・事業者による都市公園の整備、維持管理や利活用の機運は高まっており、Park-PFI 制度や指定管理者制度等の活用により、質の高いみどりと賑わい創出、周辺地域の活性化の促進が求められます。
- ・花とみどりのまちづくり協議会の緑化推進活動の更なる充実を図ります。

第4章 将来像を実現するための施策・取組

みどりの将来像を実現するための施策・取組について、基本方針における4つの方向性に基づき設定します。

■基本方針1を実現するための施策

基本方針1 まちをやさしく囲むみどりの大きな環を保全・活用します			
(1)	山地・丘陵地、山間地・市街地周辺の農地を保全・活用します	①	市街地の背景となる山々や山地・丘陵地の景観・眺望地の保全
		②	市街地を取り囲む山地・丘陵地の保全・活用
		③	山間地・市街地周辺の農地の保全・活用
(2)	駿河湾の海浜環境を保全・活用します	①	海浜環境・松林の保全
		②	世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全・活用
(3)	水辺の軸となる河川の良い環境を保全・活用します	①	流域治水の推進
		②	河川の自然環境の保全
		③	市街地内の中小河川の緑化
(4)	みどりの軸となる質の高い街路樹を創出します	①	健全な街路樹の維持
		②	街路樹が必要な路線や適切な配置及び樹種の明確化
		③	効率的な維持管理の推進
		④	樹種の改善
		⑤	都市計画道路整備に伴う街路樹の植栽

■基本方針2を実現するための施策

基本方針2 防災・減災機能を有し、地域の景観向上や新たな魅力づくりにつながる身近なみどりを創出します			
(1)	防災・減災機能を有する良好な身近なみどりを創出します	①	災害時にも役立つ身近な公園の整備
		②	長期未整備都市計画公園の見直し
		③	計画的な身近な公園の再整備
		④	効率的・効果的な維持管理の実施
(2)	公共建築物の緑化を推進します	①	公共建築物の緑化の推進
(3)	民有地の緑化を推進します	①	住宅地における緑化の推進
		②	商業・業務地における緑化の推進
		③	工業地における緑化の推進
		④	防災・減災に寄与する生垣の設置
(4)	市街地内のみどりを保全・活用します	①	都市農地の保全・活用
		②	樹林地の保全・活用
		③	里山の保全・活用
		④	歴史的な樹木・樹林の保全・活用

■基本方針3を実現するための施策

基本方針3 都市拠点・地域拠点のみどりの拡充と静岡らしい歴史とみどりの拠点の創出を図ります			
(1)	都市拠点・地域拠点のまちづくりに寄与するみどりを創出します	①	みどり豊かな都市拠点・地域拠点の創出
		②	公園等における防災・減災機能の強化
		③	拠点公園の位置付けと機能の強化
(2)	みどりと水辺と歴史の拠点を整備・創出します	①	駿府城公園における取組
		②	日本平公園における取組
		③	麻機遊水地・あさはた緑地における取組
		④	清水港周辺における取組
		⑤	大浜公園における取組
		⑥	(仮称) 大内新田多目的広場における取組
(3)	特色ある公園を創出します	①	総合公園における取組
		②	運動公園等における取組
		③	風致公園、歴史公園等における取組

■基本方針4を実現するための施策

基本方針4 市民・事業者・行政が共創によりみどりを創出し、守ります			
(1)	みどりに関する既存の仕組みの適切な運用を推進します	①	既存制度の適切な運用
		②	「みどり審議会」との連携
		③	「静岡市景観アドバイザー制度」の適切な運用
(2)	市民・事業者との共創による公園の整備・管理を促進します	①	市民との共創
		②	事業者との共創
		③	既存の仕組みの見直しと新たな仕組みの創出
		④	社会実験の実施
		⑤	パークマネジメントプランの作成
(3)	静岡市花と緑のまちづくり協議会の活動を推進します	①	緑化活動の支援
		②	緑化イベントの開催
		③	緑化講習会の開催
		④	緑化活動の表彰
(4)	他分野との連携により魅力的なみどりを創出します	①	他分野との連携による公園等の利活用
		②	他分野と連携した公共空間の管理の推進
(5)	グリーンインフラを推進します	①	グリーンインフラの推進と普及
		②	防災・減災の推進
		③	ヒートアイランド対策の推進
		④	分野間連携の促進
(6)	生物多様性の保全・持続可能な利用を推進します	①	外来種への対応
		②	イベントの実施
		③	環境教育の推進
		④	共創によるモニタリングの推進
(7)	みどりの情報発信や利活用を促進します	①	市民参加型の情報収集・発信

各施策の項目について、みどりに関わる取組において連携が想定される分野（「都市・社会基盤」、「環境」、「農林水産」、「防災・減災」、「観光・交流」、「健康福祉・子ども教育・文化スポーツ」、「地域経済」）より、特に関係する分野を **オレンジ枠** 整理しています。

基本方針 1

「まちをやさしく囲むみどりの大きな環を 保全・活用します」に関わる施策・取組

(1) 山地・丘陵地、山間地・市街地周辺の農地を保全・活用します

①市街地の背景となる山々や山地・丘陵地の景観・眺望地の保全

環境

・富士山や南アルプスをはじめとした市街地を取り囲む山々、また市街地内の山地・丘陵地は、市街地のまち並み景観の背景や幹線道路から見える風景として、重要な景観要素となっています。これらの山々や丘陵地は、身近に接することのできる自然空間であるとともに、南アルプスや富士山、駿河湾、伊豆半島等の眺望地ともなっており、保全・活用を推進します。また、優れた自然景観を維持し、都市環境の保全を図るうえで重要な場所については、県立自然公園、保安林区域、風致地区等を指定しており、区域内の豊かな自然の保全を推進します。



市街地の背景となる山々

②市街地を取り囲む山地・丘陵地の保全・活用

環境、防災・減災

・市街地を取り囲む竜爪山、有度山、賤機山、谷津山、八幡山、梶原山、薩埵山、浜石岳、御殿山等の山地・丘陵地は、本市のみどりの骨格を構成しており、市民・事業者との共創により適切な保全に努めます。また、山麓部や丘陵地斜面等の急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流については、静岡市都市山麓グリーンベルト整備事業構想に基づいた保全・防災事業を促進し、樹林地の保護・育成を推進します。



市街地を取り囲む丘陵地

・雨水の流出抑制、流木や土砂の防止等の水害・土砂災害の防災・減災の効果を高めるため、流域治水やグリーンインフラの視点を持ち、市街地を囲む山林・丘陵地、市街地内の里山の適切な保全と管理を推進します。

- ・高山・市民の森や清水森林公園の活用等の市民や観光客が山地の自然に親しむことのできるエコツアーリズムを推進します。



高山・市民の森

- ・林地の崩壊や土砂の流出から市民の生命、財産を守るために、国・県による治山施設の整備を促進するとともに、被災箇所の復旧において小規模な治山施設の設置を推進します。



オクシズ産材を利用した木製治山施設

- ・有度山については、山頂部やアクセス道路において樹木が茂り眺望を阻害していることから、アクセス道路からの良好な眺望を確保するための整備を推進します。

③山間地・市街地周辺の農地の保全・活用

農林水産

- ・市街地周辺の一団の農地を構成する、低地部の水田、斜面地のミカン畑や茶畑は、多くが農振農用地区域に指定されており、今後も指定の継続により保全します。ただし、将来市街地として計画されている部分については、市街化の進行に合わせて指定の解除を検討します。
- ・土地改良事業の整備による優良農地の確保や荒廃農地の改善、農地保全の担い手の確保を図ります。



荒廃農地の再生

- ・農地の持つ多面的機能の維持・増進に係る活動として、草刈り作業、近隣小学生との農業体験教室、農道の補修等を支援することで、農地の保全や農道をはじめとした農地周りの環境の改善を図ります。



近隣の小学生との農業体験教室

(2) 駿河湾の海浜環境を保全・活用します

①海浜環境・松林の保全

環境

- ・広野海岸から三保久能海岸及び蒲原海岸の海浜部砂浜は、背後の松林と一体となり本市を代表する優れた景観ですが、海岸侵食がみられるため、適切な対策により海浜環境の保全を推進します。
- ・三保久能海岸、大崩海岸、大浜海岸等にみられるハマヒルガオ、ハマエンドウ、ハマゴウ等の海浜植物については、砂浜及び海浜の美化清掃の取組により保全を促進します。
- ・海浜部における松林は、防潮、防砂、防風といった役割を果たしていますが、一部で松枯れが発生しており、松くい虫の予防薬剤の散布、被害木の完全な伐倒駆除を推進するとともに、松枯れにより失われた箇所については、松林の再生も含めて防潮の役割を担う緑地の整備を検討します。

②世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全・活用

環境、農林水産

- ・三保松原は世界文化遺産富士山の構成資産であり、日本を代表する優れた景観を有しますが、近年は松林の生育環境の悪化、松くい虫による松枯れ、倒木の危険性、海浜の減少等の課題があり、三保松原保存管理計画、三保松原保全活用計画、富士山包括的保存管理計画に基づき、観光活用の視点も持ちつつ、持続可能な保全・活用を推進します。



三保松原の管理の様子

(3) 水辺の軸となる河川の良い環境を保全・活用します

①流域治水の推進

防災・減災、環境

- ・みどりが有する多面的機能のひとつとして、雨水等を一時的に貯留する洪水調整機能があり、このようなみどりの機能を活用して治水対策を進めていく考え方がグリーンインフラです。
- ・気候変動の影響による降雨量の増加や激甚化・頻発化が予測される中で、今後の水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者が主体となって行う治水対策に加え、その河川流域のあらゆる関係者が共創し、流域全体で持続可能な治水対策に取り組む流域治水の取組が重要となります。静岡市域の、安倍川、富士川、巴川、興津川、庵原川、浜川において「流域治水プロジェクト」に基づく取組を推進しています。
- ・「流域治水プロジェクト」においては、グリーンインフラの取組を反映し、治水と環境が両立した空間づくりを推進します。また、流域治水の一環として、学校のグラウンドや公園等において雨水貯留浸透施設の整備を行い、流域内の雨水貯留機能を向上させることにより、浸水被害の軽減を図ります。



あさはた緑地での雨水貯留の状況



学校のグラウンドでの雨水貯留の状況

②河川の自然環境の保全

防災・減災、環境

- ・安倍川、藁科川、興津川、富士川をはじめとする河川は、野生生物や水生生物の生息空間になるとともに、風の道として市街地に清涼な大気を送り込んでいます。水源保全による安定した地下水位の維持や、雨水浸透能力の向上による河川への集中的な流出の抑制により、流域全体を視野に入れた自然環境の保全を図ります。



興津川

③市街地内の中小河川の緑化

環境、都市・社会基盤

- ・市街地内の河川のうち特に自然環境への配慮が必要な河川では、石積み護岸への改修や護岸の緑化、水際への歩行空間の設置等により親水性の高い河川空間を創出します。

(4) みどりの軸となる質の高い街路樹を創出します

①健全な街路樹の維持

都市・社会基盤

- ・倒木や落枝による事故防止のため、静岡市道路附属物維持管理計画（街路樹編）（令和5（2023）年）に基づき、街路樹の健全性を確保するため、点検や診断を適切に実施します。その他、研修の実施により、行政職員の街路樹の維持管理に関する技術力の向上を図ります。



街路樹の倒木

②街路樹が必要な路線や適切な配置及び樹種の明確化

都市・社会基盤

- ・歩道や植樹帯の幅員、沿道環境、完成形の樹形に応じた樹種の選定基準を明確化するとともに、大径木化により歩行空間へ支障がある樹木や、寿命を迎え衰弱している樹木は、樹種の更新（植え替え）・伐採を計画的に実施するため、基準と手順の明確化を図ります。その他、沿道環境に応じ街路樹が必要な路線・区間や、路線に応じた植栽パターン・植栽密度について明確化を図ります。

③効率的な維持管理の推進

都市・社会基盤

- ・優先順位の設定及び樹種の変更、数量の適正化により、限られた予算内で効果的に管理効率の向上を図るとともに、維持管理の履歴を継続的に記録し、管理業務の効率化を図ります。

④樹種の改善

都市・社会基盤

- ・通報や要望が多い区間や樹種を記録し分析するよう維持管理履歴のストックを推進します。また、要望を削減するため、維持管理の履歴を活用した事前対応や樹種の変更により予防保全的な対応を推進します。その他、市民・事業者と連携し、日常的な維持管理を共創で行うとともに、街路樹の更新（植え替え）・伐採にあたっては、沿道住民や道路利用者に配慮するとともに、合意形成を図ります。

⑤都市計画道路整備に伴う街路樹の植栽

都市・社会基盤

- ・都市計画道路整備に伴い、歩道に植樹柵を設けて緑化を推進し、都市部の良好な生活空間の形成を図ります。



「防災・減災機能を有し、地域の景観向上や新たな魅力づくりにつながる身近なみどりを創出します」 基本方針 2 に関わる施策・取組

(1) 防災・減災機能を有する良好な身近なみどりを創出します

①災害時にも役立つ身近な公園の整備

都市・社会基盤、防災・減災

- ・身近な公園の配置には地域的な偏りがみられることから、公園の整備状況、人口分布等を踏まえ、公園が不足している地域において整備を推進します。また、整備にあたっては、周辺地域における災害リスクを確認したうえで、雨水貯留機能をはじめとした、地域の防災・減災に寄与する機能の導入を検討します。



恩田原公園
(雨水貯留機能と一体的に整備した
街区公園の事例)

- ・身近な公園について、財源の制約により用地取得が難しい場合には、「静岡市無償借地公園制度」※等を活用した公園の整備を推進します。



三保陽だまり公園
(静岡市無償借地公園制度による整備事例)

※「静岡市無償借地公園制度」の詳細は基本方針4「表 みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。

②長期未整備都市計画公園の見直し

都市・社会基盤

- ・長期に渡り未整備となっている都市計画公園については、静岡市都市計画公園見直しガイドライン（平成 25 年 11 月）に基づき、土地の利用状況等を検証し、都市計画決定の見直し手続を進めます。

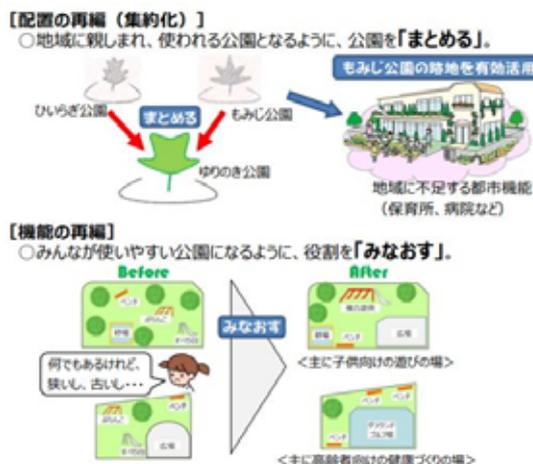


静岡市都市計画公園見直し
ガイドライン

③計画的な身近な公園の再整備

都市・社会基盤、健康福祉・子ども教育・文化スポーツ、防災・減災、観光・交流

- 本市では、都市計画区域全体で、都市公園を 536ヶ所、481.76 ha を整備済みですが、整備済みの施設について、老朽化への対策や市民ニーズの多様化への対応等の視点から機能の見直しが求められます。将来の人口動向等の社会情勢や本市におけるまちづくり・都市計画の方向性等を踏まえ、都市公園等の機能の再編を含めた全市的な再整備のあり方について検討します。



都市公園の再編・集約化の促進
(出典：国土交通省資料)

- こどもの遊び場が不足するエリア等において、こどもの遊び場の確保や親同士・地域住民の交流機会の創出に資する公園の整備を推進します。また、計画の作成プロセスにおいてワークショップ等の実施により、子どもや子育て当事者の意見を収集することで、利用者ニーズに合う公園を創出します。
- 既存公園の再整備にあたっては、老朽化の進行、バリアフリー未対応の公園や、地域ニーズに対応できず利用されていない公園について、地域の要望を把握したうえで、計画的な公園の再整備を推進します。



森下公園

- 公園の新設や再整備にあたってはインクルーシブの視点を持ち、すべての利用者が障壁なく遊ぶことのできるインクルーシブ遊具の導入を検討します。



あさはた緑地におけるインクルーシブ遊具

- ・「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、既設の公園において、高齢者、障がい者等を含む来園する人々誰もが利用しやすい公園を目指し、施設のバリアフリー化を推進します。



バリアフリー化の整備事例

- ・災害時において身近な公園は、地震や火災発生時における避難の場や復旧活動の地域拠点となり得ることから、既存公園の再整備にあたっては、自主防災組織の防災対策との連携により、防災機能を兼ね備えた再整備を推進します。

④効率的・効果的な維持管理の実施

都市・社会基盤、地域経済

- ・公園内樹木の太木化、老木化、過密化による倒木や落枝等危険性が高まっています。このため、公園の安全性確保や景観向上、防犯への配慮の観点から、太木化した樹木や過密化した植栽環境の適正化を図るため、「静岡県公園樹木適正管理指針」に基づき、適切な樹木の剪定や刈込、植栽の計画的な伐採や植え替えを実施していきます。また、自動芝刈り機の導入等機械化により業務の効率化、利用者の利便性向上を図ります。



公園における樹木管理



見通し確保による防犯への配慮

- ・公園愛護会との共創により、身近な公園の維持管理を推進します。



公園愛護会による維持管理

- ・市内の都市公園の公園施設については、都市公園法施行規則に基づいた点検を実施するとともに、静岡市公園長寿命化計画に基づいた計画的な更新を行い、安全・安心な公園施設の供用を維持します。



公園施設の更新

(2) 公共建築物の緑化を推進します

①公共建築物の緑化の推進

都市・社会基盤

- ・市役所庁舎、生涯学習交流館、図書館、文化施設をはじめとした公共建築物は、多くの市民が訪れ、地域のシンボルとなっているものが多くあります。これらの建築物が、良好な景観・みどりづくりのモデルとなるように、「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」※等に基づき、緑量を確保するとともに、良質な植栽デザインや地域性のある樹種の設定により、魅力的な緑化を推進します。



静岡市役所葵庁舎のみどり

※「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」の詳細は基本方針4「表 みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。

(3) 民有地の緑化を推進します

①住宅地における緑化の推進

都市・社会基盤、地域経済

- ・市街地内のまち並み景観の向上と防災機能の向上を図るため、ブロック塀等の改善の一環として住宅の生垣設置を誘導します。また、プランターによる緑化の推奨、イベントに合わせた苗木、花苗、球根、種の配布、講習機会の拡大等により、各家庭の緑化を支援します。
- ・住宅地における中高層マンション等の大規模建築物は、地域の環境や景観に与える影響が大きいため、「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」、「大規模建築物等の建築行為の届出（景観法・静岡市景観条例）」※等に基づき、敷地の緑化を誘導します。
- ・一団の住宅地が開発される場合には、「緑地協定（都市緑地法）」、「景観協定（景観法）」、「地区計画（都市計画法）」※等に基づき、地域住民主体による地域ぐるみの住宅地の緑化を推進します。

②商業・業務地における緑化の推進

都市・社会基盤、地域経済

- ・大規模な店舗や業務施設は、地域の環境や景観に与える影響が大きいため、「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」、「大規模建築物等の建築行為の届出（景観法・静岡市景観条例）」※等に基づき、建物緑化や敷地内緑化を誘導します。

③工業地における緑化の推進

都市・社会基盤、地域経済

- ・大規模な工場や倉庫においては、「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」、「大規模建築物等の建築行為の届出（景観法・静岡市景観条例）」、「工場立地法に基づく届出（工場立地法・静岡市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例）」※等に基づき、建物緑化や敷地内緑化を誘導します。

④防災・減災に寄与する生垣の設置

防災・減災

- ・災害時の市街地における避難経路確保のため、市街地内の道路における防災性を高める必要があります。住宅地においては、ブロック塀の倒壊を防止するとともに、延焼防止にもなるよう生垣の設置を誘導します。また、商業・業務地や工業地においても、延焼防止等のため、生垣等による緑化を推進します。

※「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」、「大規模建築物等の建築行為の届出（景観法・静岡市景観条例）」、「工場立地法に基づく届出（工場立地法・静岡市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例）」、「緑地協定（都市緑地法）」、「景観協定（景観法）」、「地区計画（都市計画法）」の詳細は基本方針4「表みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。

(4) 市街地内のみどりを保全・活用します

①都市農地の保全・活用

農林水産、健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

- ・都市農地を市民が身近に触れ合えるみどりとして積極的に利活用するため、静岡市都市農業振興基本計画との連携により、地域住民への新鮮な農作物の供給に加え、農業体験をはじめとしたイベントの開催等の市民のレクリエーションの場としての活用を促進します。
- ・市街化区域内の都市農地は、都市の環境保全、公害や災害の防止等の良好な都市環境の形成を図るための貴重な緑地としての機能を有することから、「生産緑地地区制度（生産緑地法・静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例）」※に基づいて、適切な管理を推進するとともに、市民農園や食育の場としての活用を図ります。



生産緑地地区の様子

- ・都市農地の持つ緑地空間や水が、地域住民に安らぎや潤いを与えるだけでなく、都市部のヒートアイランド現象の緩和や、鳥や昆虫の生息空間等の生物多様性の保全にも貢献するものであり、都市農地が有する多様な機能の発揮について、ホームページを通じた地域住民への積極的なPRを推進します。
- ・市民農園の整備を推進するとともに、利用者募集における広報活動を支援し、多くの市民による市民農園の利用を促進します。



市民農園のイメージ

- ・リハビリやセラピー、生きがいをづくりを目的とした農作業をはじめとして、「健康・福祉」のための農地活用は、高齢化やストレス化社会の到来により、今後ニーズが高まると見込まれ、地域住民同士の交流や健康寿命を延ばす効果が期待できます。「農・福連携」や高齢者対策に関わる事業者に対しては、農地の貸借手続や、各種支援制度の紹介、関連情報の提供等の支援を推進します。
- ・都市農業の振興を図るため、市街化区域内における営農活動の支援を推進します。
- ・久能山南側の国道150号沿いにはイチゴのハウスが広く分布し、1月から5月にかけてはイチゴ狩りや直売が行われ、多くの人で賑わいます。また、沿道は久能海岸に面し景観も優れているため、観光農園としての有効活用を推進します。

※「生産緑地地区制度（生産緑地法・静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例）」の詳細は基本方針4「表 みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。

②樹林地の保全・活用

都市・社会基盤、環境

- ・風致地区に指定している有度山、賤機山、三保久能海岸、清見寺等の樹林地は、良好な風致が維持されていることから、地区内のみどりの保全を推進します。また、有度山、名勝日本平、三保松原は、良好な自然環境・景観を維持するため、県立自然公園、名勝としてのみどりの保全を推進します。

③里山の保全・活用

環境、農林水産

- ・里山の自然環境の保全・再生を推進するとともに、保全・再生活動に取り組む市民や団体を支援し、活動の継続を図ります。そのために、市民・事業者との連携による放任竹林の整備、環境学習やイベントの開催、情報発信による活動団体の活動支援を推進します。



竹林伐採の様子

④歴史的な樹木・樹林の保全・活用

都市・社会基盤

- ・市街地内の社寺林や巨木、ランドマークやアイストップになっている樹木・樹林、歴史性・景観等の点で価値が高いものは、「静岡市みどり条例の保存樹木・保存樹林制度（静岡市みどり条例）」、「景観法による景観重要樹木指定（景観法）」※に基づいた適切な保全を図ります。また、国・県・市指定の天然記念物の樹木は、本市の歴史を伝えるみどりとして今後も適正な管理に努めます。



保存樹木

※「静岡市みどり条例の保存樹木・保存樹林制度（静岡市みどり条例）」、「景観法による景観重要樹木指定（景観法）」の詳細については基本方針4「表 みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。

基本方針 3

「都市拠点・地域拠点のみどりの拡充と 静岡らしい歴史とみどりの拠点の創出を図ります」 に関わる施策・取組

(1) 都市拠点・地域拠点のまちづくりに寄与するみどりを創出します

①みどり豊かな都市拠点・地域拠点の創出

都市・社会基盤、観光・交流

- ・ JR 静岡駅・清水駅・東静岡駅・草薙駅・安倍川駅等の周辺について、本市の都市拠点・地域拠点として、市民・事業者との連携による駅前広場やメインストリートの緑化や、「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」※等に基づいた公共建築物や商業施設の緑化を推進します。
- ・ 都市拠点・地域拠点内の駅前広場、メインストリート、公園等の公共空間における賑わい創出のため、まちづくりにおける取組との連携により、イベント開催による活用や、まちなかウォークアブル推進事業との連携を推進します。
- ・ JR 東静岡駅周辺の都市拠点の北側には、豊かな自然環境を持つ谷津山が隣接しており、東静岡駅周辺のまちづくりとの連携により、里山としての利活用や保全を推進することで、市民が身近に楽しむことのできる自然環境を創出します。
- ・ 市街地再開発事業との連携により、まちなかに良好なみどりを創出します。



御幸町9番・伝馬町4番地区
第一種市街地再開発事業

※「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」の詳細は基本方針4「表 みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。

②公園等における防災・減災機能の強化

都市・社会基盤、防災・減災

- ・ 本市では、ある程度の広さを有し、拠点的な役割を持つ公園として、駿府城公園、清水船越堤公園等を広域避難地として指定しており、維持管理においては防災・減災機能の向上を図ります。

③拠点公園の位置づけと機能の強化

都市・社会基盤、観光・交流、地域経済

- ・本市の公園には、歩いて行ける身近な地域のみならず、より広範囲な地域から人が集まり利用されている拠点となり得る公園（拠点公園）が存在しており、利用実態に合わせた機能の充実が求められます。近隣街区のみならず広く市民に利用されている城北公園や大浜公園などは、遊具や園路、駐車場等の施設や機能の充実を図ります。



様々な利用形態のイメージ

（２）みどりと水辺と歴史の拠点を整備・創出します

①駿府城公園における取組

都市・社会基盤、観光・交流、地域経済

- ・静岡市歴史博物館と連携し、野外展示施設を整備・有効活用するとともに、歴史遺産の保存・再整備を推進することで、市民の地域の歴史への愛着を喚起するとともに、国内外からの集客を図ります。



駿府城跡天守台跡地

- ・市民の日常的な憩いの場やイベントの開催など、都心の公園としての機能を強化するとともに、災害時の避難場所など、防災機能としての役割の強化も推進します。



駿府城公園の桜と坤櫓

- ・お堀の活用として、事業者との連携により葵舟を活用することで、周辺地域の賑わいを創出し、交流人口の増加及び地域経済の活性化を図ります。また、水辺空間活用会議の開催等により、今後の取組について検討します。



駿府城公園二ノ丸堀を遊覧する「葵舟」

②日本平公園における取組

都市・社会基盤、観光・交流、地域経済

- ・名勝日本平の特性を活かし、本市のシンボル公園として、市民のレクリエーションや観光、国際交流等の幅広い活動ができる場となるよう、風致公園の継続的な整備を推進します。



上空から見た日本平公園

- ・日本平からの夜景を軸として、本市の夜景をブランディングし、夜の楽しみ方を創出・発信することで、本市におけるナイトツーリズムを促進します。



日本平夜市連携イベント

③麻機遊水地・あさはた緑地における取組

都市・社会基盤、観光・交流、環境

- ・麻機遊水地地区グランドデザインの実現に向け、麻機遊水地地区の自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指し、自然再生と活用を両輪とした総合的な取組を実施します。
- ・麻機遊水地保全活用推進協議会によるイベント等の開催を促進します。
- ・グリーンインフラ大賞優秀賞（国土交通省）やビオトープ大賞（日本ビオトープ協会）、を受賞しているあさはた緑地では、指定管理者による自然環境に配慮した取組を推進します



あさはた緑地における環境学習



あさはた緑地の体験農園とビオトープ

④清水港周辺における取組

都市・社会基盤、観光・交流

- ・「スマートガーデンポート清水」を進める清水港では、民間商業施設と公共空間と一体的な建設整備により、防潮堤を基盤にした安全性と快適性の最適化を求めた清水マリンパークシンボル緑地の整備を進めています。海の玄関口、富士山眺望、清水発祥の地の可視化（リデザイン）を実現する芝生広場は、来訪者にとって、居心地良く・快適な回遊性の創出を目指しています（令和6年度公益社団法人日本港湾協会「港湾技術賞」を静岡県清水港管理局と清水港・みなと色彩計画推進協議会が受賞）。



清水都心ウォーターフロント地区

- ・静岡の海の玄関口である日の出ふ頭周辺は、スマートガーデンポート清水として海洋研究拠点の核となる（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム、緑地整備により自然環境と調和した緑豊かな交流、回遊性のある外部空間の形成を推進します。



（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム
イメージ

- ・清水港港湾緑地折戸潮彩公園は、地元住民、学生、事業者、国・県・市の行政関係者による「共創」の取組により、皆に愛される公園として整備されました。そのため、日常的な利用と共に、地元主体の維持管理が進められています。地域関係者が主体的に地域運営するマネジメントの在り方、仕組みは地域づくりの好事例です。



港湾緑地「折戸潮彩公園」

- ・新興津地区において、公共事業により失われた海岸を再生し、海浜での賑わい創出や地域経済の活性化を図るため、海釣り公園の整備を推進するとともに、県により隣接地に整備が進められる「人工海浜・緑地」と合わせ、賑わいのある海洋レクリエーション拠点の形成を目指します。また、公民共創による交流施設の整備を検討しており、施設整備と合わせた魅力的な緑地の創出や周辺緑地の一体的管理等を推進します。



人工海浜・緑地イメージ

⑤大浜公園における取組

都市・社会基盤、観光・交流

- ・プールリニューアルとして、新設・再配置によりプールの機能を集約し、安全性と利便性を高めます。また、有料施設とすることで、健全で持続的な運営を実現するとともに、ここだけにしかない楽しみを満喫できるプール施設を整備し、市内外からの更なる誘客を促進します。
- ・大浜公園の再整備として、公園区域を拡張し、地域の憩いの場としての機能を充実させます。また、整備にあたっては、事業者の提案による収益施設を配置し、他の公園にはない新たな魅力を創出するとともに、施設のポテンシャルを引き出す効果的な管理体制を構築し、利用者サービスの向上を図ります。



大浜公園再整備事業

⑥（仮称）大内新田多目的広場における取組

防災・減災、健康福祉・子ども教育・文化スポーツ、都市・社会基盤

- ・ 広域からも人が集まる賑わい創出と地域の治水対策など防災機能の強化の両面を併せ持った空間を目指し、「調整池」「生涯学習交流館」「公園」の3つのエリアを一体的に活用できるよう、各エリアの連携を意識した広場整備を推進します。



土地利用レイアウト（案）

(3) 特色ある公園を創出します

①総合公園における取組

都市・社会基盤、観光・交流

- ・池田山自然公園や清水清見瀧公園、清水船越堤公園等の既存の総合公園は、利用者の多様なニーズに対応し、安全かつ快適に利用することができるよう、総合的な機能の充実に努めるとともに、適切な管理の推進に努めます。



利用者の多様なニーズへの対応

②運動公園等における取組

健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

- ・大規模な運動施設として、清水日本平運動公園、有度山総合公園、安倍川緑地や富士川緑地のスポーツ広場等を整備しています。これらの公園の利用に関し、相互に補完を図りつつ効果的な活用を推進します。



運動公園等の利用促進

③風致公園、歴史公園等における取組

都市・社会基盤、観光・交流

- ・羽衣公園、谷津山自然公園、梶原山公園等の風致公園については、周辺の樹木や水辺の良好な自然環境の維持・保全に配慮しつつ、公園施設の整備や適切な管理を進めます。

- ・平成 18（2006）年度に国指定史跡に指定された小島陣屋跡は、江戸時代の中期に築造された小島藩の陣屋跡であり、近隣に藩主が暮らした御殿の一部（書院）が移築され現存しており、石垣と御殿の書院が残る陣屋跡を伝承する史跡として整備し、保存・活用を図ります。



上空から見た史跡小島陣屋跡

- ・昭和 40（1965）年に国指定史跡に指定された片山廃寺跡は、発見された金堂等の建物の規模や瓦の特徴から、「駿河国分寺」であることが明らかになりました。今後、仏教文化の中心となった駿河国分寺を伝承する史跡として整備し、保存・活用を図ります。



大谷街道東暫定整備部分

基本方針 4

「市民・事業者・行政が共創により みどりを創出し、守ります」に関わる施策・取組

(1) みどりに関する既存の仕組みの適切な運用を推進します

① 既存制度の適切な運用

地域経済

- ・みどりに関する既存制度（詳細は「表 みどりに関する主な既存の制度概要」参照。）の適切な運用により、市民・事業者・行政の共創を促進し、良好なみどりの創出を図ります。

② 「みどり審議会」との連携

都市・社会基盤

- ・「みどり審議会」は、静岡のみどり条例に基づき設置した、みどりの保全及び緑化の推進に関する重要事項について調査審議するための機関であり、「みどり審議会」との連携により、本市の緑化を推進します。

◇みどり審議会の調査審議対象

- みどりの基本計画の策定・改定
- 保存樹木・保存樹林の指定
- 優良緑化建築物の審査
- その他あらゆるみどりに関する重要事項



令和5年度みどり審議会の様子

③ 「静岡市景観アドバイザー制度」の適切な運用

都市・社会基盤

- ・「静岡市景観アドバイザー制度」は、市民・事業者が建築物や工作物等を整備するにあたり、専門家から景観上の技術的な助言を受けることができる制度であり、制度の適切な運用を通して、建築物、工作物、屋外広告物の色彩やデザイン、緑化について周辺環境と調和した良好な景観形成を促進します。

表 みどりに関する主な既存の制度概要

分類	名称・概要
公園に関するもの	<p>■静岡市無償借地公園制度</p> <p>身近な公園を増やすための制度で、期間を定め、土地所有者による土地の無償貸し付けにより公園を整備する制度です。自治会、町内会や土地所有者の申し出により借地公園を設置します。土地所有者には、固定資産税・都市計画税の非課税や土地の管理負担の軽減等のメリットがあります。</p> <p>◇地域・市との共創による整備・維持管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の計画は地域・市の共創により作成します。 ・公園の整備は市が主体となり実施します。 ・維持管理については、地域が主体となり実施します。
民有地の緑化基準に関するもの	<p>■静岡市みどり条例に基づく緑化基準（静岡市みどり条例）</p> <p>生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を図るため、公共建築物及び一定規模以上の事業所等を設置等（建築、増築等）する際には、緑化に関する計画協議を行うものとし、緑化基準・緑化目標を定めています。</p> <p>◇対象及び緑化基準・緑化目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 1,000 m²以上の民間施設（住宅、商業業務施設、工場・事業所等）： 敷地面積の 10%を目標とし、5%の緑化に努めます。 ・市が設置する公共建築物： 敷地面積の 15%を目標とし、5%の緑化を義務化します。 <p>■大規模建築物等の建築行為の届出（景観法・静岡市景観条例）</p> <p>良好な景観形成を進めるため、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等の建築行為を行う場合については、景観法第 16 条に基づき、事前に届出が必要となります。その際には、静岡市景観計画に定める景観形成基準（行為の制限）に基づき規制・誘導を図ります。</p> <p>■工場立地法に基づく届出（工場立地法・静岡市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例）</p> <p>静岡市内において一定規模以上の製造業等の工場の新設・変更等を行う場合は、敷地面積に対して、一定以上の割合で緑地を確保するとともに、市への届出が必要となります。</p> <p>■緑地協定（都市緑地法）</p> <p>都市緑地法第 45 条（既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの。）及び同第 54 条（開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもの。）に基づく協定制度です。一団の土地の所有者等が地域の良好な環境を確保するため、全員の合意により緑地保全・緑化に関する協定を締結することができます。</p> <p>■景観協定（景観法）</p> <p>地域の魅力的な景観の形成に関して、一定区域内の土地所有者と借地権者が</p>

分類	名称・概要
	<p>申し合わせて協定を結び、市長の認可を受けることで公的なものとする、景観法で定められた制度です。</p> <p>■地区計画（都市計画法）</p> <p>都市計画全体の骨格を対象に計画される都市計画と個々の建築計画との中間的な位置にあり、用途地域等の都市計画との調和を図りながら、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定めるものです。地区内の緑化率の最低限度を定め、敷地内において植栽、花壇、樹木等の緑化を推進することや、垣やさくの方法や形を決めたり、生垣にしてみどりの多いまちなみを形成したりすることができます。その他、既存の樹林地、草地等の良い環境を守り、壊さないように制限することができます。</p> <p>■風致地区 （都市計画法、静岡市風致地区条例、静岡市風致地区条例施行規則）</p> <p>風致地区とは、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について、都市計画法第8条第1項第7号に基づき定めるものです。風致地区では、市の風致地区条例により、建築物の建築や宅地の造成等の行為に対して規制を設け、良好な風致環境の維持を目指しています。本市では、全11地区を風致地区に定めており、この風致地区内を第1種風致地区と第2種風致地区に分け、良好な風致環境の創出や維持・保全を進めています。また、風致地区内において、次に掲げる行為を行う場合は、市長の許可が必要になります。</p> <p>◇風致地区内において市長の許可が必要となる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 ・ 宅地の造成等、その他の土地の形質変更 ・ 木竹の伐採 ・ 土石の類の採取 ・ 水面の埋立てまたは干拓 ・ 建築物等の色彩の変更 ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 <p>■県立自然公園区域（自然公園法）</p> <p>自然公園とは、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用の増進を図ることを目的に指定されている地域のことを指し、自然公園区域内では、風致を維持するため、工作物の設置等の行為をする場合、事前の手続きが必要となります。</p> <p>■保安林区域（森林法）</p> <p>水源かん養機能や土砂流出、土砂崩壊、飛砂等を防止する機能等を持つ市民生活を守るために特に重要な役割を果たす森林について保安林として指定しています。保安林内で立木を伐採する場合や土地の形質変更等をする場合は、市長の許可等が必要になります。</p>

分類	名称・概要
	<p>■名勝指定区域（文化財保護法） 本市における名称としては名勝三保松原と名勝日本平が指定されており、各名勝ともに規制地区ごとに現状変更や行為の禁止等の規制が定められています。</p> <p>■地域森林計画対象民有林（森林法） 森林法第 5 条に規定する地域森林計画の対象とされている民有林である地域森林計画対象民有林の伐採にあたっては、森林法に基づく手続が必要になります。</p>
農地に 関わるもの	<p>■生産緑地地区（生産緑地法・静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例） 市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る地区です。今まで生産緑地地区指定の面積要件は 500 ㎡以上でありましたが、「生産緑地法」改正及び「静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」制定により、平成 31（2019）年から 300 ㎡以上の農地から指定できるようになりました。</p> <p>■農振農用地区域（農振法） 農業振興地域内の土地であって、おおむね 10 年以上にわたり農用地として利用すべき土地の区域のことで、農用地利用計画の中で指定しています。開発行為や農地転用が制限されており、原則として、農業以外での用途としては使えません。</p>
重要な樹木等 に関するもの	<p>■保存樹木・保存樹林（静岡市みどり条例） 巨樹・古木によるみどりの保全を図るため、特に保存する必要がある樹木又は樹林を保存樹木・保存樹林として指定し、維持管理に対して予算の範囲内で必要な支援を実施しています。</p> <p>◇保存樹木・保存樹林の指定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木： <ul style="list-style-type: none"> －1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上あるもの －樹高が15メートル以上あるもの －株立ちした樹木で、高さが3メートル以上あるもの －はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上あるもの ・保存樹林 <ul style="list-style-type: none"> －樹木の集団の存する土地の面積が500平方メートル以上であるもの －生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30メートル以上あるもの <p>■景観法による景観重要樹木指定（景観法） 市民に親しまれている樹木であり、道路その他の公共の場所から望見することができ、所有者の同意等が得られたものについて指定します。</p>

分類	名称・概要
	<p>◇景観重要樹木の指定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹姿（樹高や樹形）が、地域のランドマーク的な存在であるもの ・ 地域の風土、歴史、文化を感じさせる樹木であるもの ・ 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な場所にあるもの

（２）市民・事業者との共創による公園の整備・管理を促進します

①市民との共創

地域経済

- ・ 新たな公園の整備や既存公園における再整備の計画づくりにおいては、地域住民や近隣事業者が参加するワークショップを開催し、市民参加による計画づくりを推進します。

- ・ 地域住民により構成された公園愛護会による公園の管理や美化活動を推進します。公園愛護会のない公園については、地域住民に設立を働きかけます。また、一方で、公園愛護会については参加者の高齢化をはじめとした課題もあり、今後も持続可能な管理の手法について、まちづくりとの連携や民間活力導入の観点から検討します。



公園愛護会による維持管理の様子

- ・ 公園という場の特徴を活かしつつ、社会や地域の課題解決につながる利活用を市民との共創により進めます。
- ・ 公園やみどりに対して誰でも意見が言いやすい場を設け、市民との対話を重ねながら、やりたい！という思いに寄り添い、利活用を支援する仕組みづくりを推進します。



こもれば commons カフェ in あさはたの様子

- ・市民・事業者との共創による公園の整備については、静岡市自治基本条例及び静岡市市民参画の推進に関する条例に基づく取組を実施します。特に、市民ワークショップの開催等を通し、市民・事業者との関係性を構築し、公園の整備・管理に参画しやすい環境づくりを進めます。

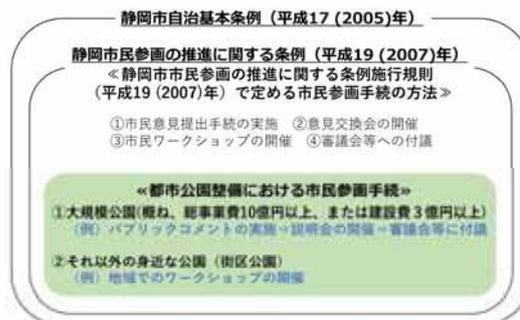


図 静岡市における市民参画の位置付け及び公園整備における市民参画

②事業者との共創

地域経済

- ・限られた予算の中で、地域ニーズに合った魅力的な公園の整備を進めるために、公園の整備・管理における事業者による民間活力導入を促進します。「設置管理許可制度」、「Park-PFI 制度」、「指定管理者制度」、「PFI 事業」※をはじめとした公園における民間活力導入に関する制度を積極的に運用し、事業の推進を図ります。特に「Park-PFI 制度」の活用により、民間の自由な発想に基づく幅広い事業アイデアや創意工夫を取り入れた整備・管理の実施を推進し、市民サービスの向上とまちの賑わい創出につなげます。また、事業の実施にあたっては、必要に応じて都市計画の変更や各種制度の活用を検討します。



事業者との共創による賑わいの創出

※「設置管理許可制度」、「Park-PFI 制度」、「指定管理者制度」、「PFI 事業」の詳細は基本方針4「表 都市公園の整備・管理に関わる仕組み概要」に記載しています。

③既存の仕組みの見直しと新たな仕組みの創出

地域経済

- ・住民団体、公園愛護会、自治会、指定管理者、公園施設の設置・運営者をはじめとした様々な主体による公園の整備・管理への参画を促進する中で、公園利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会組織の設立について検討します。
- ・本市の豊かな自然を活かした「みどりのある暮らし」の実現および、みどりに対する意識醸成や緑化推進に携わる人材の育成を促進するために、みどりに関する相談所機能の充実を図ります。

④社会実験の実施

地域経済、都市・社会基盤

- ・公園をイベント開催や飲食店舗の出店に幅広く活用できることを広く周知することや、「公園内行為許可申請」や「公園占用許可申請」等の既存の仕組みを見直すきっかけとすることを目的として、公園の利活用に関する社会実験を実施することを検討します。
- ・社会実験実施時や、市民・事業者による既存公園の利活用時も含め、実施主体へのアンケートの実施により、公園を利活用する際の課題を把握することで、公園の利活用促進に向けて今後の整備や管理のあり方を検討します。



あさはた緑地における事業者による出店

⑤パークマネジメントプランの作成

地域経済

- ・市民・事業者との共創による公園の整備・管理を促進するため、本市におけるパークマネジメントの実施方針を示したパークマネジメントプランの作成を検討します。

表 都市公園の整備・管理に関わる仕組み概要

名称	根拠法	概要
公園内行為許可	静岡県都市公園条例・施行規則	本市が管理する公園及び緑地の全部若しくは一部を占有して使用するための制度。
公園占用許可	都市公園法、静岡県都市公園条例・施行規則	本市が管理する公園及び緑地に施設を設置するための制度。
設置管理許可制度	都市公園法	公園管理者以外の者でも、公園管理者の許可を受ければ、公園施設の設置・管理を可能とする制度。
Park-PFI	都市公園法	飲食店、売店等の公園利用者の利便に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設を活用して生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の公共部分である特定公園施設の整備・改修を一体的に実施する制度です。平成29（2017）年の法改正により、創設された制度。
指定管理者制度	地方自治法	公の施設管理を事業者の能力を活用してサービスの質の向上を図るとともに、管理の効率化により行政の経費節減を図ることを目的とした制度。
PFI事業	PFI法	PFI事業は、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公園管理者と事業者との契約に基づき、公園施設の建設や管理を行う公共事業の手法。

(3) 静岡市花と緑のまちづくり協議会の活動を推進します

①緑化活動の支援

地域経済、観光・交流

- ・自治会・地域花壇の会へ花苗・花壇資材の配布により地域における緑化を推進します。



地域による活動の様子

②緑化イベントの開催

地域経済、観光・交流

- ・花と緑を育てる運動を広く市民に働きかけ、豊かな環境のまち、静岡を創るため、園芸市をはじめとした緑化イベントの開催を推進します。



園芸市

③緑化講習会の開催

地域経済、健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

- ・市民の緑化技術を高めるため、園芸家等を講師に迎えた緑化講習会を開催します。



緑化講習会

④緑化活動の表彰

地域経済、観光・交流

- ・現在実施されている花壇コンクール、緑化作品コンクール、緑化功労者の表彰を継続します。また、静岡市みどり条例に基づき、緑化目標以上の緑化が施された公共建築物や事業所等を「優良緑化建築物」として認定するとともに、特に優れているものを表彰します。



緑化作品コンクール

(4) 他分野との連携により魅力的なみどりを創出します

①他分野との連携による公園等の利活用

観光・交流

- ・本市では、「まち全体が劇場のように 365 日わくわくドキドキがあふれ、賑わいとホッと一息が共存する生き生きとした“人”が主役のまちづくり」として「まちは劇場」に関連する事業を推進しています。その中で、駿府城公園、常磐公園、羽衣公園等の公園等をはじめとした公共空間が活動の場として利活用されており、他部局との連携により「まちは劇場」における公園等の更なる利活用につなげます。
- ・市内で開催されているストレンジシード、静岡まつり、駿府城夏まつり、SHIZUOKA PICNIC GARDEN、大道芸ワールドカップ等では、駿府城公園をはじめとした公園等がイベント開催の場として活用されており、他部局との連携により、イベント開催時の公園等の更なる利活用につなげます。
- ・これらの取組における公共空間の利活用やその際の課題について、実施主体や参加者の意向や感想のアンケートにより把握することで、その他の公園等も含めた利活用の促進につなげます。



ストレンジシード



大道芸ワールドカップ

②他分野と連携した公共空間の管理の推進

地域経済

- ・「静岡市道路サポーター制度」、「河川環境アドプトプログラム」等の活用により、他分野と連携した、市民・事業者との共創による公共空間の管理を推進します。また、各活動におけるノウハウを公園の管理にも生かすために、関連団体との連携や情報交換を推進します。



静岡市道路サポーター制度による活動

■「静岡市道路サポーター制度」

市民・事業者・行政が一体となって身近な道路保全を行うことにより、市民の道路愛護意識の高揚を図るとともに、安心・安全・快適な道路空間づくりを推進するための制度です。

■「河川環境アドプトプログラム」

環境美化ボランティアによる安倍川・藁科川・興津川での清掃活動を通じ、河川環境の保全を推進するとともに、河川環境に対する市民の意識高揚を図るための制度です。

(5) グリーンインフラを推進します

①グリーンインフラの推進と普及

都市・社会基盤

- ・グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」です。本市においても、既往の社会資本整備事業や土地利用で、自然環境が持つ、防災・減災、地域振興、環境といった各種機能を活用した取組をすでに実施しており、今後もそれぞれの分野で取組を推進します。また、グリーンインフラを全市的に進めるためには、市民・事業者をはじめとした多様な主体と、グリーンインフラの必要性や効果について共有する必要があり、本市のみどりが持つグリーンインフラとしての機能について情報発信を推進します。

表 グリーンインフラを取り巻く本市の動向

関連分野	取組例
河川	多自然川づくり うしづま水辺の楽校（河川環境学習の場の保全・創出）
都市計画	土地利用における防災・減災の取組（立地適正化計画）
公園等	都市公園の整備、都市公園等における雨水貯留浸透施設の整備、土地利用における緑化の保全（生産緑地制度、風致地区等）、麻機遊水地保全活用推進協議会、静岡市花と緑のまちづくり協議会の地域活性化活動
下水道	雨水貯留浸透施設設置に対する助成制度、道路雨水浸透ますの設置
道路	道路緑化、舗装（排水性、保水性、遮熱性）

- ・社会環境や市民生活に対するグリーンインフラの効果や価値について調査・検討し、グリーンインフラ導入計画の策定を検討します。

②防災・減災の推進

防災・減災

- ・流域治水の推進にあたっては、グリーンインフラの視点を持ち、治水と環境の両立を推進します。生物の多様な生息環境の保全・創出、地域の自然環境と調和する景観形成等の環境の取組についても分野間連携により推進します。
- ・雨水貯留機能を持つ街路樹の植栽スペースの整備、遊水地の整備・適切な運用、レインガーデン（雨庭）の整備等により、大雨時の浸水被害軽減を図ります。

③ヒートアイランド対策の推進

環境

- ・街路樹やまちなかのみどりの効果的な植栽により、緑陰の形成や植栽による蒸散効果を利用したヒートアイランド対策を推進します。また、これらの取組について、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するためのまちなかウォークブルとの連携により推進することで、豊かなみどりに人々が集う魅力的な都市の風景を創出します。

④分野間連携の促進

全ての分野

- ・グリーンインフラとしてみどりの多面的な効果を発揮させるためには、各種分野間の連携が重要であることから、教育・福祉・観光・経済等の本市における様々な部局との連携により、保育所や老人福祉施設、学習交流館との連携を含め、本市におけるグリーンインフラを推進します。

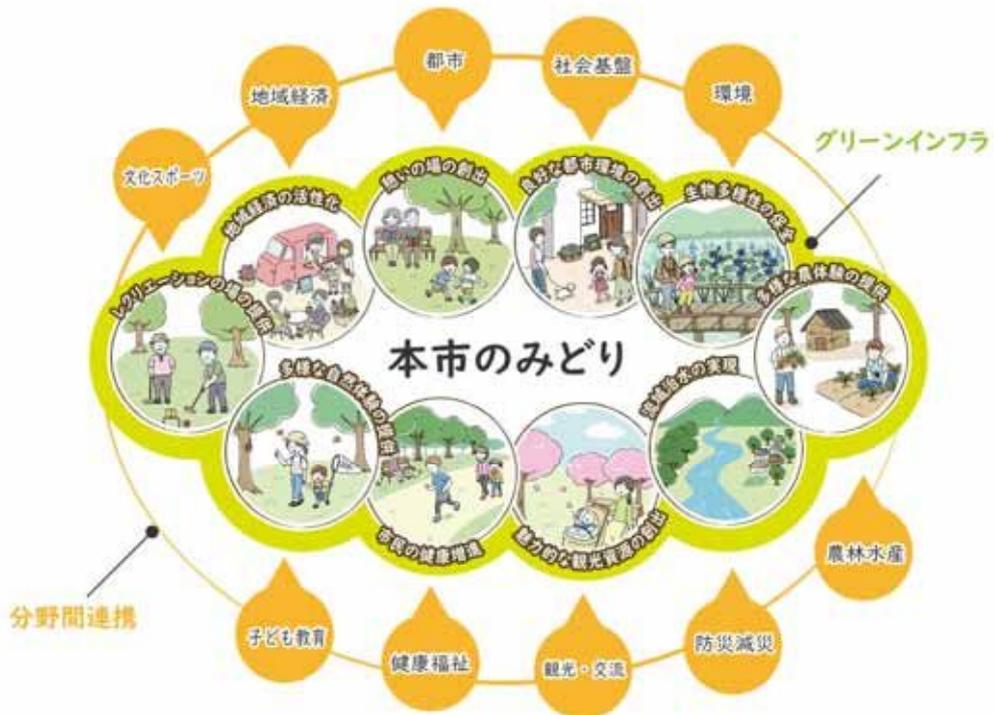


図 分野間連携によるグリーンインフラ推進のイメージ

(6) 生物多様性の保全・持続可能な利用を推進します

① 外来種への対応

環境、地域経済

- ・市民の外来種についての知識習得を促進するとともに、市民・市民活動団体等との連携により目撃情報の収集や防除・駆除活動を実施します。また、本市における外来種の現状と今後の課題について情報発信します。

② イベントの実施

健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

- ・市民活動団体等による自然観察会やイベントの企画・開催を促進するとともに、まちなかの環境保全や緑化を推進する活動団体を支援します。
- ・森林に親しむとともに森林の役割や恵みを理解するために、森林教室、昆虫教室、林業体験教室等の教室や自然ウォッチング、きのこ祭の開催を推進します。
- ・生涯学習施設の講座として、自然観察・自然体験講座を開催します。



自然観察会の様子

③ 環境教育の推進

健康福祉・子ども教育・文化スポーツ、環境

- ・こども園・幼稚園・学校等の環境教育を促進するとともに、市民活動団体等による親子参加型の環境学習イベントや自然観察会の開催を促進します。また、環境教育人材の交流機会を確保し、環境教育の指導者を育成します。



環境学習会の様子

④ 共創によるモニタリングの推進

地域経済

- ・市民活動団体によるモニタリングの実施を支援するとともに、市民の環境モニタリング活動への参加を促進します。また、専門家から学べる機会や表彰制度をはじめとして、市民が継続して参加したくなる仕組みを検討します。



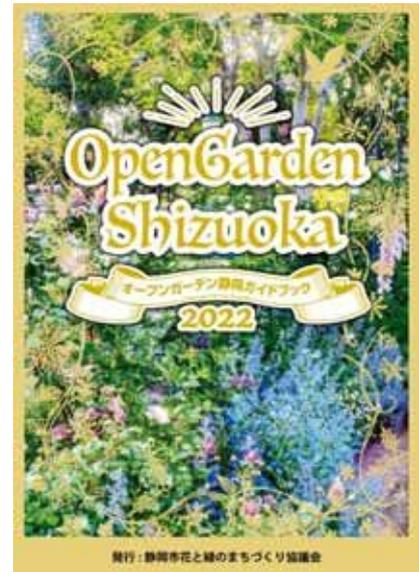
プランクトン観察会の様子

(7) みどりの情報発信や利活用を促進します

①市民参加型の情報収集・発信

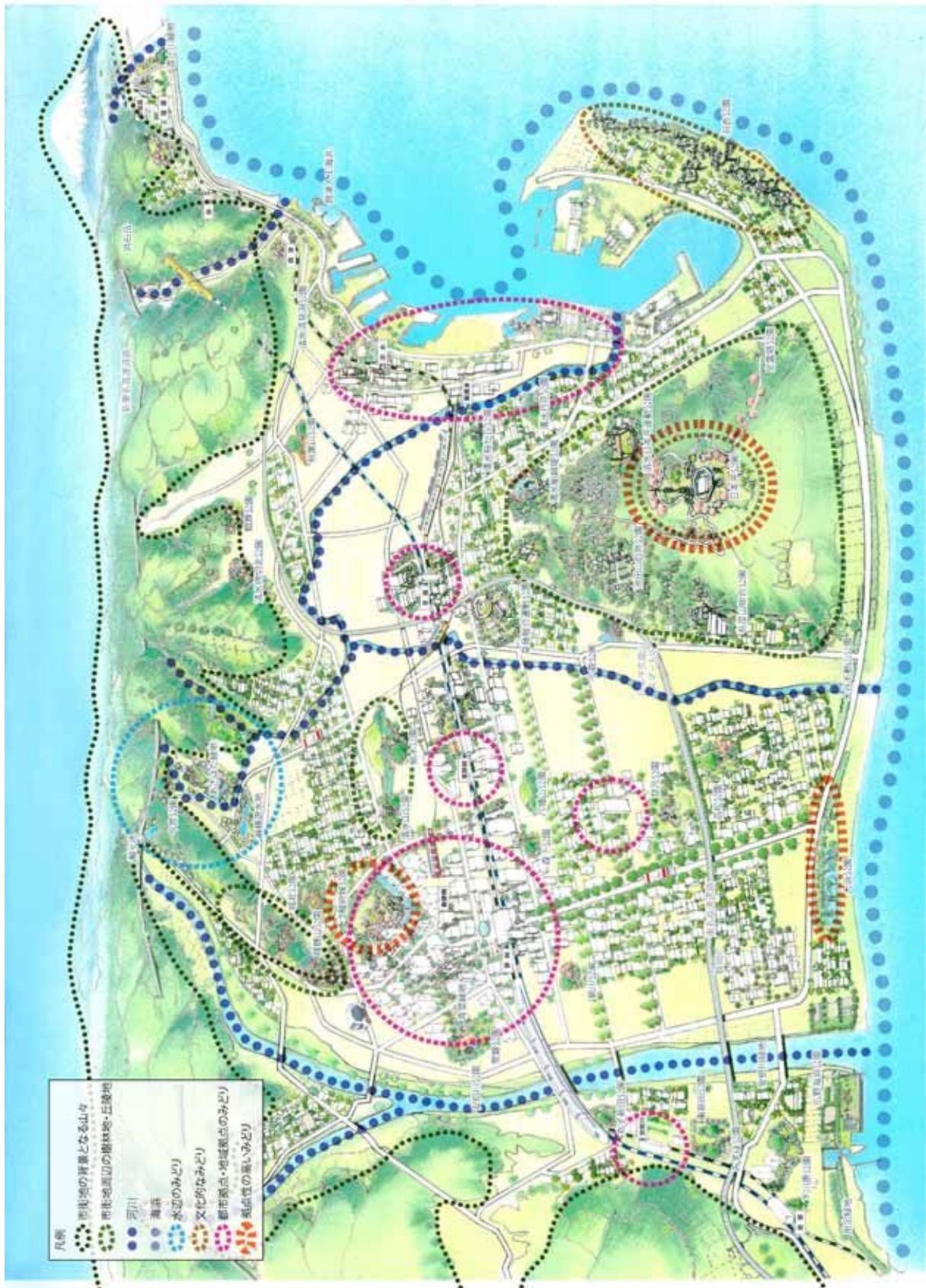
地域経済

- ・公園等の更なる利活用を促進するため、公園案内等におけるICT等の新技術の活用や、SNSを活用した情報発信等の実施を検討します。
- ・みどりに関わる様々情報を提供するために、公園等やオープンガーデン等のガイドブック、ガイドマップ、ホームページの作成を推進します。



オープンガーデン
静岡ガイドブック 2022

■みどりの基本方針図



第5章 静岡市のみどりに関する新たな視点

本章では、第2章「2-6 みどりを取り巻く環境（トレンド）」で整理した本市を取り巻く社会動向の変化、全国的な緑地行政やまちづくりに関連する動向等を踏まえて、本市における緑地行政において「市民の「Well-being」の向上に寄与する「質」の高いみどりを保全・創出」するために求められる新たな視点について示します。

なお、本章における記載内容は現状では具体的な施策・取組がないものもありますが、今後の国における動向等を踏まえ、取組の具体化について着実に推進します。

平成29（2017）年6月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」において都市農地の保全・活用に関わる基準の緩和等が実施されたとともに、令和6（2024）年11月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」では、気候変動対応や生物多様性の確保、Well-beingの向上に対して大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮や都市におけるエネルギーの面的利用の推進を図る取組の推進に向けた支援策等が制度化される予定であり、市内の様々なみどりについて市民や事業者等との共創による取組の促進が求められます。

また、平成28（2016）年5月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告」がとりまとめられており、①ストック効果をより高める、②市民との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、の三つの観点を重視し、緑とオープンスペース政策は『新たなステージ』に移行すべきとの方向性がとりまとめられました。平成29（2017）年6月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」では、みどりの基本計画の充実として、都市公園の管理の方針等について本計画への記載事項の拡充が求められる等、多様化する市民ニーズへの対応や都市公園利用者の安全性確保の観点から既存の都市公園における取組の必要性が高まっています。さらに、令和4（2022）年10月には、国土交通省において「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」における提言が出され、「使われ活きる公園」の実現に必要な「都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～」が示されており対応が求められます。



図 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言
 <都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～>【再掲】
 （出典：「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（概要）」より）

5-1 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場の創出

本市のみどりが、そのポテンシャルを最大限発揮するには、都市や地域が抱える課題やみどりの特性を踏まえ、グリーンインフラの観点から、官民を含めた多様な主体との連携を図りながら保全・利活用に中長期的な視点で計画的に取り組むことが重要です。さらに、居心地が良く誰もが快適に過ごせるオープンスペースとしての空間づくりとともに、健康、福祉、子育て、教育、コミュニティ形成、地域経済等の様々な地域課題の解決につながるみどりの創出を進めることが、持続可能なまちづくりを進めていくうえでは大切な視点です。

(1) グリーンインフラによる本市のみどりが持つ機能の最大化

本市におけるみどりは、グリーンインフラを構成する重要な要素です。みどりが持つ機能を最大限引き出し、健康、福祉、子育て、教育、コミュニティ形成、地域経済等の様々な地域課題の解決につなげるため、他分野の連携による課題への多方面からのアプローチとして、本計画における施策・取組について分野間連携による実施を促進します。

グリーンインフラによるみどりの保全・豪雨対策～東京都世田谷区における取組より～

東京都世田谷区では、グリーンインフラによるみどりの保全や豪雨対策の取組として、都市公園等に雨水貯留浸透機能を持つ窪地状の植栽地（レインガーデン）や緑溝等を整備しています。グリーンインフラによる施設整備は、例えばレインガーデンでは、雨水が貯留されることで、浸水被害を軽減するとともに、雨天時には平常時とは違う風景が創出されるなど、新たなみどりの景観を創出し、まちなかの魅力を高める可能性を持つものです。

また、グリーンインフラの持つ「地下水涵養」「流域対策」「緑化」「みどりの保全」「雨水利用」「ヒートアイランド対策」の6つの機能に着目し、このうち3つ以上の機能を持ち、みどりの基本計画策定以降に整備した道路、公園、建物等の施設について、紹介することを目的に整備した施設を「せたがやグリーンインフラライブラリー」としてまとめ、区ホームページにおいて一般公開することで、区民等へのグリーンインフラの周知を実施しています。



レインガーデン（シモキタ雨庭広場）



図 せたがやグリーンインフラライブラリー
(出典：せたがやグリーンインフラライブラリー2022)

(2) 誰もが心豊かに過ごすことができる快適な空間づくり

市内では整備から数十年が経過し老朽化した公園も多く、既存公園のポテンシャルを発揮させるためには、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが安心・安全に利用できる場として再整備や利活用を推進することが重要となります。

本市では既存の公園施設における老朽化対策としては静岡市公園施設長寿命化計画（令和6（2024）年6月改定）を策定し、老朽化が進む公園施設について、ライフサイクルコストの縮減を考慮し、計画的な更新を推進しています。また、市街地を彩る街路樹については、静岡市道路附属物維持管理計画（街路樹編）（令和5（2023）年）に基づき、効率的な維持管理の推進や樹種の改善を推進することで、良好な景観の形成につながります。

その他、あさはた緑地等では、すべての利用者が障壁なく遊ぶことのできるインクルーシブ遊具を導入する等の取組も進めており、公園を誰もが安心・安全に公園を利用できる場とするための取組を引続き推進します。



良好な景観形成に寄与する街路樹
（一）静岡環状線



憩いの場の創出（駿府城公園）

みどりのある暮らしの実現に向けて～静岡市職員有志による取組～

静岡市役所ではみどりに関心のある職員有志により活動団体を結成し、みどりのある暮らしの実現に向けて活動しています。

これまでの検討では、身近なみどりの情報発信、みどりに関心ある人材育成や静岡市らしい植物園のあり方など、みどりのある暮らしの実現に向けた視点を整理しています。

今後は、市民へのアンケート調査や緑化イベントへの出展などを通じて、市民のみどりに対する意識醸成や緑化推進に関わる市民活動を促進するための方策を検討していきます。



園芸市でのみどりの情報発信の取組

(3) 都市農地を活かしたまちづくりの推進

都市農業振興基本計画（平成 28（2016）年5月農林水産省）では、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置づけを、都市に「あるべきもの」へと大きく転換しました。本市も国の計画に即して、平成 30（2018）年に「静岡市都市農業振興基本計画」を策定しました。

都市農地は、地元産の新鮮な農作物を供給するばかりでなく、生活に安らぎや潤いをもたらす緑空間としての機能や、子どもから高齢者までが身近に自然と触れ合える場としての機能等があり、市民の生活の質を高める重要な要素であることから、みどりの観点からも、将来にわたって保全・活用していくことが重要です。

特に、減少傾向にある生産緑地地区を含む都市農地については、相続に伴う生産緑地地区の減少を防ぐとともに、新たな指定を進め、農地保全の担い手や保全主体等についての対応策を検討するなど、減少に歯止めをかける必要があります、今後のあり方の検討が求められます。

さらに、生産緑地地区については、みどりが不足する地域などの状況に応じて、農地以外の利活用について検討します。

(4) 市街地周辺における自然環境の里山としての保全・利活用の推進

本市の市街地周辺には、浜石岳、有度山、賤機山、谷津山、八幡山、鯨ヶ池等の丘陵地や樹林地をはじめとした豊かな自然環境があります。市街地周辺の樹林地や丘陵地について、温室効果ガスの吸収促進や生物生息環境の確保、安全性の向上、レクリエーション利用の拡大等の本来緑地が持つ機能を十分に発揮させることは、良好な市街地形成にとって重要な視点です。

特に市民生活との関わりの深い、賤機山、谷津山、八幡山、鯨ヶ池は、身近で貴重な自然環境を有する「里山公園」として保全・利活用を推進します。

なお、取組にあたっては、特別緑地保全地区等の指定や森林環境譲与税などを活用し、緑地を適正に保全・管理するとともに、眺望やレクリエーションなどを楽しめる場としての利活用を市民や事業者などの多様な主体との共創により進めていきます。



図 今後重点的に利活用を図る里山公園

<里山公園の創出に向けた先導的な取組>

①谷津山における取組

- ・豊かな自然環境を有する谷津山について、放任竹林対策や眺望の改善、利用環境の向上に取り組み、市民が身近に親しむことのできる自然環境の保全や利活用を図ります。



②鯨ヶ池における取組

- ・豊かな水辺空間を有し、古くから釣場やハイキングなど広く市民に親しまれている鯨ヶ池において、隣接する鯨ヶ池老人福祉センターとも連携を図りながら、市民が集え憩える空間として自然環境の保全や利活用を図ります。



5-2 しなやかに使いこなす仕組みをととのえる

公園は、誰でも自由に使える空間という基本的な認識のもと、多様化する利用ニーズに応えるとともに、エリアマネジメント等の多様な主体によるまちづくりの核となるよう、公園の特性に応じた利用ルールの弾力化や新たな利活用に向けた社会実験の推進等のしなやかに使いこなす仕組みづくりを推進します。

(1) 利用ルールの弾力化

公園の利用ルールは、静岡市都市公園条例や規則に基づき、基本的事項については設定されていますが、公園のポテンシャルを最大限発揮するためには、多様化する利用ニーズに柔軟に対応されるよう、協議会制度の活用も含め、利用ルールの弾力化を推進します。

【協議会制度とは？】

協議会制度とは、都市公園法第17条の2に定められた制度であり、都市公園の利用者の利便の向上を行うことを目的に平成29(2017)年に創設されました。令和2(2020)年度末時点で全国に111の協議会が設置されています。

■制度の概要

- ・公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができます。
- ・公園管理者、関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者が構成員となります。
- ・各構成員には、協議が整った事項について尊重義務があります。

■協議会における協議事項(例)

- ・地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- ・キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- ・都市公園のマネジメント方針、計画 等

協議会制度の活用によるニーズに合わせたルールづくり～千葉県船橋市の取組より～

千葉県船橋市では、有識者、市民代表等で構成する「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を開催し、公園におけるボール遊びの試行と検証を実施したうえで、ボール遊びが可能な公園と利用ルールを設定しています。

利用に関するルールや制限が多いと言われがちな公園ですが、協議会制度の活用により、ルールの柔軟な運用につなげることが可能となります。

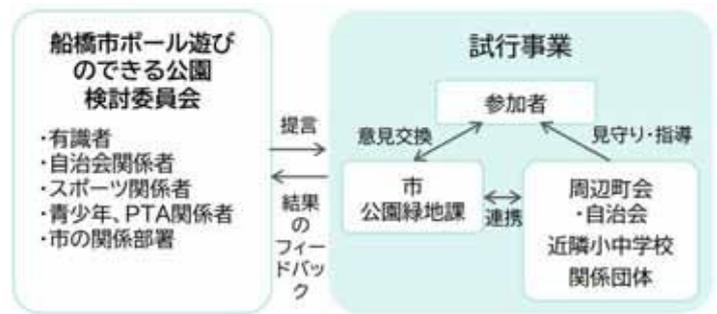


図 「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」における関係主体・実施体制

(2) 社会実験の場としての利活用

公園の利活用の一つとして、社会実験により地域の変化するニーズへの対応を試行的に実施し、公園の利活用の可能性を探る取組を推進します。また、これらの取組は、公園を核としたまちづくりへの展開につながることを期待されるものであり、まちづくり分野との連携による推進が重要となります。



公園の利活用に関する社会実験（青葉緑地）

5-3 みどりの担い手を広げ・つなぎ・育てる

財政面、人的側面での制約を抱えるなかで、柔軟な管理運営を実現するためには、みどりの維持管理や利活用を支える担い手を広げ・つなぎ・育てることにより、公民共創を進め、様々な主体の共創により、みどりの持つ機能が最大限発揮される環境を整えることが重要となります。

(1) みどりを活用した地域課題解決に関わる担い手づくり

社会共有資産であるみどりを持続的に管理運営していくには、地域住民や利用者、行政など多様な関係者間の連携が重要となります。

また、市民の「やりたい！」という思いに寄り添い、その実現に向けて行政が下支えし、みどりに主体的に関わりたいと思える機運を醸成することが必要となります。

本市では、こうした機運を醸成するために、市民が身近な地域で課題と感じていることを「みどりを活用することで解決できる」と実感できるような学びや実践の機会を創出します。

さらに、身近な公園や花壇などのみどりを活用して、周辺住民や行政など多様な主体との協働を促進し、みどりを活かしたコミュニティの形成や発展を支援する人材の発掘や育成のあり方を検討していきます。

(2) 公民共創の促進

Park-PFI、指定管理者制度、PFI 事業等、公園における公民共創の形は多様化しており、公園の特性により公民共創の手法について検討することが重要となります。

指定管理者制度については、駿府城公園やあさはた緑地等において導入されており、PFI 事業については、大浜公園の再整備において導入されています。これらの事業の中で培ったノウハウを活かしながら、他の公園への展開について検討を推進します。また、指定管理者によるエリア内における複数の公園等における包括的な管理の実施や市民協働の中間支援、Park-PFI 事業と公園全体の指定管理者の同時募集、指定管理者への行為許可権限の付与等、事業者の創意工夫につながる指定管理者制度の運用についても検討を推進します。

Park-PFI の活用については、令和元（2019）年に作成した **Park-PFI 活用事業導入方針** で示した対象公園を中心に、マーケットサウンディングによる事業者の参入意向やアンケートによる地域住民意向を把握したうえで着実に事業を推進します。



指定管理者の創意工夫による運営管理
(あさはた緑地)

(3) 事業者が参入しやすい環境づくり

公民共創による柔軟な取組を継続的・持続的に行っていくためには、事業者が事業に参入しやすい環境をつくることが重要であり、公園の整備・管理への参画を更に促進するための仕組みづくりを推進します。

公園における収益事業については、利用者の満足度の向上、地域の価値の向上等の評価につながるものが重要であり、行政・事業者の共創によりパブリックマインドを持ち取組を推進することが求められます。

また、都市再生整備計画に基づく事業等により、公民共創の都市デザインを促進し、まちなかにおける魅力的なみどりの空間を創出します。



エリアマネジメント団体による
公共空間の利活用

5-4 みどりの空間における DX の推進

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、「データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」（経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」）を指します。

公園 DX としては、デジタルデータの活用による公園整備・管理の効率化やデジタル技術を活用した利用者の利便性向上に関する取組等について公民共創により推進します。

デジタルデータを活用した公園整備・管理の効率化では、公園の利用、管理に関わるデータをデジタル化、オープンデータ化し、エビデンスに基づいた整備・管理に応用することや、リアルタイムでのデータの活用による公園の利活用の変革を図ります。また、AI を用いた都市の緑視率のモニタリング等も推進します。



AI を用いた都市の緑視率のモニタリング（青葉緑地）
（国土交通省 国土技術政策総合研究所の AI 緑視率調査プログラムを利用）

デジタル技術を活用した利用者の利便性向上に関する取組では、園内への Wi-Fi 設置や QR コードを用いた情報発信等により、より利用者が魅力を感じるサービスの提供を推進します。

また、公園をはじめとした本市のみどりを、地域の抱える課題解決に向けて DX による新たなサービスを生み出す社会実験の場として活用する等、公園DXの具体化について、事業者等との連携により検討を推進します。

産学官連携による新技術の活用～平城宮跡歴史公園の取組より～

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県奈良市）では、新技術を活用して公園サービスの向上を目指す社会実験を産学官連携のもとで実施しており、利用者の利便性向上や、維持管理の省力化など公園の抱える課題解決に向けて自動運転、V R 歴史体験、ドローン航行、A I 画像解析など多岐に渡る実験を展開しています。

公園 DX では、産学官をはじめとした様々な主体との連携により、利用者ニーズに合わせたサービスの提供や管理負担の削減をはじめとした対象とする公園の持つ課題への対応を検討していくことが重要です。

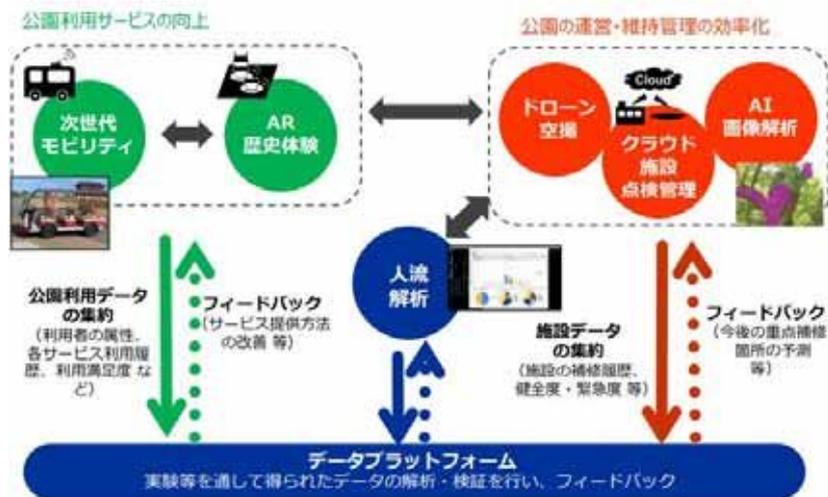


図 平城宮跡歴史公園における産学官連携による新技術の活用

第6章 計画の推進に向けて

本章では、「6-1 特に推進が求められる取組」において本計画の中でも特に優先的に実施する事項について示したうえで、「6-2 計画の取組主体と推進体制」において、本計画の取組を推進する際の主体と体制について明確にするとともに、「6-3 計画の進行管理」において本計画の進行管理の手法と具体的な評価指標を定めることで、より実行力のある計画とします。

6-1 特に推進が求められる取組

本計画に基づく取組を着実に推進するため、特に推進が求められる取組について整理します。

特に推進が求められる取組 1：

青葉緑地における取組

青葉シンボルロードは、静岡市中心市街地に位置する貴重な緑地帯を持つ道路です。この道路は、戦災や静岡大火を受けて、延焼防止帯として、幅 36m の広さで整備されました。過去には市営駐車場やおでん屋台が並び、時代とともに様々な役割を果たしてきました。市制 100 周年を記念して、平成 3 年に「水と緑」をテーマに再整備され、都心の憩いや安らぎの空間が創出されました。

しかし、整備から 30 年以上が経過したことで、施設の老朽化が進み、特に平日には人々が集まりにくく、沿道でも人通りが少ないこと、また空き店舗や未利用地の増加が課題となっています。この青葉シンボルロードは、まちなかの貴重な緑のオープンスペースであり、人々の価値観やライフスタイルの変化にあわせて活用することが、今後、静岡都心の価値向上に重要な役割を果たすと考えています。

そのため、静岡市では、青葉シンボルロードを「緑地」と「道路」を一体的に再整備し、より人に優しい空間として再生することを目指しています。再整備にあたっては、地域住民や事業者、利用者とビジョンを共有し、意見を取り入れることが重要です。公民の協力のもと、実証実験を行うなど、将来の姿を共有しながら、整備後の管理体制も視野に入れて進めていきます。



図 青葉緑地の活用例（青葉リビング）

特に推進が求められる取組 2：

駿府城公園における取組

駿府城公園は、徳川家康公が築いた駿府城が存在した場所であり、天守台跡の発掘調査により、時代の異なる2つの天守台と今川氏に関する遺構も発見された歴史的価値の高い公園です。

本市では、これまで、「静岡市駿府公園基本計画・基本設計」（平成3（1991）年）を策定し、平成17（2005）年には計画の再評価を行いながら、巽櫓、東御門、紅葉山庭園、坤櫓などを復元するための整備を順次進めてきました。平成24（2012）年には、駿府城を全国に発信し、市民にも城跡としての意識をより深めてもらうために、「駿府公園」から「駿府城公園」に名称を変更しました。

更には、平成28（2016）年から開始した発掘調査により、戦国時代末と江戸時代初頭の2つの天守台や金箔瓦などが発見され、唯一無二の文化遺産として高く評価されています。これからは、これまでの計画を踏まえて、駿府城の風格にふさわしく家康公時代の歴史を感じられる公園としての整備を進めるとともに、市民の日常的な憩いの場やイベントの開催、災害時の避難場所など、「総合公園」としての役割を担う公園として再整備を進めていきます。

■駿府城公園再整備事業



特に推進が求められる取組 4 :

大浜公園における取組

大浜公園では、「水に親しむ公園としての新たなスタート」、「富士山と駿河区を望む立地を活かした通年利用サービスの提供」「地域の憩いの場としての価値提供」を基本方針として、「年間を通したにぎわいの創出により、公園を中心とした交流人口が増加し、周辺地域の活性化に貢献します」を目指すべき姿に掲げ、公園全体の再整備を行っています。再整備では民間活力を導入した PFI 事業としており、プールを一新するとともに、これまでなかった芝生広場や木製大型遊具、カフェ等でくつろげる民間収益施設を設けることで、年間を通じて多くの人が楽しめる魅力ある公園に生まれ変わります。

公園全体の維持管理・運営では、民間のノウハウやアイデアを活かし、多くの人に愛され利用される公園づくりを目指していきます。

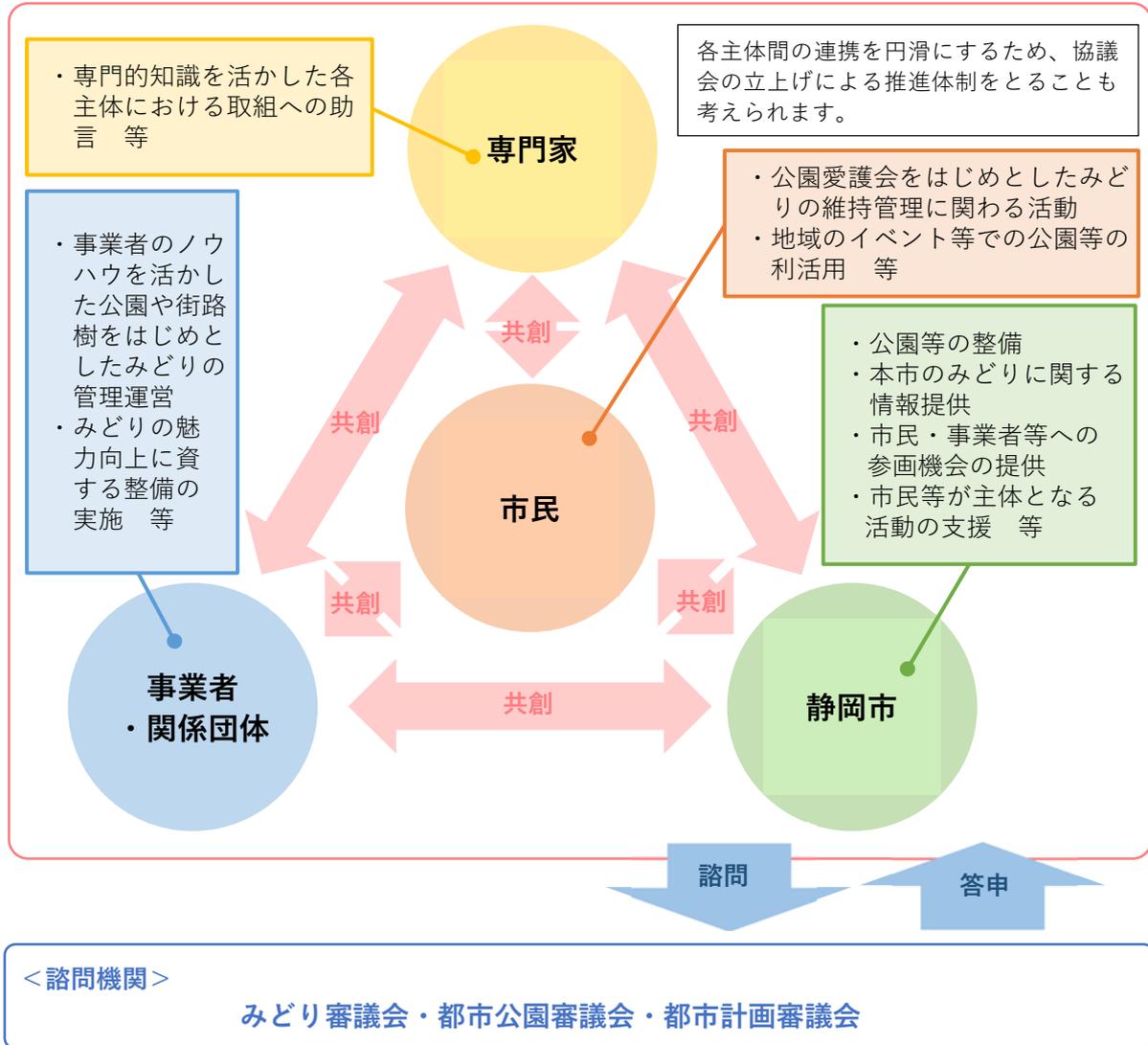
■大浜公園再整備事業



6-2 計画の取組主体と推進体制

本計画の将来像である「輝くみどりを未来につなぎ 人が輝き未来につなげる 人と自然の共生都市 静岡」の実現に向けては、市民、事業者・関係団体、専門家、静岡市の共創により取組を推進します。また、各取組主体の共創には、本市のみどりの現状や将来像、施策・取組の方向性について共有の認識を持つことが重要であり、本計画の内容をはじめとした本市のみどりに関する情報について、各取組主体への積極的な発信を推進します。

■推進体制



6-3 計画の推進方法について

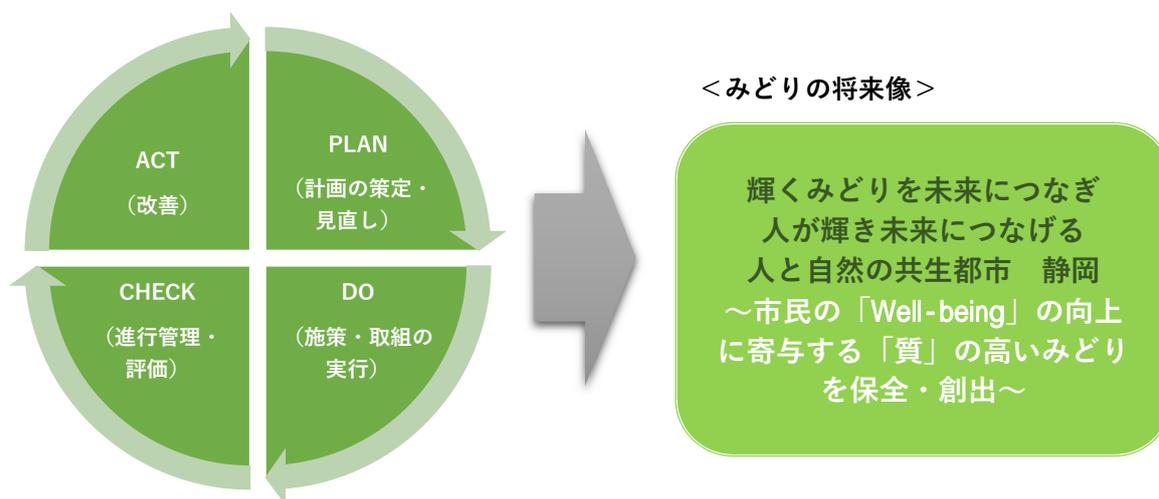
(1) PDCA サイクルによる計画の推進

本計画では、バックキャスト方式での計画策定を実施しており、みどりの将来像として「輝くみどりを未来につなぎ 人が輝き未来につなげる人と自然の共生都市 静岡～市民の「Well-being」の向上に寄与する「質」の高いみどりを保全・創出～」を定めたうえで、各基本方針に基づく取組を整理しています。

計画の推進に向けては、常にみどりの将来像の実現を念頭に置き、PDCA サイクルにより計画の着実な推進を実現するとともに、必要に応じて計画の見直しを実施します。

特に、「進行管理・評価」においては、本計画の目標について具体的な指標で設定し、目標指標の達成状況と本計画に位置付けた施策・取組の進捗管理結果との照らし合わせにより、各施策・取組が目標に与える影響を分析することで、必要に応じて計画の見直しにつなげます。

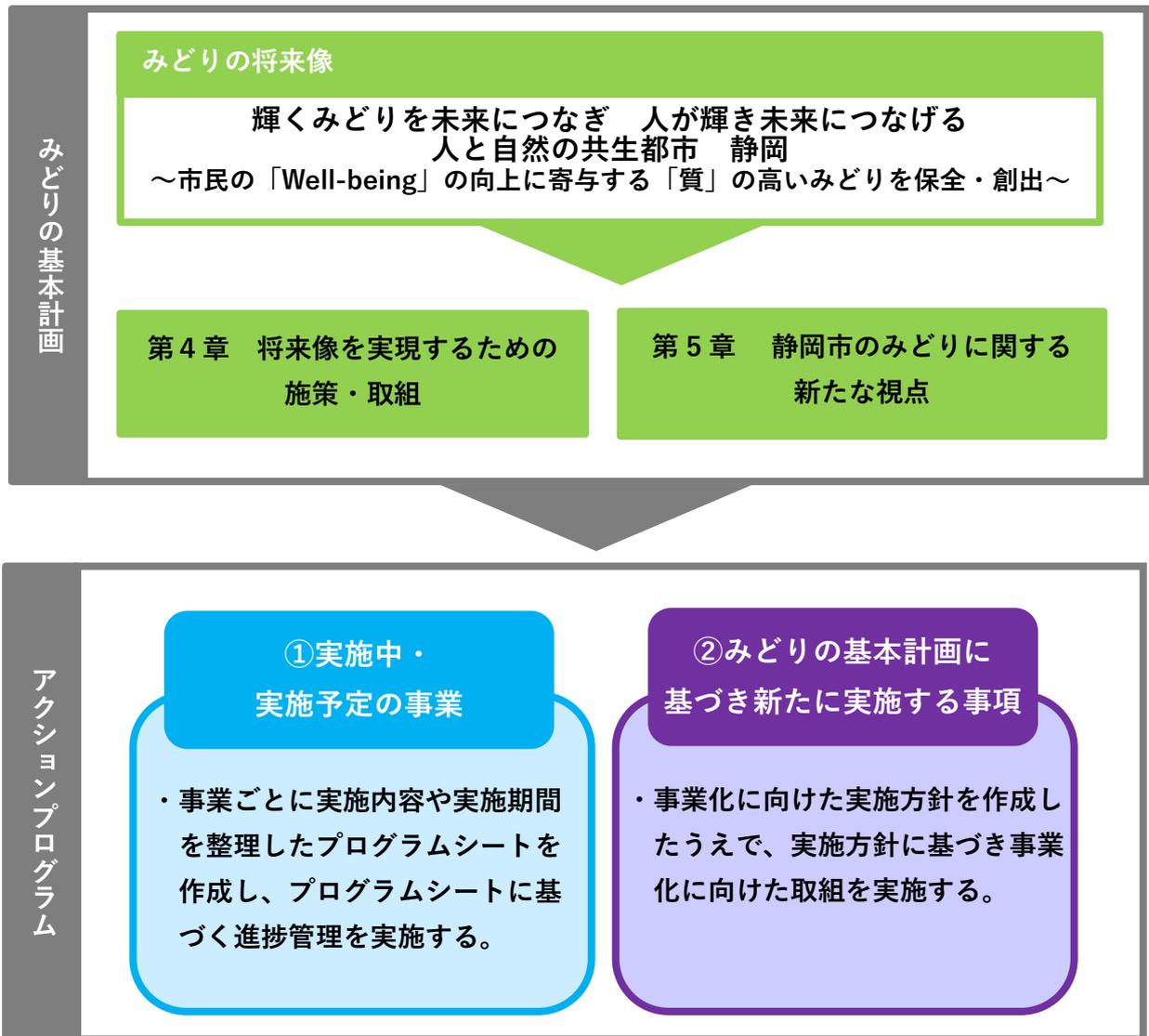
■みどりの将来像の実現に向けて PDCA サイクルにより計画を推進（バックキャスト方式）



(2) みどりの基本計画に係るアクションプログラムの作成

本計画を着実に推進するため、「第4章 将来像を実現するための施策・取組」及び「第5章 静岡市のみどりに関する新たな視点」より、「①実施中・実施予定の事業」及び「②みどりの基本計画に基づき新たに実施する事項」についてアクションプログラムとしてとりまとめます。

■みどりの基本計画とアクションプログラムの関係性



(3) 本計画の目標

本計画全体の目標として「身近な地域にみどりが多く、心地よいまちだと思える市民の割合の増加」を掲げるとともに、市民生活に最も身近なみどりであり、Well-being の向上に寄与する重要な要素である公園については、「公園に満足している市民の割合」についても併せて目標に掲げます。

■本計画の目標の現況値と目標値

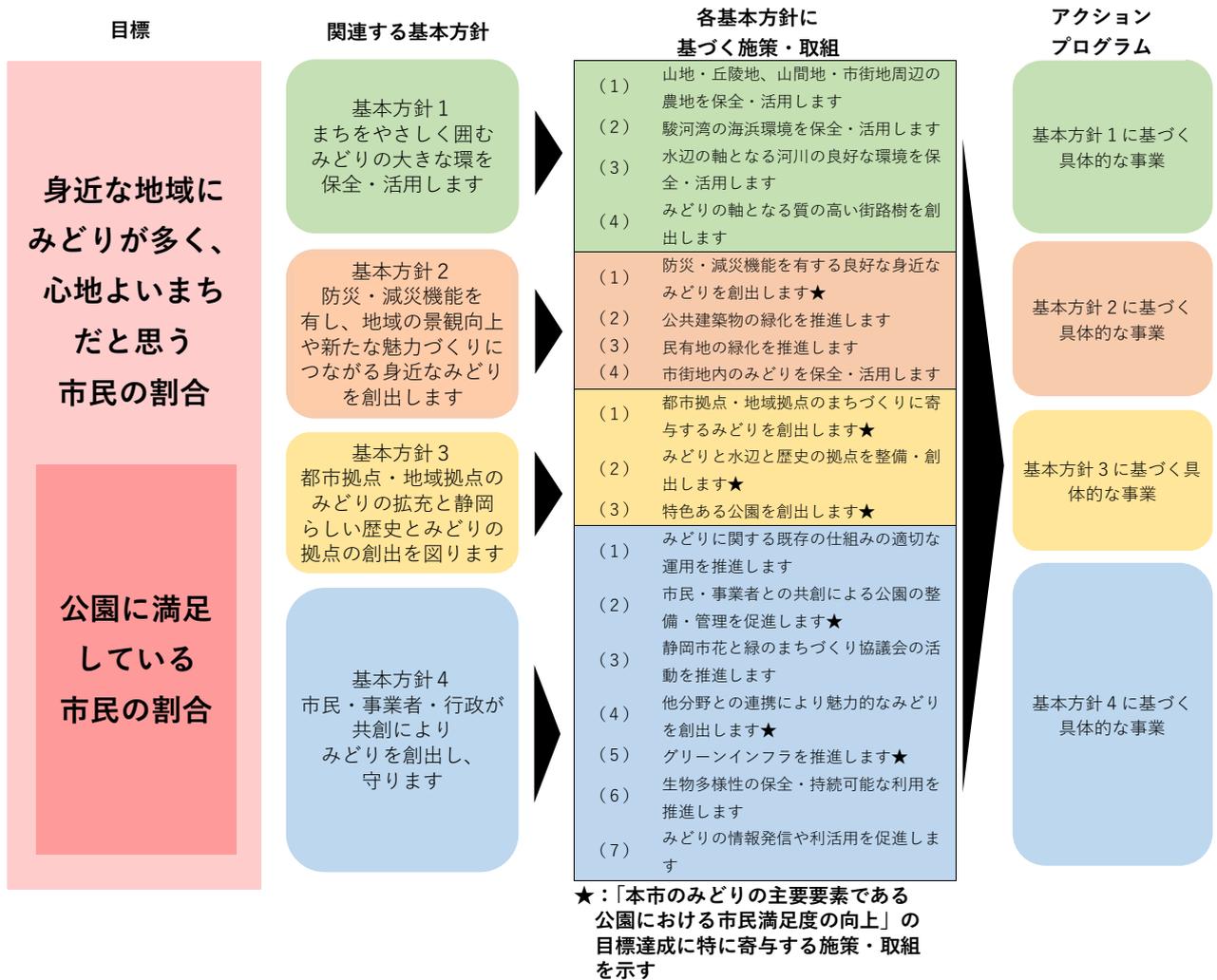
概要	現況 (令和 3 (2021) 年)	目標 (令和 12 (2030) 年)
身近な地域にみどりが多く、 心地よいまちだと思える 市民の割合	67.8%	80.0%

■公園に関連する目標の現況値と目標値

概要	現況 (令和 3 (2021) 年)	目標 (令和 12 (2030) 年)
公園に満足している 市民の割合	21.4%	40%

※政令指定都市における公園の市民満足度調査結果より、「満足」や「やや満足」等の合計の平均値を目標値として設定した。

■本計画の目標と目標達成に寄与する施策・取組



計画の推進にあたっては、目標の達成状況とアクションプログラムの実施状況とを照し合わせながら評価し、適切な進行管理を行います。

進行管理を行うにあたっての主な実施内容は下記のとおりです。

【主な実施内容】

- ・毎年度、アクションプログラムに登載した事業の進捗状況を把握します。
- ・概ね5年ごと、指標として設定する「本計画全体の目標」と「公園に関連する目標」の達成状況をアンケート調査等により確認します。
- ・多角的な視点から評価し、必要に応じて事業の見直しを検討します。
- ・事業の進捗状況については「静岡市みどり審議会」に毎年度報告し、外部からの評価を行います。

資料編

用語集

用語		用語の説明
英数字	SDGs ハブ都市	SDGs の普及、達成に向け、世界各国の都市をリードし、情報発信する役割を担う、国連から選定された都市のこと。
	SDGs 未来都市	SDGs の達成に向けて優れた取組を行う地方公共団体として政府から選定された都市のこと。
あ行	ウォークアブル推進都市	「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりを目指す政府の方針に賛同し、事業推進に取り組む自治体のこと。
	エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。
か行	街路樹	道路において、保全または植栽され、管理された樹木のこと。
	グリーン・トランスフォーメーション (GX)	持続可能な社会を実現するため、石油や石炭などの化石燃料の使用を控え、再生可能エネルギーなどに転換するとともに、経済社会システムや産業構造を変革し、成長につなげる取組のこと。
	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。
さ行	市街化区域	すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域のこと。
	市街地再開発事業	市街地内の土地利用の細分化や老朽化した木造建築物の密集、十分な公共施設がないなどの都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として実施する事業のこと。
	静岡県第 4 次地震被害想定	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波と相模トラフ沿いで発生する地震・津波における、「発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波 (レベル 1)」、「発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波 (レベル 2)」の被害想定のこと。

	用語	用語の説明
	静岡市都市山麓グリーンベルト整備事業構想	賤機山から興津川までの市街地北側山麓域について都市山麓グリーンベルト整備区域とし、土砂災害防止施設の整備を重点的に推進する事業構想のこと。
	静岡しみどり条例	みどりの保全と緑化の推進に係る「基本理念」をはじめ、市・市民・事業者の「責務」や具体的な施策となる「保存樹木等」「公共建築物、事業所等の緑化」「市民等との協働」を示すもの。
	市民農園	市民が自然の中で土と親しみ、農業への理解を深める余暇活動の場のこと。
	生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画のこと。
	剪定	枝を切りそろえること。
た行	第4次静岡市総合計画	長期的な視野に立ってまちづくりの方向性を示すもので、市政運営の最も基本となる計画のこと。
	治山施設	保安林の機能を維持し向上させるための治山事業の中で山地の荒廃を復旧するためや荒廃を未然に防ぐために設置される人工的な施設や構造物のこと。
	デジタル・トランスフォーメーション（DX）	ICT（情報通信技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
	都市計画公園	都市計画決定された都市施設である都市公園のこと。
	都市公園	都市公園法第二条において掲げる都市公園のこと。
	都市公園法	都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めた法律のこと。
	都市再生整備計画	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための計画のこと。
	都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと。
	都市緑地法	良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律のこと。
	土地区画整理事業	全ての宅地を整形するとともに、道路や公園、上・下水道なども総合的に整備する事業のこと。

用語		用語の説明
は行	ヒートアイランド	人間活動が原因で都市の気温が周囲より高くなること。都市の気温上昇に伴い生活上の不快や熱中症等の健康被害の拡大、生態系の変化等が懸念されている。
	歩行者利便増進道路制度	ほこみちと呼ばれ、道路への新しいニーズが高まり道路空間の構築を行いやすくするためにできた制度のこと。
ま行	まちなかウォークブル推進事業	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業のこと。
ら行	流域治水	気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策のこと。



静岡市緑地政策課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL:054-221-1432 FAX:054-221-1294